ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014 2 FEBRUARY

転機を迎える中国の農業政策・農村金融

●中国における食糧安全保障戦略の転換

●中国の大規模稲作経営・家庭農場

●中国の農村信用社連合組織の構造と機能

●給食受託企業の地場産野菜の調達行動

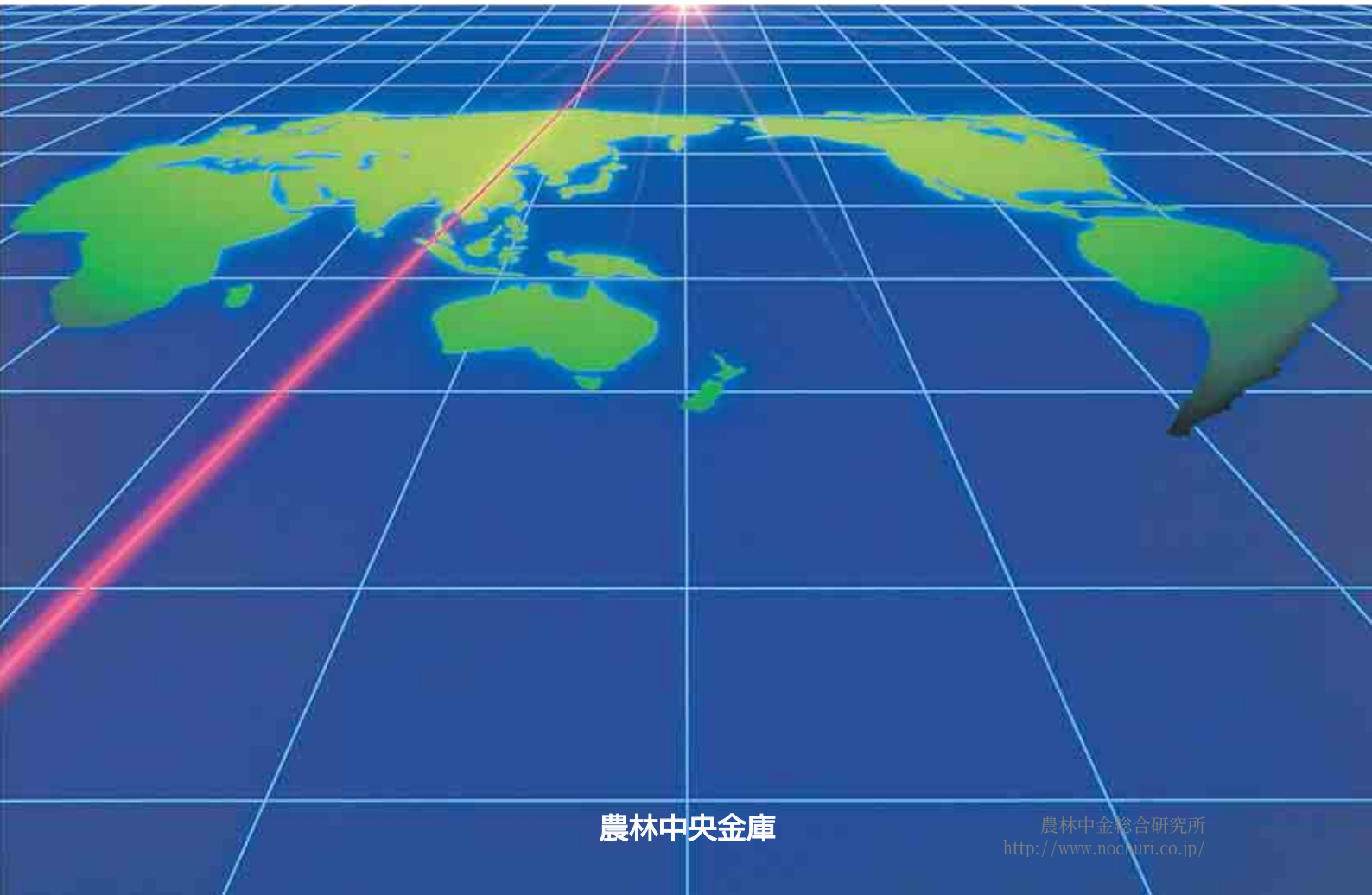

農林中央金庫

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

東アジアと中央アジア
──キルギスに行って考えたこと──

キルギスが日本文化のルーツであるという栗本慎一郎氏の著書『シルクロードの経済人類学』を読んで以来，キルギスに強い関心を持っていたが，そのキルギスに昨年JICAの仕事で訪問する機会を得た。キルギスを含む中央アジアは，古代よりメソポタミア，ギリシャ，インド，中国などの文明が流れ込み「文明の十字路」と呼ばれてきた。また，インドから東アジアに仏教が伝わったルートでもあり，シルクロードを通して東西文明をつなぐ重要な地域であった。

キルギスは中国のすぐ西に位置する人口５百万人程度の小国であり，天山山脈を望む自然豊かな国である。かつてソ連邦に属していたが，ソ連崩壊後に独立し，欧米や日本の支援を受けて市場経済化を進めた。キルギスは当初「改革の優等生」と称され，旧ソ連では最も早く97年にWTOに加盟したが，汚職問題等による政治的混乱もあって経済は低迷し，農業においても集団農場解体後，資金不足によって農業機械の更新が進まず生産の停滞が続いた。

こうした状況は旧ソ連のほとんどの地域で起きたことであったが，ロシア，カザフスタンなどの資源国は資源価格高騰によって経済は次第に回復軌道に乗り，それに伴ってロシアと中央アジアの地域間協力が進展し，2000年にユーラシア経済共同体，10年にロシア，カザフスタン，ベラルーシによる関税同盟が結成された。また，中東問題を背景にこの地域に影響力を増しつつあった米国に対抗して，01年に中国，ロシア，中央アジア諸国をメンバーとする上海協力機構が結成され，現在ではインド，イラン，パキスタン，モンゴルなどの国もオブザーバーとしてこの機構に参加している。

ソ連崩壊以降，アフガニスタン，イラクなどで紛争が続くなかで，そのすぐ背後にある中央アジアは地政学的に重要な地域であり，特に新疆ウイグル自治区を抱える中国にとっては，中央アジア諸国と良好な関係を保つことは内政問題に直結する重要な課題になっており，昨年，習近平中国国家主席は中央アジア諸国を歴訪し「シルクロード経済ベルト構想」を打ち出した。

日本政府も中央アジアの重要性は認識しており，独立当初からODA等による経済支援を行い，04年より「中央アジア＋日本」対話が続けられてきた。しかし，90年代後半に日本人が殺害されるテロ事件が起きたこともあり，残念ながら日本は中央アジア諸国と緊密な関係を構築するに至っておらず，先方の日本への期待が高いにもかかわらず，中央アジアに対する日本国民全体の理解は不十分なものにとどまっている。

戦後の日本では，多くの国民が国際関係を米国を中心に考える性向が染みついているが，世界の枠組みは近年大きく変化してきており，「ユーラシア」という観点から世界地図をもう一度見直してみる必要があろう。

（（株）農林中金総合研究所 基礎研究部長　清水徹朗・しみず てつろう）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第67巻　第2号〈通巻816号〉

目　次

今月のテーマ

転機を迎える中国の農業政策・農村金融

今月の窓

東アジアと中央アジア
——キルギスに行って考えたこと——
（株）農林中金総合研究所 基礎研究部長　清水徹朗

増大する食糧需要に増産と輸入の戦略的結合で対応
中国における食糧安全保障戦略の転換
阮　蔚（Ruan Wei）——2

拡大する農地集積と受皿経営の高額地代を巡って
中国の大規模稲作経営・家庭農場
藤野信之——19

省農村信用社連合社を中心に
中国の農村信用社連合組織の構造と機能
王　雷軒（Wang Leixuan）——38

給食受託企業の地場産野菜の調達行動
尾高恵美——55

談話室

米の減反政策見直しを考える
食と農の政策アナリスト
農林水産政策研究所 前所長　武本俊彦——36

本棚

高橋信正　編著
『「農」の付加価値を高める　六次産業化の実践』
堀内芳彦——54

統計資料——70

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

中国における食糧安全保障戦略の転換

──増大する食糧需要に増産と輸入の戦略的結合で対応──

主席研究員　阮　蔚（Ruan Wei）

〔要　　旨〕

1　2013年末，中国は食糧安全保障戦略の転換に踏み切った。主食用穀物のコメ，小麦の位置づけを飼料穀物や油糧種子と明確に分け，食糧安全保障の重点を主食用穀物の「絶対的自給」に置いた。一方で，主食以外の食糧は可能な範囲で国内生産するものの，不足分は輸入に依存する方針を示した。96年に打ち出した「食糧の95%自給」戦略の全面見直しであり，輸入を食糧供給の重要な一部に位置づけた，歴史的な転換といえる。

2　食糧安全保障戦略の大転換の背景には，中国が10年連続の増産を達成しながらも食糧自給率の低下を食い止めることができず，自給率が既に95%を恒常的に大きく下回っていることがある。耕地面積や水資源の制約からこれ以上の大幅な増産は難しくなる一方，人口の増加，所得上昇による食糧需要は増大を続けているためだ。加えて，生産コストの上昇と国による穀物買付価格の引上げによって，中国産穀物の価格競争力は大幅に低下し，WTO加盟で関税が引き下げられた輸入穀物に太刀打ちできなくなったという事情もある。

3　中国の食糧需要は今後も増え，一方，農家の経営規模の零細さ，生産コストの上昇など，中国の食糧の競争力が短期に回復することは見込めず，食糧輸入の拡大は今後も避けられない。この輸入の拡大を受け身的ではなく，戦略的で積極的に取り入れていこうというのは，中国農政の思考変化ともいえる。

4　今回の食糧安全保障戦略転換の最大のポイントは，「絶対的自給」を守る対象を食糧全体から主食であるコメと小麦に絞り込んだことである。これは，中国の巨大な需要をバックにした輸入がスムーズに行えるために，またさらに高まる可能性のある食糧輸入依存の社会的・政治的リスクを減らすために，有限な資源を主食に優先的に配分する選択であり，限られた資源の中でリスクを最小化する知恵ともいえよう。主食用穀物の絶対的自給を確保できていれば，他の食糧の輸入が脅かされても国内で飢餓などの混乱を回避することができる。

5　中国は今回の食糧安全保障戦略の転換で，今後輸入増の可能性のある食糧はどういうものかを世界に発信している。もともと，中国の巨大輸入量は世界穀物価格を支える役割があり，これらは合わせてより明確な形で世界の食糧増産を促すことになろう。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　食糧安全保障戦略の転換
（1）　輸入を食糧安全保障の手段へ
（2）　1996年に策定された95%食糧自給目標
2　輸入を食糧安全保障の手段に取り入れた背景
（1）　連続10年の増産でも輸入増加
（2）　食の高度化による食糧需要の急膨張
（3）　価格競争力の低下による輸入増
3　主食の絶対的自給の必要性
（1）　今後も続く食糧輸入の増加
（2）　主食の輸入依存のリスク
（3）　農家の穀物作付意欲維持と規模拡大
むすび

はじめに

中国の食糧生産は，歴史的にみて気候要因等により豊作と凶作を数年おきに繰り返し，深刻な飢饉が歴史上幾度となく発生してきた。「為政之要，首在足食（政治の要諦はまず民の食を足らしめることにあり）」とは，今日まで変わらない中国数千年来の歴史の教訓となっている。

だが，中国は2013年に10年連続の豊作を記録し，気候要因の影響を最小限に抑え，収穫量を安定させる基盤を確立した。中国の歴史では画期的なことである。にもかかわらず，習近平総書記を中心とする中国指導部は，13年末に開いたいくつかの重要会議において，食糧安全保障（以下「食糧安保」という）の重要性について改めて強い危機意識を表明し，食糧安保政策の見直しに踏み切った。国民が直接消費する穀物の絶対的自給を優先し，その代わりに不足する食糧は適切な輸入で補うというものである。96年に打ち出した「全ての食糧の自給率を95％に維持する」という戦略からの大転換である。

背景にあるのは，いくら国内増産しても需要増に追いつけず，輸入への依存を深めざるを得ない中国農業の現状がある。本稿では，輸入を食糧安保の重要な手段にした背景を分析したうえで，直接消費する穀物の絶対的自給を守る必要性とその達成措置を考察する。

なお，中国で食糧といった場合，国際慣習の穀物（コメ，小麦，トウモロコシの３大基礎穀物と雑穀）の他に，豆類（大豆，緑豆その他）とイモ類（ジャガイモ，サツマイモなど）を含んだ概念となる。その際，イモ類は５kgを穀物１kgに換算する。

また中国の統計慣習では，コメは籾ベースのデータであるが，本稿は，コメを玄米（69％）に換算したデータを使う。これらのうちコメ，小麦，トウモロコシと大豆の４大品目の生産量は全食糧生産量の９割以上（12年に92.6％）を占めているため，本稿はこの４大品目に絞る。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1　食糧安全保障戦略の転換

(1)　輸入を食糧安全保障の手段へ

中国は13年11月の共産党中央委員会第18期第３回全体会議（３中全会），12月の中央経済工作会議，中央農村工作会議という今後の国の運営方針にかかわる３つの重要会議を通じて，食糧安保政策について大きな転換を図った。中央経済工作会議では「国家の食糧安全を確実に保障する」ことを初めて主要任務の筆頭に掲げ，「国内に立脚し，生産能力を確保し，適度に輸入し，科学技術を支えとする食糧安全保障戦略を実施しなければならない」という基本方針を打ち出した。(注1)

続く中央農村工作会議では「中国の飯椀は自分の手に握っていなければならず，飯椀には中国の食糧を盛らなければならない。直接消費する食糧は自分たちに頼り，国内資源を重点作物に集中的に使い，穀物の基本的自給と直接消費する穀物の絶対的安全を確保する」という主食自給堅持の方針を改めて確認したうえで，「食糧の基本的自給を達成して初めて食糧安全の主導権を握り，経済社会発展の大局をコントロールすることができる」とその目的を示した。(注2)

一見すれば食糧安保の重要性を強調しただけにみえるが，「95％の食糧自給率の維持」というこれまでの食糧安保政策に比べて，２つの大きな政策転換が明示された。

第１は，食糧の概念を国際慣習に従って穀物と油糧種子に分けて対応する考えを初めて明示したとともに，「中国の飯椀」が示すように，人が直接食べる主食用穀物のコメ，小麦の位置づけをトウモロコシなど飼料穀物，大豆など油糧種子と明確に分け，食糧安保の重点を主食用穀物の自給に置くことを明確にした。コメ，小麦は「絶対的自給」，トウモロコシ等飼料や工業用の穀物は「基本的自給」という優先度の違いを打ち出し，自給率の数値目標を出さなかった。

第２は，主食以外の食糧，特に油糧種子は不足分を輸入に頼り，輸入農産物を食糧供給の重要な一部として正式に位置づけ，自給を補完する手段と位置づけたことである。いわば，主食の絶対的自給とその他食糧の適度な輸入依存が食糧安保政策の両輪となった。

こうした食糧安保戦略の転換は，中国の食糧自給率が既に95％を恒常的に大きく下回り，しかも輸入は不足時の緊急かつ臨時的なものではなく，常態化され，今後も拡大が避けられないとの認識を公的に認めたことになる。自給率の低下をもたらした要因は主として２つある。

一つは，中国農業が耕地面積や水資源の限界に直面する一方，人口の増加，食生活の向上による食糧需要の増大が続いていること。二つ目は，中国の食糧の価格競争力が大幅に低下し，輸入農産物に太刀打ちできなくなったことである。

２番目の理由に関しては，農家の経営規模の零細さ，WTO加盟後の関税引下げ，農民収入の増加を狙った穀物の政府買入価格

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の引上げという農業分野の要因だけでなく，人民元の上昇，人件費コストの増加などマクロ的な要因も作用している。これらを踏まえ，中国経済のグローバル化とともに，農産物の輸入の拡大も避けられないことを受け身的ではなく積極的に取り入れていこうという中国農政の思考変化があったのである。

（注１）「2013年中央経済工作会議在北京挙行」新華社電13年12月13日

（注２）中国共産党中央，国務院「農村改革の全面的深化と農業近代化の加速に関する若干の意見」新華社電14年１月19日

(2) 1996年に策定された95%食糧自給目標

実は，中国が96年に「95％の食糧自給率の維持」という初めての食糧安保政策を策定したのも，輸入増大に迫られた結果であった。鄧小平氏が改革開放政策を打ち出し，食糧増産が軌道に載った80年まで中国は食糧不足が続いていたが，当時は外貨も不足しており穀物輸入が出来なかったため，国内増産及び配給制による国内消費の抑制で需給バランスを取らざるを得なかった。長年，農政は「食糧を要とする」（以糧為綱）国内増産政策以外に選択肢がなく，世界市場とのかかわりはほとんどなかった。

80年代からの高度経済成長によって外貨が次第に潤沢になり，95年に凶作で食糧不足に直面した際に，コメ，小麦とトウモロコシの３大穀物をいきなり，純輸入量で1,800万トンも輸入し，世界市場にショックを与えた。前年までは中国は穀物の純輸出国だったため，そのインパクトは大きく，世界の穀物価格は75年以来の高値となった。

20世紀後半の世界の食糧貿易は，米国やオーストラリア，フランス等先進国が輸出し，輸入しているのは先進国では日本のみで，輸入の中心は途上国という南北問題的な構造があった。そのため，中国の穀物大量輸入の後，95～96年に北京を訪問した多くの途上国の指導者は「中国がこれからも輸入を増やすのか」という質問を中国側に繰り返し問い，「中国の輸入が増えると国際価格が上昇し，途上国は輸入できなくなる」との懸念を江沢民国家主席ら中国の指導者に伝えた。

こうした事態は途上国の盟主と自負する中国政府に衝撃を与え，96年10月に中国は初めて「中国食糧白書」を出して中国の状況を明らかにするとともに，同年11月にローマで開かれた世界食糧サミットに李鵬首相が出席し，「中国は95％の食糧自給率を維持する」という食糧安保宣言を世界に発信したのである。

この宣言によって食糧を輸入に依存する途上国はようやく不安を解消した。途上国の不安解消を主目的として発信された95％の食糧自給率目標は，事実上中国初の食糧安保政策となった。これは，外貨が豊富になるにつれ輸入が可能な選択肢の一つとなっても，国内の食糧増産で対応しようという戦略であった。

96～13年までの17年間，中国農政はあらゆる措置で増産を図り，輸入の拡大を抑制することに全力を挙げたが，03年以降は自給率が低下を続け，目標が有名無実化した。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

それでもなお達成困難な自給目標を掲げ続けたことで，無理な増産による生態系の破壊などが進んでしまったのである。

2　輸入を食糧安全保障の手段に取り入れた背景

(1)　連続10年の増産でも輸入増加

中国政府にとって大きな衝撃だったのは，03年以降，食糧増産のための様々な政策努力を続け，連続10年の増産を達成しながらも食糧自給率の低下を食い止めることができなかったことである。その状況を時系列で追ってみよう。

96年の自給率目標の発表以降，中国政府は食糧生産目標について各省のトップが責任を負う「省長責任制」を導入した。中国が重要な政策を達成する際に用いる手法であり，社会主義の伝統に基づくノルマである。

さらに政府の食糧買付価格の引上げで農民に増産インセンティブを与え，作付面積の拡大にも取り組んだ。その結果，96年に４大品目の生産量は前年比8.5％の高い伸びとなり，しかも99年まで４年連続で大増産となった（第１図）。このことが中国農業にとってひとつの悲劇となった。極端な供給過剰に陥り，余剰となった穀物を納める倉庫が不足し，野積みされた穀物は品質が劣化して大量の廃棄を招いた。

そのため，財政負担が膨張，市場価格も低迷し，農家は豊作貧乏に苦しむこととなった。中国にとって食糧余剰は史上初めて

第１図　中国の4大食糧生産量とそのシェア

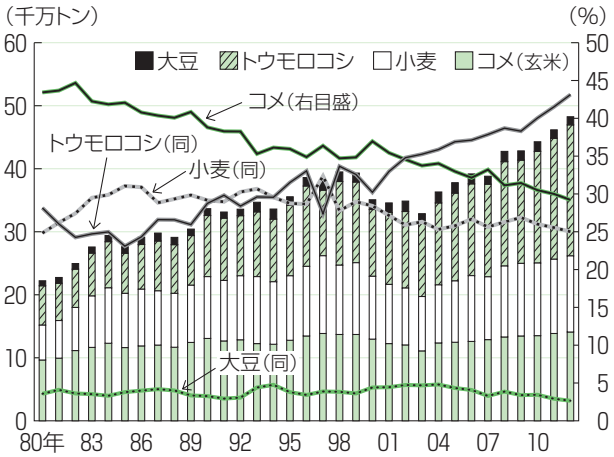

資料　『中国統計年鑑』各年版から作成

といってもいい経験だったが，農業政策，食糧政策には大きな試練となった。対応策として採られたのは中国版の減反政策だったが，増産の旗印を下げるわけにはいかなかったため，「退耕還林（開墾した田畑を森林に戻す）」という生態系回復を名目に実施された（阮（2008））。実際，行きすぎた農地開発による生態系の破壊で98年の長江大洪水がもたらされたという認識が背景にあった。

その後，食糧の作付面積は00～03年の期間に低下の一途をたどり，食糧生産量も同様のカーブを描いて，03年に４大品目の生産量は96年比14.9％減まで削減されたのである。冷静にみれば，96年から03年までの期間は中国の食糧生産にとって慌ててアクセルを踏み込んだ後，慌ててブレーキを踏むという混乱期であり，中国特有の政策のオーバーシュートであった。並行してマクロ経済では中国にとって大きな変化が生まれつつあった。

01年に中国は世界貿易機関（WTO）に加

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

盟し，それを契機に外資の直接投資が急増したのである。外資の輸出型工場の進出によって雇用，輸出ともに急拡大し，経済成長は加速した。個人の所得は急激に伸び，食への支出が拡大を始め，食糧需要は再び増大に向かい始めたのである。中国農政が食糧余剰の解消に追われていた時期に，皮肉なことに食糧需要の増加ステージが始まっていたのである。

この需要の伸びに今度は食糧供給が追い付かなくなり，国内食料品価格は03年から急ピッチで上昇を始めた。中国政府は04年から再び食糧増産のアクセルを踏み，04～13年まで連続10年の増産となったのである（阮（2012b, 2004））。４大品目の生産量は04年の３億6,321万トンから12年の４億8,246万トンへと，期間中約1.2億トン増加し，伸び率は年率平均で3.6％に達した。

だが，注目しなければならないのは，この時期にもはや国内増産だけでは足りず，食糧輸入も急拡大したことである。４大品目の純輸入量（輸入量－輸出量）は90年代においては半分以上の年でマイナスすなわち輸出超過だった（第２図）。03年でも輸入量は31万トンにすぎなかった。ところが，04年には純輸入量は2,358万トンに急増，12年にさらに6,763万トンに増え，04～12年の期間に年率平均で14.1％の伸びとなった。05年に４大品目の合計で中国は世界最大の食糧輸入国となったのである。

「見なし食糧総消費量（生産量＋純輸入量）」は，00年の３億4,842万トンから，04年の３億8,679万トン，12年の５億5,009万トンへと04～12年の間に１億6,330万トンも食糧消費が拡大した。ここで在庫率やロスを捨象すれば，「見なし食糧総消費量（生産量＋純輸入量）」を分母とし，国内生産量を分子としたものが「見なし自給率」となる。これは03年には99.9％あったが，04年に93.9％と既に自給率目標の95％を割り込み，12年には87.7％まで低下したのである。

第2図　中国の4大食糧の純輸入量

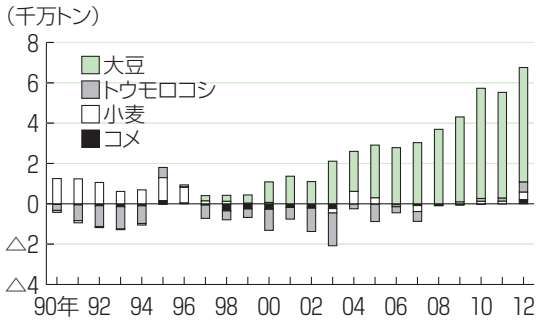

資料　『中国海関統計』各年版から作成

内容をみると，輸入超過になったのは周知の大豆だけではなく，10年にはトウモロコシ，さらに12年には中国が競争力に自信を持っていたコメも輸入超過に転落した。12年の純輸入量は，大豆5,672万トン，トウモロコシ515万トン，小麦369万トン，コメ207万トンとなり，４品目すべてが輸入超過である（第２図参照）。それでも12年の「見なし自給率」は，大豆の18.4％だけが極端に低いだけで，トウモロコシは97.6％，小麦は97％，コメは98.6％と穀物３品はまだ高い水準にある。だが，それらも輸入増加のトレンドが定着しつつある。

食糧輸入の重みは金額ベースで確認するとより明確である。中国の農業貿易収支は00年には54億1,900万ドルの黒字であり，07

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　中国の農産物貿易収支

（単位　百万ドル，%）

	00年	05	06	07	08	09	10	11	12
農産物輸入額（HS01～24類までの計）	9,433	22,188	23,629	33,199	50,410	46,274	61,016	77,026	92,167
農産物貿易収支	5,419	4,274	6,583	2,264	△11,580	△8,037	△13,389	△18,409	△31,076
うち穀物と穀物粉（HS10～11類の計）の収支	1,069	18	206	1,739	281	△98	△861	△1,361	△4,285
油糧種子（HS12類）の収支	△2,195	△6,776	△6,794	△10,638	△21,139	△19,159	△25,014	△29,698	△35,970
動・植物油（HS15類）の収支	△894	△3,027	△3,529	△7,249	△10,206	△7,407	△8,515	△10,996	△12,474
農産物貿易収支の全貿易収支に占める割合	22.5	4.2	3.7	0.9	△3.9	△4.1	△7.4	△11.9	△13.5

資料　第2図に同じ

年までは黒字を維持していたが，08年に一気に115億8,000万ドルの大幅な赤字に転落，12年にはその３倍近い310億7,600万ドルにまで赤字額が膨張したのである（第１表）。12年の中国の貿易収支は2,303億ドルの黒字だが，その13.5％にもあたる金額の赤字を食糧を主とする農産物貿易だけで出したのである。

これが中国にとって将来的な不安要因になるのは，貿易収支が08年の2,981億ドルの黒字をピークにすでに減少傾向にあり，11年には1,549億ドルまで低下したからである。人件費の高騰，人民元の上昇など中国の交易条件は悪化の一途をたどっており，今後，貿易黒字は一段と縮小する可能性が高い。とすれば，食糧貿易における赤字増大は中国政府にとっていずれ看過できない問題になる恐れがある

(2)　食の高度化による食糧需要の急膨張

10年もの増産を続けながらも自給率が急低下したのは食糧の需要サイドに主な原因がある。なぜ，需要はそれほど速いペースで伸びたのか。

中国の人口は00～12年の間に年間平均720万人ずつ増加しているが，伸び率は0.54％とそれ以前に比べむしろ大きく鈍化している。人口要因以外に食糧需要膨張の要因をみるべきである。注目すべきは，食肉消費の急増が象徴するような，所得向上による食生活の高度化である。

中国の１人当たり国内総生産（GDP）をみると，00年の945ドルから10年に4,422ドルへと00年比で４倍以上となり，12年には6,071ドルにまで膨張した。一般に3,500ドル超を中進国，それ以下を途上国と呼んでいることから，この時期に中国は途上国から中進国に転換したといえる。中国の歴史上，最も個人の収入が伸びた時期であり，食の高度化も進んだ。

所得上昇による食の高度化の第一ステップは植物油需要の増加に表れ，第二ステップは食肉消費の増加に表れる。FAOの統計によると，中国の１人当たり年間食肉消費量は90年代末に日本を上回り，さらに08年に韓国を上回っている。第３図で分かるように，中国の食肉消費水準は同等の１人当たりGDP水準の国より高いことが分かる。

この食肉の消費水準を中国統計局のデータを使い，都市部と農村部に分けて見てみる。まず，都市家庭１人当たり年間食肉購入量（家庭内消費のみ）でみると，90年に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3図　1人当たりGDPと食肉消費量の比較
（1980～2009年間）

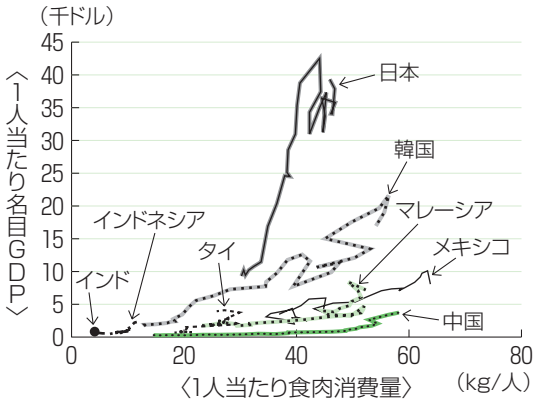

資料　FAOSTAT, IMFから作成

25.2kg，00年に27.4kgだったが，10年には34.7kgへと大きく増加し，さらに12年に35.7kgに達している（第２表）。90年代の10年間には2.2kgの増加にすぎなかったが，00年から10年の間には7.3kg増と90年代の3.5倍の拡大になった。都市部では外食の比率が高いことを考えると，都市住民の食肉の消費量はさらに大きいと推測できる。

また，中国の都市人口は00年の４億5,906万人から12年には７億1,182万へと２億5,276万人も増加し，都市化率は12年に52.6％へと50％を超えた。農村労働力は90年代以降，工場や建設現場などの労働者やサービス業従事者となって大量に都市部に流出したため，農村人口は１億6,615万人も減少した。一般的に，都市部労働者になれば所得が上昇し，食肉の消費も農村時代に比べれば拡大する。これは，都市化の進展とともに生じる食肉等「食の高度化」による食糧需要増である。

さらに，農村では，統計に入っていない一部の自家消費の野菜や鶏肉等は自給しているが，都市部に出て都市人口となった場合は全部購入せざるを得ず，新たな需要として顕在化する。

第2表　中国の都市と農村の消費水準比較

（単位　kg/人）

		85年	90	95	00	05	10	12
都市家庭1人当たり年間購入量	食糧	131.2	130.7	97.0	82.3	77.0	81.5	78.8
	食肉・家禽肉計	24.0	25.2	25.4	27.4	32.9	34.7	35.7
	牛・羊	3.0	3.3	2.4	3.3	3.7	3.8	3.7
	家禽	3.8	3.4	5.8	7.4	9.0	10.2	10.8
	豚肉	17.2	18.5	17.2	16.7	20.2	20.7	21.2
	植物油	6.4	6.4	7.1	8.2	9.3	8.8	9.1
	水産物	7.8	7.7	9.2	11.7	12.6	15.2	15.2
	卵	8.8	7.3	9.7	11.2	10.4	10.0	10.5
	ミルク	6.4	4.6	4.6	9.9	17.9	14.0	14.0
	野菜	147.7	138.7	116.5	114.7	118.6	116.1	112.3
農村家庭1人当たり年間消費量	食糧（コメは籾ベース）	257.5	262.1	256.1	250.2	208.8	181.4	164.3
	食肉・家禽と調製品	…	12.6	13.6	18.3	22.4	22.2	23.5
	うち豚・牛・羊	11.0	11.3	11.3	14.4	17.1	15.8	16.4
	うち豚肉	10.3	10.5	10.6	13.3	15.6	14.4	14.4
	家禽	1.0	1.3	1.8	2.8	3.7	4.2	4.5
	卵	2.1	2.4	3.2	4.8	4.7	5.1	5.9
	ミルク	0.8	1.1	0.6	1.1	2.9	3.6	5.3
	水産物	1.6	2.1	3.4	3.9	4.9	5.2	5.4
	植物油	2.6	3.5	4.3	5.5	4.9	5.5	6.9
	野菜	131.1	134.0	104.6	106.7	102.3	93.3	84.7

資料　第1図に同じ

一方，農村住民１人当たりの食肉消費水準は90年の12.6kgから00年の18.3kg，10年の22.2kg，12年の23.5kgへと増えたが，00～10年の増加量は3.9kgにすぎず，同時期の都市部の伸び7.3kgを大きく下回っている。これは逆に，今後農村部で所得の上昇ペースが速まれば，農村住民の食肉消費がさらに拡大する可能性を示している。

中国の食肉消費のうち，豚肉のウェイトは低下してきたものの，12年に依然として６

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

割以上を占めている。一般に豚肉１kgを生産するのに４kgの飼料が必要とされる。この比率に従って都市家庭１人当たり年間豚肉購入量だけで計算すれば，00年から12年の間に年間18kgの穀物が豚肉の形で消費増となっている(注3)。都市部家庭の１人当たり年間穀物購入量は12年時点で78.8kgであり，00年に比べ１人当たりでは3.5kgの減少であるが，購入した豚肉の生産に費やされた穀物の分を加えると逆に14.5kgの穀物消費増につながっていることになる。

そして，この新規に増加した飼料需要の相当部分は輸入に頼ることになった。世界に占める中国の食肉生産量と穀物生産量の変化をみると，さらにその関係は一目瞭然となる。

FAOの統計によると，世界に占める中国の割合は，90年から11年の間に，人口は22.1％から19.8％へと低下し，穀物生産量は19.0％から19.3％へと微増にとどまった（第４図）。だが，食肉生産量は15.7％から26.5％へと10.8ポイントも拡大した。中国では食肉消費が点火し，需要が急増したが，食肉生産に必要な飼料である油糧絞り粕と飼料穀物の生産は追い付かず，輸入に頼らざるを得なくなった。

第4図　中国の世界シェア

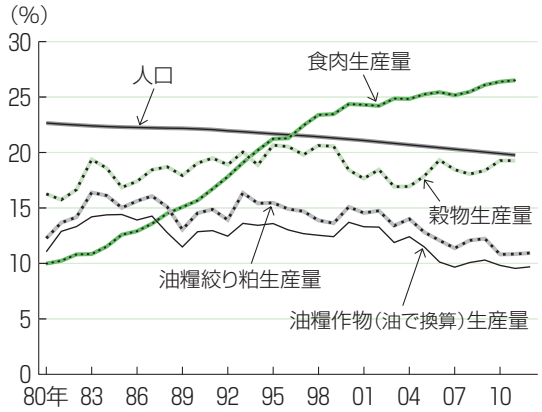

資料　FAOSTATから作成

（注３）12年飼料穀物相当量84.8kg（同年豚肉購入量21.2kg×４）から00年飼料穀物相当量（同年豚肉購入量16.7kg×４）を引いたもの。

（3）　価格競争力の低下による輸入増

自給率低下のもう一つ重要な要因は，中国の食糧の価格競争力が低下し，輸入が増加したことにある。穀物，特にインディカ米は中国が高い水準の在庫を抱えているが，輸入品が安いため，食品加工メーカーや飼料メーカーは輸入品の方を優先的に購入しており，国産の在庫調整が進まない状況になっている。

中国国内最大の消費地である広東省に到着した同等条件の国内穀物と輸入穀物の価格をみると，早稲インディカ米は，12年１月から13年まで国産品は輸入ベトナム米より１～２割高い状況が続いた（第５図）。小麦の国内価格は長い間輸入品より安かったが，13年になってから上回るようになり，13年７月から輸入小麦より約１割高い水準

第5図　中国国産米と輸入米の価格比較

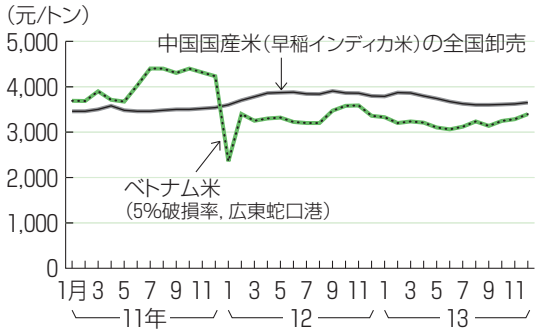

資料　China JCIから作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第6図　中国国産小麦と輸入小麦の価格比較

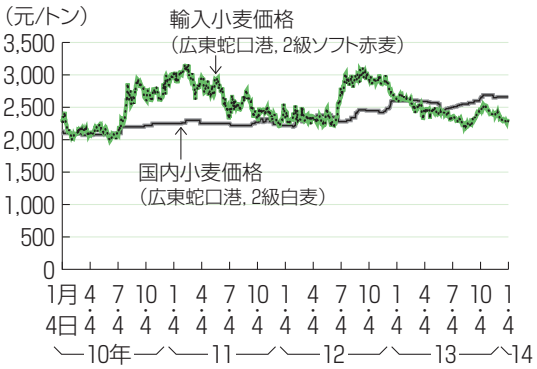

資料　第5図に同じ

にある（第６図）。トウモロコシは13年８月以降で輸入品は国産より２～３割安い状況が続いている（第７図）。

このように中国産穀物の価格競争力が低下した最大の要因は，政府の穀物最低買付価格の引上げによる国内市場穀物価格の全面的上昇である。中国は04年に政府が食糧を生産者から買い付け，国民などに販売する制度を全面的に廃止し，食糧流通を完全に市場化した。その際に農家の作付意欲が低下することのないように，コメと小麦については最低買付価格制度を導入した。買付価格は穀物価格が世界的に上昇した08年から引上げのスピードが速まるようになり，07～13年の５年間にジャポニカ米の最低買付価格は倍増，インディカの早稲は88.6％，白小麦は55.6％とともに大幅に引き上げられた（第８図）。トウモロコシと大豆は，臨時買付備蓄制度を08年から実施し，08～13年の間に買付価格はそれぞれ49.3％と24.3％引き上げられた。

政府が最低買付価格を引き上げたのは，人件費や化学肥料，地代など生産コストが大幅に上昇したためである。04～12年の８年間でみると，総生産コストは50kg当たり，早稲の場合，53.4元から116元へと117.4％，小麦は50.4元から105.6元へと109.4％，トウモロコシは42.7元から91.6元へと114.3％上昇した（第３表）。

また，製造業，サービス業など他産業の実質賃金が今世紀に入って急上昇したため，農業収入は絶対的にも相対的にも水準が低下し，農家の生産意欲を高めるには，農家の作付面積の大幅拡大ができない状況の下で，買付価格の引上げで実収入を増やす必要があったためだ。これまで農業労働力の農外移出は進んできたものの，農業労働力

第7図　中国国産トウモロコシと輸入品の価格比

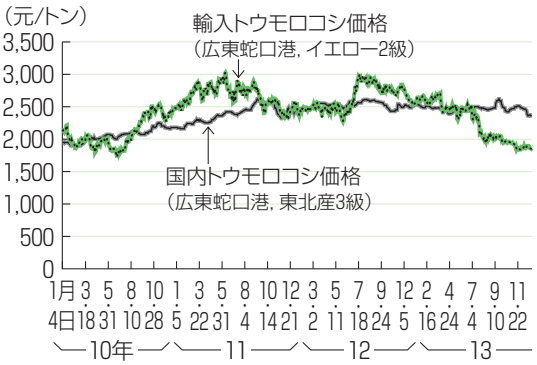

資料　第5図に同じ

第8図　最低買付価格の推移

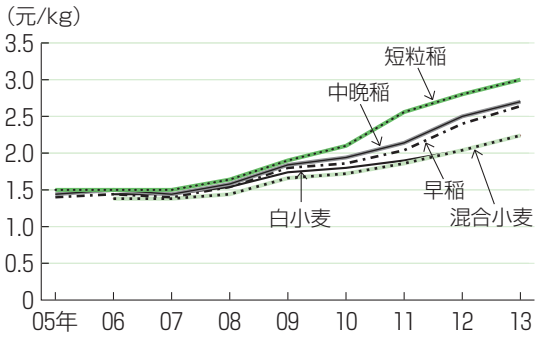

資料　中国国家発展改革委員会資料から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3表　2004～2012年食糧の農家販売価格，生産コストと収益

（単位　元/50kg）

	コメ平均			早稲インディカ			小麦			トウモロコシ		
	04年	12	12/04	04	12	12/04	04	12	12/04	04	12	12/04
平均販売価格	79.8	138.1	73.0	76.1	131.1	72.3	74.5	108.3	45.4	58.1	111.1	91.4
総コスト	49.1	108.7	121.5	53.4	116.0	117.4	50.4	105.6	109.4	42.7	91.6	114.3
うち生産コスト	42.9	90.6	111.2	46.4	99.5	114.3	44.2	87.5	97.8	35.7	73.6	106.0
純利益	30.8	29.4	△4.4	22.7	15.1	△33.7	24.0	2.7	△88.7	15.3	19.6	27.6
現金コスト	27.5	56.0	103.3	28.4	57.7	103.3	29.3	52.7	80.1	21.9	38.7	77.1
現金収益	52.3	82.1	57.0	47.7	73.4	53.8	45.2	55.6	23.0	36.2	72.4	100.0

資料　中国国家発展と改革委員会『全国農産品成本収益資料』2007年版と2013年版から作成

の絶対数が巨大なため，農家の平均的経営規模は零細なまま推移してきた。さらに，今後，農業労働力の都市への移転が順調に進んだとしても，農業労働力は2020年に2.1億人，2030年に1.6億人と高い水準が続くと予測している（韓俊（2013））。農家の平均経営規模を拡大することは今後も難しい。もともと，世界の９％の耕地面積，１人当たりで世界平均の４分の１しかない淡水資源で世界の約20％の人口を養っているため，農業に費やせる土地，水などの資源は米国やブラジルなどに比べはるかに小さい。

だが，最低買付価格の引上げは中国の食糧価格の競争力を低下させ，農産物輸入が急増するという副作用ももたらした。

また，中国産穀物の価格競争力の低下には人民元相場の上昇も影響している。人民元は05年７月に対ドルで2.1％切り上げられたのち，緩やかな上昇を続け，13年末までに累積で対ドルで30％の上昇となっている。他の工業製品と同様に穀物の競争力についても為替の影響は大きいのである。

一方，価格競争力が大きく低下した中国産穀物を輸入穀物から守る措置は限られたものとなっている。

中国が01年にWTOに加盟する際の条件の一つとして，３大穀物の輸入には関税割当制が導入された。割当枠が設定されているのは，コメの532万トン（中短粒種と長粒種各266万トン），小麦の963.6万トン，トウモロコシの720万トンであり（第４表），割当枠内の関税率は一律に1％とほぼ完全開放された状態となっている。

WTO加盟当時，中国は国内生産が過剰

第4表　2014年の中国の関税割当枠と国営貿易のシェア

（単位　万トン）

	関税割当枠	国営貿易シェア	1次関税率	2次関税率
小麦	963.6	90%	穀物平均1% 調製品10%	穀物平均65%
トウモロコシ	720	60%		
コメ	532 （中短粒種・長粒種各266万トン）	50%		
綿花	89.4	33%	1%	40%

資料　中国国家発展計画委員会資料から作成
（注）　国家貿易分の割当枠のうち，毎年10月までに未契約の部分については民間貿易分として再配分される。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

で価格低迷が続いていたため，実質的に穀物輸入はブロックされていた。しかし，近年，上述したように中国産３大穀物の価格が急速に上昇したため，輸入穀物の価格競争力が相対的に高まり，関税率１％の割当枠は簡単に満たされる可能性がある。

さらに，割当枠を超えた分については現状で65％の関税が課されているが，今後，中国穀物の生産コストが大きく下がる可能性は低く，65％の関税率は決して高いとはいえないだろう。また，国内需給がひっ迫し，国内価格が急上昇した場合，中国は自主的に関税率を下げて輸入を拡大する可能性も否定できない。08年に急騰した国内植物油価格の安定を図るため，大豆の輸入関税を３％から１％に下げたことがあった。今の状態が継続されたら，今後，関税割当枠を超えた輸入が進む可能性もある。

3　主食の絶対的自給の必要性

今回の食糧安保政策転換の最大のポイントは「絶対的自給」を守る対象を食糧全体から，主食であるコメと小麦に絞り込んだことである。

これは，今後もさらに増える需要を満たすために，有限な資源の配分に優先順位をつけざるを得なくなった末の決断である。言い換えれば，食糧の輸入依存がさらに高まることによる社会的・政治的リスクを減らすための戦略的選択である。

(1)　今後も続く食糧輸入の増加

中国は，2030年まで人口増による食糧需要増，所得上昇による食肉，食用油などの需要増の可能性が高い一方，国内増産の余地は限られ，食糧輸入の増加は不可避である。その原因を考察する。

第一に，上述した価格競争力の低下を防ぐことは容易ではない。中国の農業保護水準は日本に比べて大幅に低いが，近年保護水準が急上昇しているのも事実である。農業保護率（％PSEとは生産者支持評価額対農業総生産額）でみると12年に16.8％と00年の2.3％より大幅に上昇し，米国とブラジルを上回り，EUに近づいてきている（第９図）。この保護率の上昇に大きく影響したのは，国の最低買付価格の全面的引上げである。現在，中国の穀物の価格競争力の更なる低下を防ぐために，この最低買付価格を撤廃し，穀物価格を市場にゆだねるとともに，農家の穀物生産に収入保険を導入することが，政策当局で検討されている。だが，収

第9図　農業保護率(%PSE)

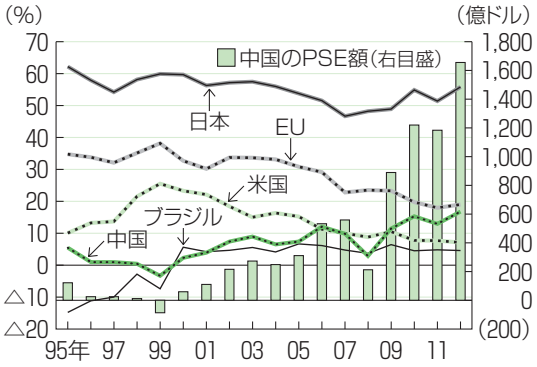

資料　OECD.Statから作成
(注) 1　PSE(生産者支持評価額)=農産物の関税･管理価格による内外価格差×生産量と補助金等財政支持額の計。
2　%PSE=生産者支持評価額対農業総生産

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

入保険構築のための財政的な裏付けの問題に加え，各農家の作付面積など基本データの収集，蓄積も未整備のため，早期の導入は難しい。一方，中国の穀物の関税による保護水準は決して高いとは言えない。いずれ，価格競争力の低下による穀物輸入は増加する可能性がある。

第二に，耕地開拓の余地がほぼないことである。中国は，数千年の開拓により耕地にできるところはほぼ開発された。それでも不足していたため，傾斜度25度以上の山間地や湖・河川が洪水になった際にあふれ出た水を受ける貯水予備地なども開拓し尽くし，土石流，表土流出などの被害が増加している。行き過ぎた開発を「退耕還林」「退耕還草」「退耕還湖」によって再生させる必要がある。さらに，中国の優良耕地は経済発展している沿海地域に集中しており，これまでの経済発展によって，優良農地の多くが工業や住宅などの用地に転用された。内陸では今なお工業用地の開発によって経済成長を図ろうとする地方政府が多く，農地はさらに減少の危機にさらされている。

第三に，単収増加の余地が少ないことである。これまでの増産は主として単収の増加によってもたらされたが，それはもっぱら環境負荷の高い化学肥料の大量投入による多収量品種の普及によるものであった。FAOによると，02～10年の間に中国の窒素とリンの使用量は１ha当たり301kgから413kgへと増加し，それによってコメの単収は5.9％，小麦の単収は25.7％，トウモロコシの単収は10.9％増加した。中国のコメ，小麦の単収は世界的にみても高い水準にあり，コメは生産効率が高いと言われる日本すら上回っている。中国の単位面積施肥量は米国の3.5倍から4.6倍にあたる。肥料投入は単収向上に直接的につながることに加え，連作による地味低下を補い，農地を連続的に使うためでもあった。

しかし，化学肥料の大量投入による土地の劣化や生態系の破壊，河川や地下水の汚染等は全国的に広がっている。10年に完成した中国最初の全国汚染源調査結果によると，中国の汚染源の半分は農業によることが明らかになった。全国の土地や水に排出された窒素の57％，リンの67％は農業によるものである。(注4)

化学肥料依存型農業からの脱却は環境改善に不可欠であり，それには農地の休耕，リハビリを進めるしか方法はない。これは中国の農業を持続的なものに転換し，長期的な食糧生産能力の維持，強化につながる。だが，それは当面の増産が難しいことを意味している。

すなわち，中国にとって食糧の輸入は国内農地の回復，持続的農業への転換のための猶予期間を確保する目的とも言い換えることができるだろう。10年に中国は5,480万トンの大豆を輸入したが，これを中国の単収水準で国内生産した場合，中国の農産物総作付面積の２割にも匹敵する3,359万haの耕地が必要となるのである。中国にとって食糧輸入は土地と水を輸入することに等しく，国内農業の再生を図る手段でもある。

（注４）中国環境保護部，統計局，農業部（2010）「第

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

１回全国汚染源センサス公報」新華社電10年２月９日http://www.gov.cn/jrzg/2010-02/10/content_1532174.htm)。

(2)　主食の輸入依存のリスク

中国の場合，主食を輸入に依存することは以下のようなリスクがあると考えられる。まず，前述したように中国の主食需要量の巨大さに対して世界の穀物貿易量が少ないことである。11年において中国のコメの生産量は１億3,854トン，小麦の生産量は１億1,792万トンもあるが，世界の貿易量はそれぞれ3,626万トンと１億4,827万トンにすぎず，自然災害などで中国の主食が不足しても，グローバル市場から輸入できる量は中国の需要に比べはるかに小さい。主食は人間の生存にかかわる基本食料であるため，主食の絶対的自給は世界に混乱をもたらさないための人口大国の責任でもある。

第二に，中国が穀物を米国，豪州，カナダなどの西側先進国に依存した場合，政治的な緊張関係が生じた際に安定的な調達が可能か中国側には確信が持てないということである。主食を輸入に深く依存するのはいずれの国にとっても大きな政治リスクなのである。

第三に，主食用穀物の絶対的自給を確保できていれば，他の食糧の輸入が脅かされても国内で飢餓などの混乱を回避することができる。さらに中国側に最低限の食糧が確保されていれば，調達において主導権を売り手側に握られるリスクを避けられるということも重要な要素である。

(3)　農家の穀物作付意欲維持と規模拡大

中国が主食用穀物の絶対的自給を達成するにはいくつもの政策調整が必要となるが，そのうちに少なくとも，最低必要な耕地面積をどう確保するかということ，農家の作付意欲にかかわる価格競争力をどう解決するかということは，避けて通れない。耕地について「18億ムーの耕地面積」を死守するというデットラインが出されている(注5)。だが，中国では依然としてと農地を転用しようとする圧力は高く，18億ムー耕地の確保は決して容易ではない。農地を守る最善の道は，農業を食べていける産業に変え，農民の定着と農地の安定化を図ることである。

次に農家の穀物作付意欲の維持には，既に国際価格を上回っている政府の最低買付価格の引上げが難しいなかで，作付面積の拡大が不可欠となってきた。農業部の調査では，中国の農家の１戸当たりの経営面積が，年２回生産している地域で50～60ムー，年１回生産している地域で100～120ムーになれば，農業収入は，都市部への出稼ぎ者の収入に匹敵するようになる。

この規模は自己所有農地のみでは達成不可能であり，農地請負経営権の移転を使った大規模化が前提となる。農地の集中化を意味しているが，すでにこうした動きは都市への出稼ぎ者の増加によって起きている。12年12月末時点で，農民が他の権利者から借りている農地面積は農村の耕地面積の21.5％にもなっている。

ただ，農業労働力の約半分は既に農村から離れ都市部に出ており，その意味で，今

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

後，こうした農地の流動化が進む潜在性は十分にある。障害の一つは，農家の農地権利が不安定で，貸す側の農家がリスクのある農地賃貸は避けたがることである。

18期三中全会は，そうした問題を解決するため，農家の農地の権利を強化，明確化する方針を改めて強調した上で，農地の「請負経営権を公開の市場で大規模専業農家，家庭農場，農民合作社，農業企業への賃貸・移転を奨励し，多様の規模経営を発展する」と表明した。(注6) これによって農地の流動化は加速され，農家の大規模化が進む可能性が高まってきた。規模拡大がこの通り進めば，中国の穀物生産のコスト競争力は回復し，輸入食糧の比率を一定水準以下に抑えることが可能になるだろう。すなわち，主食自給率を中国自らで握ることが可能になるわけである。そうした農家の規模の利益は中国最大の小麦産地の河南省で一部実証されている。

河南省では，農地の請負経営権が移転している面積は，2,824万ムーと家庭請負農地総面積の29％に達している。13年に河南省では農民専門合作社は6.5万社，50～200ムーの中・大規模生産農家や家庭農場は15,538世帯となり，河南省の穀物生産の主要な担い手となっている。13年の生産コストと収益を小麦とトウモロコシの年間２毛作で計算すると，大規模生産者の場合，小麦のムー当たり生産コストは543元，純収益は513元，トウモロコシのムー当たり生産コストは425元，純収益は679元，この２つを合わせると，ムー当たり生産コストは968元，純収益は1,192元となっている。

普通の小規模農家の生産コストと収益は第５表の通りである。両者を比較すると，大手穀物生産農家のムー当たりの生産コストは小規模農家より278元（22.3％）少なく，ムー当たりの収益は145元（13.8％）高い。河南省で，ムー当たりのコストと収益でみると，経営面積は約200ムーの大手穀物生産農家の収益が最も良い。(注7)

（注５） １ムー＝0.067ha

（注６）「中共中央の改革を全面的に深めることに関するいくつかの重大問題についての決定」新華社電13年11月15日

（注７）「大規模農家は食糧増産の主力に」『河南日報』13年11月29日

むすび

中国の食糧需要は今後も増大を続け，中

第5表　河南省規模別穀物生産農家の2013年のコストと収益比較

（単位　人民元/ムー）

	50～200ムーの大･中規模農家（a）			数ムーの小規模農家（b）					大･中規模農家－小規模農家（a−b）		
	合計	小麦	トウモロコシ	合計	小麦	トウモロコシ	生産補填	優良品種補填	合計	小麦	トウモロコシ
生産コスト	968	543	425	1,246	706	540	-	-	△278	△163	△115
純収益	1,192	513	679	1,047	350	564	113	20	145	163	115

資料　「大規模農家は食糧増産の主力に」『河南日報』13年11月29日から作成
（注）　1ムー=0.067(1/15)ha

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

国指導部にとって食糧安保はエネルギー安全保障とならぶ重大な政策課題である。中国はすでにエネルギーにおいて原油，天然ガスなどを一定量，安定的に輸入することで国内需給を安定化させる戦略を取っている。

今回，食糧でも同じように国内生産に加え輸入を食糧安保の柱に加えることに踏み切った。改革開放政策以降の農業，食糧戦略の見直しでは最大のものになるが，WTO加盟後，グローバル化の進展とともに低価格の海外食糧の輸入増に迫られた結果でもある。

また，輸入依存の拡大という実態に政策を合わせた面は大きいが，都市化の進展，耕地等資源の制限，生態回復，持続的生産能力の養成など，中国の抱える食糧関連の課題を総合的に考えれば，戦略的で積極的な海外資源の利用はむしろ大きな進化といえるのではないか。

言い買えば，食糧安保戦略のなかでは「主食を守り，飼料穀物，油糧種子を任す」という選択は限られた資源の分配のなかで，リスクを最小化する知恵でもある。問題は，需要の増加に生産が追いつかなかったら，守ったつもりの主食でも輸入依存が深まる恐れがあることだ。食糧安保戦略の貫徹には国内多方面の政策と利害調整が不可欠であり，それは容易な道ではない。

中国の食糧安保戦略の転換は世界と日本にどのような影響を与えるのだろうか。96年以降の中国大豆輸入の増加は，大豆の国際価格の下支えとして，米国やブラジル等の大豆増産を促した（阮（2012a））。世界の全ての国で同じであるが，生産農家にとって買い手が不足，価格が低迷することは最大の脅威である。さらに，中国は今回の食糧安保戦略の転換で，今後輸入増の可能性のある食糧はどういうものかを世界に発信している。これはより明確な形で世界の食糧増産を促すことになろう。

識者やメディアのなかには「中国が世界から農産物を買いあさる」といった見方が根強いが，買いあさって値段が上がれば損をするのは中国自身である。中国の１人当たりGDPは日本の６分の１にすぎず，中国の消費者の購買力は限られる。中国は輸入を食糧安保の柱の一つにする以上，グローバルな需給関係のバランスを崩すことなく，逆に世界の食糧増産体制の構築に積極的に役割を果たすことになろう。

現実に，南米での穀物貿易のインフラ整備やアフリカでの食糧増産などに既に動き出している。最大の買い手こそ市場の安定を願うのである。食糧の大輸入国である日本は中国の動向を注意深く観察する必要があるが，日本の商社などが米国，ブラジル，豪州，ロシアなどと中国を結ぶ食糧の商圏で大きな基盤を構築しており，調達が困難になる恐れは小さく，むしろ日本企業にとって中国食糧ビジネスの門戸がより拡大してくるとみるべきであろう。

＜参考文献＞

・韓俊（2013）「加快構建国家食糧安全保障体系」国務院発展研究センター『中国経済報告』2013年第８号

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

・国務院発展研究センター（2013）『中国主要農産品増長』中国発展出版社
・宋洪遠（2008）『中国農村改革30年』中国農業出版社
・陳錫文等（2009）『中国農村制度変遷60年』人民出版社
・陳錫文（2012）「農業農村如何改革」『経済日報』12年８月20日
・陳錫文（2013）「城鎮化過程中的三農問題」『国家行政学院学報』13年１月25日
http://theory.people.com.cn/n/2013/0125/c40531-20327538.html
・中国国務院新聞弁公室（1996）『中国食糧問題白書』
・阮蔚（2012b）「中国が実現した９年連続の食糧豊作」『農中総研　調査と情報』11月号
・阮蔚（2012a）「拡大するブラジルの農業投資―中国の輸入増がもたらす世界食糧供給構造の変化」『農林金融』８月号
・阮蔚（2004）「再び改革を加速した中国農政―食糧増産，直接支払い，農村行政体制改革を中心に」『農林金融』12月号
・阮蔚（2008）「中国のバイオ燃料と食糧」ワールドウォッチ研究所『地球環境データブック2007-08』

（ルアン　ウエイ）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

中国の大規模稲作経営・家庭農場

──拡大する農地集積と受皿経営の高額地代を巡って──

主席研究員　藤野信之

〔要　　旨〕

1　中国は，稲作面積3,000万ha，生産量２億トン（籾ベース）を誇る世界一の米生産国であるが，１農家当たりの平均経営耕地面積は９ムー（0.59ha）と極めて零細である（2011年）。しかし，近年，その零細性，低収益性を嫌った通勤・出稼ぎ兼業化と都市移住や高齢化等から離農も増え，荒廃地の発生や農地（正確には「請負経営権」）の流動化による農地集積等によって，これまでよりも規模が大きい稲作（食糧生産）農家が生じつつある。

2　こうしたなかで，中央政府も農業生産の規模拡大を促進することとし，現在，中国農業部が定めた上海市松江，湖北省武漢，吉林省延辺等の全国33の農村土地使用権転貸規範化管理・サービステスト地区の6,670戸で試行，推進されている。これは，13年初の１年間の施政方針（中央１号文書）において「家庭農場」という概念でそれを推進していくこととされたもので，「農業収入が主体で規模拡大，家族経営，十分な農業所得」を同時に実現する経営類型であり，ことに「食糧生産」が念頭に置かれている。家庭農場を推進する意味は，これまでの平均耕作規模では，食糧生産において，収益性のある，所得向上をもたらす経営ができなかったことによる。

3　中国農業部が13年３月に行った調査によると，12年末において30省等で「家庭農場」に適合する農家が87万７千戸あり，その耕地面積は１億7,600万ムー（11.8百万ha）で，全国の請負経営面積の13.4%を占め，平均経営規模は200ムー（13.4ha），家族労働力4.3人であった。

4　筆者は，13年10月に，中国南部の旧広西省（現「広西チワン族自治区」）内陸部の興安県における自発的なＡ氏の家庭農場と，上海市近郊における地方政府主導型のＢ氏の家庭農場の事例をそれぞれ調査し，その概略を整理・評価し，課題を検討した。

5　調査事例の稲作収支の特徴は，両者とも農地の賃借料（地代）負担が粗収益の３～４割と重く（Ｂ氏事例［200ムー＝13.3ha］では地方政府の地代基準あり），興安県Ａ氏は主に500ムー（33ha）という規模によってこれを吸収し，上海市Ｂ氏は財政補助によって補っていた。

6　家庭農場推進上の課題は，①経済的には，いかに農地の貸し手保護（十分な地代支払い）を行いつつ規模拡大するかにかかっており，地方政府によって地代水準を高めて必要に応じて財政補填しつつ，最終的には自力更生できる規模まで拡大する必要があろう。また，②制度的には，貸し手，借り手双方の権利保護のために農地流通制度の整備が求められよう。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　中国における米需給の概要
2　中国における米生産の動向
（1）　作期別動向
（2）　省別動向
（3）　価格と生産費の動向
（4）　政策的支援の動向
（5）　農地流動化の動向
3　広西省興安県Ａ氏の大規模稲作経営
（1）　興安県稲作農業の概要
（2）　興安県Ａ氏の大規模稲作経営
4　上海市Ｂ氏の大規模稲作経営
（1）　上海市近郊ｂ区の稲作動向
（2）　上海市Ｂ氏の大規模稲作経営
5　２つの事例等からみた家庭農場の評価と課題
（1）　事例の特徴
（2）　農地集積の条件と地代水準
（3）　行政・政府の関与と貸し手保護
（4）　地代負担と適正経営規模
（5）　米販売力と政府最低買上価格制度
（6）　農地流通制度の整備
（7）　農業生産高度化・近代化における位置付け

はじめに

中国は，稲作面積3,000万ha，生産量２億トン（籾ベース，精米ベースでは米国農務省調査の精米率70％で1.4億トン。以下特に断わない限り「籾ベース」）を誇る世界一の米生産国であるが，１農家当たりの平均経営耕地面積は９ムー（0.59ha，１ムー＝１/15ha＝6.7a）と極めて零細である（2011年，中国農業部資料から筆者試算[注1]）。しかし，近年，その零細性，低収益性を嫌った通勤・出稼ぎ兼業化と都市移住や高齢化等から離農も増え，荒廃（耕作放棄）地の発生や農地（正確には「請負経営権[注2]」）の流動化による農地集積等によって，これまでよりも規模が大きい稲作（食糧生産）農家が生じつつある。

こうしたなかで，中央政府も農業生産の規模拡大を促進することとし，現在，農業部が定めた上海市松江，湖北省武漢，吉林省延辺等の全国33の農村土地使用権転貸規範化管理・サービステスト地区の6,670戸で試行，推進されている。

これは，13年初の１年間の施政方針（中央１号文書）において「家庭農場」という概念でそれを推進していくこととされたもので，「農業収入が主体で規模拡大，家族経営，十分な農業所得」を同時に実現する経営類型であり，ことに「食糧生産」が念頭に置かれている。家庭農場を推進する意味は，これまでの平均耕作規模では，食糧生産において，収益性のある，所得向上をもたらす経営ができなかったことによる[注3]。もちろん農業生産経営体制の進展の道は家庭農場だけではなく，13年の中央１号文書は，農民を豊かにするために，大規模専業経営農家，農民合作社への請負経営権の移転（集約）も謳っており，種々な形で分散錯圃を

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

解消しつつ大型農業経営体の育成を図ることとしている（中国農業部ホームページ）。(注4, 5)

筆者は，13年10月に，中国南部の旧広西省（現「広西チワン族自治区」，以下「広西省」という）内陸部の興安県における自発的な家庭農場と，上海市近郊における地方政府主導型の家庭農場の事例をそれぞれ調査する機会を得たので，中国の米需給，生産概要とともにその概略を整理・評価し，課題を検討することとしたい。

（注１） 中国農業部（2012）の「農村住戸基本情況」によると，１人当たり経営耕地面積は15.3a，平均世帯員数は3.9人なので，乗じて59.67a，ムー換算（÷6.7）で9.0ムーとなる。

（注２） 中国では農地は農村集団経済組織による集団所有制であり，個々の農家は村から「請負経営権」の配分を受けて農業経営している。これを双層経営体制という。

（注３） 中国で「食糧」とは，穀物，油糧種子に芋類等も含まれる。また，家庭農場を推進する意味は，さらに，企業による経営では食糧生産より収益性の高い園芸や畜産に転換されやすいことにもある（農林水産省（2013））。

（注４） 倪鏡（2013）は，江蘇省における「農地株式合作社（土地株式合作社）」による農地集約の事例を考察している。なお，合作とは日本語では協同という意味。

（注５） 11年の都市と農村の所得格差は2.77倍となっている（農林水産省（2011））。

1　中国における米需給の概要

中国における稲作付面積は，過去10年間で見て微増傾向にある。これに伴って生産量も増加傾向にあり，主食用が88％を占める国内需要をほぼ100％満たしてきた。12年には，政府最低買上価格の上昇により国内米価格が高まったことから，ビーフン，酒造用等の加工用米を中心に234万トンの安価なベトナム産米を大宗とする輸入が行われて国際的な話題となった。このような部分的輸入は継続されると見込まれるものの，主として業務用需要における価格競争力を要因とするものであり，第１図のとおり在庫増と両建てで発生しており，生産量全体からみれば1.6％と，中国にとっては誤差の範囲内に収まるものと考えられる。13年も同様な状況から11月までに既に203.6万トンが輸入されている（中国税関）。

米の年間１人当たり消費量は農村部でも減少しているが（90年135kg→10年102kg，『中国統計年鑑』），人口増等により国内需要量は微増傾向にある。

また，所得上昇による食生活の高度化によって食味のよいジャポニカ米需要が増加し，ジャポニカ米生産量は全体の32％を占めるに至っている（インディカ米は68％，11年，倪（2012））。

第１図　中国の米需給状況推移

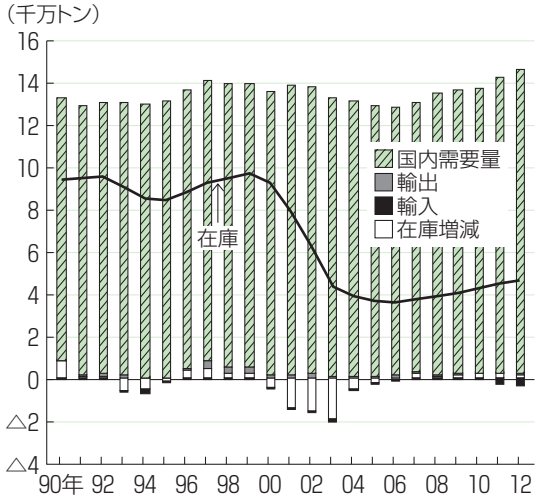

資料　USDA PSD onlineから作成
（注）１　棒グラフの正の値（長さ）から在庫減・輸入を控除したものが国内生産量となる。
２　精米ベース。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

2　中国における米生産の動向

(1)　作期別動向

中国における稲作面積は3,000万ha，生産量は２億トン，単収669kg/10aであるが，この内訳をみると，①早稲が575万ha，生産量3,275万トン，単収570kg，②中稲（１期作の晩稲を含む）が1,810万ha，１億3,308万トン，単収735kg，③晩稲（２期作）が621万ha，生産量3,517万トン，単収567kgとなっており，②の「中稲（＋１期作晩稲）」が生産量の67％を占めている。主要産地の中では東北３省（黒竜江，吉林，遼寧）に気候条件から早稲と２期作晩稲がないのが特徴的である（11年）。

調査地の上海やそれに隣接する江蘇省も同様であり，稲作面積10.6万ha，2,249ha全てが，②の「中稲（１期作の晩稲を含む）」になっている。広西省は208万haのうち，①の早稲が94万ha，②の中稲（１期作の晩稲を含む）が15万ha，③の晩稲（２期作）が99万haとなっており，単収では，上海の高さ（838kg）が特徴的（広西省は522kg）である（11年，中国農業部（2013））。

(2)　省別動向

米生産量の省別動向をみると，長江流域の水稲地域である湖南省が2,575万トンと圧倒的なトップで，次いで東北平原の黒竜江省2,062万トン，湖南省に隣接する江西省が1,950万トン，同じ長江流域の江蘇省が1,864万トンで続く（江蘇省に隣接する上海は89万トン）。その他に1,500万トン以上の生産省が，長江流域で湖北省（1,617万トン），四川省（1,527万トン）の２省ある。

第2図　中国の水稲の優勢区域配置計画（2008～15年）と調査地

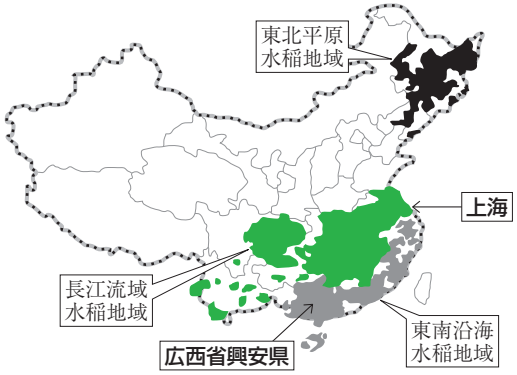

資料　農林水産省（2013）（原資料は中国農業部「第12次5カ年計画，水稲優勢区域配置計画（2008～15年）」）に調査地を補記

調査地の広西省（第２図）は東南沿海の水稲地域に属し，生産量は1,084万トンとなっている（11年，中国農業部（2013））。

(3)　価格と生産費の動向

a　卸売市場価格

米の中国国内の卸売市場価格は，インディカ米（籾稲，中稲）もジャポニカ米（粳稲）も，95年にはそれぞれ1.785元/kg，1.968元/kgと相対的な高値にあったが，国際米価格の低下も受けて低下し，2000年に，0.978元，1.171元の底値をつけた。その後，国際米価格の上昇や，04年から始まった政府最低買上制度価格の，生産費の増加等を受けた引上げによって上昇基調に転じ，11年には各2.469元（40円，１元＝16円で換算，以下同じ），2.844元（46円）の高値圏にある（中国農業部（2012）付表，農林水産省（2013））。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

b　農家販売価格と生産費

米の農家販売価格と総生産費（自作地地代込み）は，国内物価上昇による生産資材価格の上昇等によって増加しており，12年にはそれぞれ2.76元（44円）/kg，2.17元（35円）/kgと，５年間で62%，80%増となり，稲作所得（中国の統計上は「現金収益」）も1.64元（26円）/kgへと61%増加している（『全国農産品成本収益資料纂編2013』）。

インディカ米のうち増加傾向にある中稲と，ジャポニカ米に分けて１ムー当たりの粗収益と生産費の動向を第１表により見てみると，ジャポニカ米は化学肥料費，農業機械費等の物財費が高いことから，純利益率も，また純利益に家族労働費と自作地地代を足し戻した稲作所得率もインディカ米中稲の方が高いが，販売単価の高さと高単収によって純利益額はジャポニカ米の方が404元（6.5千円）/ムーと38元（608円）多い。しかしながら，家族労働費の低さ（310元［5.0千円］）を主因に，稲作所得額は902元（1.4万円）と，ジャポニカ米はインディカ米より49元（784円）低い（12年）。

これは，投入労働日の少なさ（△2.3日）が主因となっている。ジャポニカ米は支払地代も98元（1.6千円）と，インディカ米の13元（208円）を大きく上回っており，これらのことや農業機械作業費の多寡からみると，ジャポニカ米は，借地依存度が高い（借地による規模拡大を伴う）なかで，化学肥料費等は高いが農業機械を活用した効率的な生産が行われているものと推定される。実際に，ジャポニカ米生産量上位で，ジャポニカ米だけを生産している黒竜江省の生産農家の借地面積割合は28%と，全国平均11.2%の2.5倍となっている（青柳ほか（2012））。

第1表　中国の米生産費・収益等
（1ムー当たり，2012年）

	実数		粗収益対比割合（%）	
	インディカ（中稲）	ジャポニカ	インディカ（中稲）	ジャポニカ
生産量（kg・A）	515	548	－	－
粗収益（元・B）	1,409	1,627	100.0	100.0
総費用（元・C）	1,043	1,223	74.0	75.2
物財費	395	519	28.0	31.9
人件費	513	418	36.4	25.7
うち家族労働費（C_1）	462	310	32.8	19.1
地代	135	286	9.6	17.6
支払地代（C_2）	13	98	0.9	6.0
自作地地代（C_3）	122	188	8.7	11.6
純利益（元・P=B−C）	366	404	26.0	24.8
稲作所得（元・Y=P+C_1+C_3）	950	902	67.4	55.4
地代支払前所得（Y+C_2）	963	1,000	68.3	61.5
投入労働（日）	8.8	6.5	－	－
販売量（kg・D）	345	273	－	－
商品化率（%・D/A）	67.0	49.8	－	－
販売単価（元/kg）	2.7	3.0	－	－

資料　青柳ほか（2012）「表1-4-1」を『全国農産品成本収益資料纂編2013』でアップデートし，インディカ（中稲），ジャポニカに限定して「粗収益対比割合」「支払地代」「地代支払前所得」を付加

（4）　政策的支援の動向

米生産に対する国家の支援は，①04年から全国的に実施され年々増加している「農家補助金」（食糧栽培農家への直接補助，農業生産資材総合補助，優良品種補助，農業機械購入補助）と，②「最低買上価格制度」で構成される。

最低買上価格制度は，食糧流通の自由化

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

と価格下落で農家が生産意欲を低下させ，03年に食糧生産が落ち込んだことから講じられた施策であり，米の市場価格が一定の基準価格を下回った際に国家が基準価格で市場買い支えを実施するものである。13年時点のジャポニカ米（国標３等モミ米）の基準価格水準は，過去10年間に順次引き上げられて３元/kg（48円，精米に換算すると4.3元/kg＝68.8円/kg）と高めに設定されている（農林水産省（2013））。

「食糧栽培農家への直接補助」は，主要食糧生産省・自治区では全ての農民を対象にし，農家１戸当たりの作付面積によって支給されており，一部の市，県政府が上乗せする例もある。補助支給水準は各省政府が市場価格等を参考に決めており，上海市では米に対して80元（1,280円）/ムーとなっている（10年，農林水産省（2011））。

最低買上価格制度は，米（籾）に対しては04年から中央政府指定の７省，省政府自主導入の５省・市でスタートし，08年には中央政府指定でさらに４省が追加された。広西省は08年から中央政府指定で，上海市は04年から市政府自主導入でスタートしている（10年，農林水産省（2011））。

(5)　農地流動化の動向

中国では，90年代から出稼ぎによる農地請負経営権の流動化が始まり，農地の流動化率（耕地面積に占める流動化面積）は90年代中頃から上昇傾向となり，09年には12％の水準に達していた（中国農業部（2013），農林水産省（2013），寳劔（2012））。農地流動化は近年さらに急速に進んでおり，09年から11年の２年間で流動化面積は1.5倍，毎年20％強の増加を示し，11年現在の農地流動化率は17.8％となっている。

農地の集積先は，農家67.6％，専業合作社13.4％，企業8.4％，その他10.6％と，農家が大宗を占めている（第３図）。

流動化率は地区別にみると，中部，東部で高く，西部では10％未満にとどまっている（寳劔（2012）[注6]）。

李・伊藤・青柳（2013）は，四川省眉山市仁寿県の事例調査から「…，兼業労働市場の展開（域内通勤兼業と若い世代の出稼ぎの増大）によって，貸し手農家（離農）の増大と農地流動化が進展し，借地による規模拡大が進展した」とし，方正（2013）は，安徽省合肥市肥西県の事例調査から「…，基本的には農家の世帯主の年齢と就業構造によって農地貸出農家の形成は規定されている。」としている。

（注６）流動化の形態は，①「転包」（農地使用権移

第3図　中国の集積先別農地流動化の進展状況

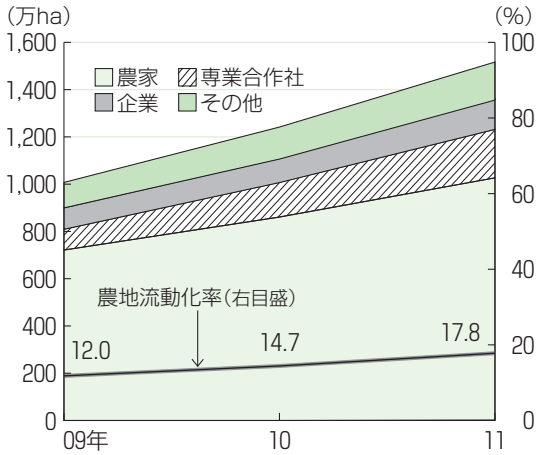

資料　中国農業部（2012）から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

転後も請負経営関係は不変で，請負契約上の権利・義務は元の請負経営者が保持，中国全体の流動化面積の51％を占める），②「租賃」（中国語では「出租」，請負経営地を貸出し，借地代を得る，同27％），③その他，「転譲」，「互換」，「株式合作」，「反租倒包（農地使用権を地元政府が一旦回収し，農業経営主体に一括して貸し出す）」等６つある（中国農業部（2013），農林水産省（2013），竇劔（2012））。

3　広西省興安県Ａ氏の大規模稲作経営

(1)　興安県稲作農業の概要

a　稲作農業の動向

広西省興安県は，県人口38万人の80％（30万人）が農業人口の農業県である。県内の総稲作付面積は60万ムー（４万ha），耕地面積43万ムー（2.9万ha）で，うち稲作２期作作付面積43万ムー（2.9万ha），同耕地面積25万ムー（1.7万ha）となっている。近年，早稲，晩稲による２期作が減って中稲作付（年１回作）が急速に増えてきており，20年前には３万ムー（２千ha）だったが現在6.7万ムー（4.5千ha）へ倍増し，５～10年後には60％が中稲になるものと予想されている。この理由は，①一つは農村の高齢化による労働力不足（農村には50歳以上の人間しか残っていない），②二つは収益性の低さで，農家は安全・安心の確保のためもあって自給的に生産している。

広西省興安県の１農家当たりの稲作付面積は3.8ムー（25a）と小さく，多くは飯米（自給的）農家であり，販売するのは年間収穫量の50％程度で，12年度（前年10月～９月）の稲作所得は2,318元（3.7万円）と低い水準にとどまる。

こうした稲作農業の低収益性，高齢化，若年層を中心とした都市移住で離農が進んでおり，荒廃地（耕作放棄地）が発生するとともに，興安県の集積率はまだ10％以下であるものの農地の貸借による農地集積（大規模化）は急速に進んでいる。また，米に対する作付強制がないなかで米から高収益品目（果実等）への作目転換も進んでおり，この面からも稲作面積の減少が危惧されている。

b　稲作農家の経営収支動向

興安県稲作農家の１ムー当たりの平均稲作収支をみると，政府の最低買付価格が３元（48円）/kg，平均単収が450kg/ムー（籾ベース，精米換算315kg /ムー，同470kg /10a）であり，粗収益は1,350元（2.2万円）（１戸当たりでは5,130元［8.2万円］）となる。家族労働費，水利費，乾燥費を除く米生産費は740元（1.2万円）/ムー（１戸当たり2,812元［4.5万円］）なので，差引すると，稲作純利益（所得）[注7]は610元（１万円，１戸当たり2,318元［3.7万円］）にとどまる。610元は地元の建設労働者の労賃３日分に過ぎない。地代は25～200kg /ムー（籾ベース），最低買上価格ベースで75～600元（1.2～9.6千円）と幅がある（第２表）。

地代の水準は，一般的に，①貸し手における通勤・出稼ぎ兼業化，都市移住の切迫度（離農ニーズの強弱）と，②圃場条件の優劣の相関関係によって決まるものと考えられる。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　中国広西省興安県の稲作収支
（1ムー当たり，2012年産）

（単位　元，%）

	稲作収支	粗収益対比	算出根拠等
粗収益	1,350	100.0	3元/kg×450kg/ムー（籾ベース）
物財費	740	54.8	
種	100	7.4	
育苗	30	2.2	物財費のみ
化学肥料	120	8.9	
農薬	90	6.7	80～100元/ムー
田植	120	8.9	1人雇用60元×2名（含食費）
収穫	100	7.4	コンバイン（人手ならもっと高い）
耕運（代掻き）	100	7.4	
機械	80	5.9	
労働費	…	…	
家族労働費	…	…	
雇用労働費	…	…	
生産費	740	54.8	
地代	…	…	
地代算入生産費	740	54.8	
純利益（所得）	610	45.2	

資料　筆者現地ヒアリング（13年10月）から作成
（注）1　家族労働費が未捕捉・未算入のため「純利益」は「所得」となる。
　　2　広西省興安県平均3.8ムー＝25a

また，水田25万ムーに対して，稲作のいかんにかかわらず105～120元（1,680～1,920円）/ムーの財政補填（直接支払い）が行われている（不耕作，他作目でも可[注8]）。

（注７） ここでは生産費に家族労働費を捕捉・算入していないため，「純利益＝所得」となる（一般的には一旦算入して純利益を算出した後，足し戻して所得とする）。

（注８） 本項（1）は，筆者の興安県農業技術普及ステーションへのヒアリング（13年10月）による。なお，政府の最低買上価格は厳密には2.9元（46.4円）/kgだが，単純化のため３元とした。

（2）　興安県Ａ氏の大規模稲作経営

ａ　Ａ氏の経営概況

全国的にも知られているというａ村のＡ氏は，元々の請負経営権面積５ムー（0.3ha）からスタートし，近隣に荒廃地（耕作放棄地）が増えたのを村民委員会の助力も受けつつ集約化して行き，500ムー（33ha）の稲作経営を実現している。「米＋馬鈴薯」250ムー（16.7ha），「米＋トウモロコシ」250ムー（16.7ha）の複合二毛作で，米はハイブリッドのインディカ米を生産しており，12年度の農業所得は32.5万元（520万円）に達した（補助金抜きベース）。ハイブリッド米としているのは，高単収，良食味，土地・温度条件に合う（作りやすい）ことによるもので，種は卸売業者から購入している。規模は半分程度だが，同様の農家が近隣に２～３あるという。

労働力は，基本的には「本人＋妻」の合計２人である。地域の雇用労賃水準は男子80～100元/日（農薬散布の場合100元），女子50元/日であり，推定で，１ムー当たり季節労働２～３人，250元～300元のコストがかかっている。代掻きは耕運機２台，田植は田植機１台，収穫はコンバイン１台を保有しており，自ら行う。農機の購入費は50万元（８百万円）で，うち15万元（2.4百万円）の政府助成金があった。

今までは一般圃場で育苗していたが，現在，コスト削減のために育苗施設を建設している。また，今後の規模拡大については，しばらくは様子見の状態とのことであった。

13年度は農場全体で90万元（14.4百万円）を資金投入し，うち50万元（８百万円）は農家，農村信用合作社から借入している。保証人は親戚２名で，金利の年間負担額は５万元（80万円，10%），金利は，農家借入が

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

年利12%，農村信用社は9.6%となっている。

b　A氏の稲作収支動向

A氏は米を政府買上ステーションで政府に販売している。米の単収は650kg/ムー（籾ベース，精米455kg/ムー，同679kg/10a）なので，１ムー当たりの粗収益は1,950元（3.1万円，県平均の1.4倍），米生産費は家族労働費，地代抜きで995元（1.6万円，季節雇用労賃の上乗せ300元［4.8千円］により県平均の1.3倍）であり，地代支払前の稲作純利益（所得）は955元（1.5万円，県平均の1.5倍，＋345元，所得率49%）となる（第３表）。ちなみに，全国平均（前掲第１表の「インディカ（中稲）」）の地代支払前稲作所得は963元であり，A氏のそれ（955元）は雇用労賃300元を支払った上で，全国平均と同一水準にある。

県平均対比の稲作純利益（所得）増を単収要因と生産費要因とに分解すると，単収要因＋600元，物財費要因＋45元，雇用労賃要因△300元（合計＋345元）となる。規模の利益を含む増益要因が645元，そのための直接コスト増が△300元を占める。この中から，地代600元（9.6千円，県平均の稲作純利益［所得］610元に相当）を差し引くと，A氏の１ムー当たりの稲作純利益（所得）は355元（5.7千円，県平均の58%，所得率18%）に低下するが，500ムーの大規模経営ゆえに，経営全体の稲作純利益（所得）は17.8万元（284万円）に達する。

また，A氏からのヒアリングではないが，興安県では前記（1）bのとおり水田直接支払いが行われており，その平均値112元（1.8千円）/ムーで試算すると，補助後の稲作純利益（所得）は467元，地代支払前では1,067元と，地代の1.8倍となる。

地代600元は県内水準の上限に位置しており，A氏は優良農地を貸出切迫度の低い貸し手農家から集積しているものと考えられる。

注目すべきは，A氏が県平

第3表　大規模稲作農家（広西省A氏）の稲作収支
（1ムー当たり，2012年産）

（単位　元，%）

	稲作収支	粗収益対比	算出根拠等
粗収益	1,950	100.0	3元/kg×650kg/ムー（籾ベース）
物財費	695	35.6	
種	60	3.1	30～40元/ムー
育苗	35	1.8	
化学肥料	150	7.7	
農薬	70	3.6	
田植	80	4.1	
収穫	100	5.1	
耕運（代掻き）	100	5.1	
灌漑（水）	100	5.1	
労働費	300	15.4	
家族労働費	…	…	
雇用労働費	300	15.4	季節労働2～3人，250～300元（推定）
生産費	995	51.0	
地代	600	30.8	200kg/ムー→3元/kg×200kg=600
地代算入生産費	1,595	81.8	
地代支払前純利益	955	49.0	
純利益（所得）	355	18.2	
水田直接支払	112	5.7	105～120元/ムー（興安県）の平均
補助後純利益	467	23.9	地代支払前で1,067元/ムー（=地代の1.8倍）

資料　第2表に同じ
（注）1　家族労働費が未捕捉・未算入のため「純利益」は「所得」となる。
　　2　広西省A氏（500ムー=33ha）。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

均の稲作所得に相当する地代（粗収益の31％）の支払い能力（収益力）を有し，実際に規模拡大をしてきたことと，近隣にＡ氏類似の大規模稲作経営が２～３存在することだろう。少なくともａ村近辺では，大規模経営の地代支払前稲作純利益（所得）は「県平均の稲作純利益（所得）〔≒支払地代水準〕」を大きく上回って農地集積が進んでおり（Ａ氏の場合は1.6倍，財政補助後で1.8倍），前記２(5）の全国の農地流動化率17.8％と，それが増加傾向にあることからすると，国内の他地域にも同様の条件が満たされているところがあるものと考えられる。

実際に，中国農業部が13年３月に行った調査によると，12年末において30省等で家庭農場に適合する農家ｚが87万７千戸（うち農耕専業47％，畜産専業46％，複合６％，その他１％）あり，その耕地面積は１億7,600万ムー（11.8百万ha）で，全国の請負経営面積の13.4％を占め，平均経営規模は200ムー（13.4ha），家族労働力4.3人，１戸当たり収入18.5万元（３百万円）であった（中国農業部資料）。

ここでの家庭農場の定義は「農村戸籍，家族経営，農業収入が主，規模が一定水準に達し安定（食糧生産で100ムー［２期作では50ムー］以上，賃借・請負期間５年以上，経済作物・畜産業またはその複合経営は県以上の農業部門が定めた規模以上）」である。

c　Ａ氏農場全体の収支動向

Ａ氏農場全体の収支動向をみると，米の粗収益は97.5万元（1,950元/ムー×500ムー，15.6百万円），稲作純利益（所得）は約17.8万元（355元/ムー×500ムー，280万円），馬鈴薯の粗収益は45万元（1,800元/ムー×250ムー，720万円），馬鈴薯作純利益（所得）は400～500元/ムーで，約10万元（400元/ムー×250ムー，160万円）となる。トウモロコシの収支はヒアリングできなかったが，米，馬鈴薯並みとすると，トウモロコシ作純利益（所得）は約10万元（160万円）で，米，馬鈴薯，トウモロコシ作の合計全体純利益（所得）は，基本労働力２人で32.5万元/年（米12.5万元＋馬鈴薯10万元＋トウモロコシ10万元＝520万円，650元［１万円］）/ムー）となる。(注9)

また，興安県の水田直接支払いをその平均値112元（1.8千円）/ムーで加算すると，これとは別に5.6万元（90万円）の補助金収入があることとなる。

（注９）本項（2）は，基本的に筆者のＡ氏および興安県農業技術普及ステーションへのヒアリング（13年10月）による。なお，ここでも政府の最低買上価格は厳密には2.9元（46.4円）/kgだが，単純化のため３元とした。

4　上海市Ｂ氏の大規模稲作経営

次に，上海市近郊ｂ区における地方政府主導型の事例であるＢ氏の大規模稲作（家庭農場）の経営動向を見てみよう。

(1)　上海市近郊ｂ区の稲作動向

a　生産動向

ｂ区は，揚子江の南に位置する耕地面積17万ムー（11.3千ha），農家戸数1,206戸，平

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

均耕地面積141ムー（９ha）の，上海市郊外の圃場整備の進んだ大規模稲作農業地帯で，２毛作として麦作も行っており，農家の90％が家庭農場（収益性のある食糧生産の家族経営）となっている。

06年には1.4万戸の農家（平均耕作面積12ムー＝0.8ha）がおり，元々は１戸当たり２～３ムーの農家と15ムー以上の農家（農家数50％，大規模な農家で50～80ムー）の併存する地帯だった。07年から大規模化が進み始めたが，それを支えたのは近郊で工業化が進んで転業機会が発生し，離農者の職業移転が容易だったことである。こうした条件が整うのは，中国全体の稲作面積では都市近郊のごく限られた地域といえよう。

ｂ区の区画整理（圃場整備）は，人民公社ができた1958年から70年代にかけて行われた。こうしたインフラ整備は政府（多くは地方政府）が行うが，農地は集団所有のため強制的に行える面がある。

生産品種は伝統的にジャポニカ米であり，以前は早稲インディカ米も生産していたが，今はジャポニカ米に特化している。

大規模化に当たっての入植条件は以下のとおりで，入植者の決定は村民委員会における投票で行われる。

①村民委員会への申請（賃貸借は村民に限る）

②60歳以下

③農業経験と人品・人格

④自作農であること

⑤耕作規模100～150ムー（6.7～10.0ha,〔この規模は家族で経営できる〕）

⑥販売額10万元以上

今後もさらに拡大傾向にあり，将来的には１戸当たり米麦だけなら300～400ムー（20～27ha）が必要と考えられている。この規模は補助金なしに豊かで持続的経営が可能な規模として想定されている。

なお，食糧生産量の７割以上は，備蓄用として政府への売却が義務付けられている（13年10月８日付「人民中国web版」）。

ｂ　地代基準と財政補助

家庭農場に関する地代の基準は，地方政府によって，ｂ区の経済発展状況からみて250kg／ムー（政府買上価格ベースで750元［1.2万円］／ムー）とされており，200kg（同600元［9.6千円］）を下回ってはならないとされ，農地の貸し手保護が図られている。

ｂ区家庭農場平均の地代687元は，同粗収益1,831元の37.5％，米生産費の45.5％を占める大きな費目である。この高い地代負担を補うため，地代補助金200元（3.2千円）/ムーを含む財政補助498元（８千円）/ムーが支給されている（100農場のサンプル調査）。

ｂ区家庭農場（基本労働力２名）の補助金込みの純利益（所得）は平均9.3万元（149万円，１人当たり4.7万元［75万円］）と，当地の派遣労働者の年収2.4万元（38.4万円）の1.9倍の水準にある（本項ｂは樊（2013）による）。

(2)　上海市Ｂ氏の大規模稲作経営

ａ　Ｂ氏の経営概況

Ｂ氏の農場は200ムー（13.3 ha）で，ｂ区内では中から大に属する（大きい農家は300

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ムー＝20ha)。元々の請負経営権は６ムー（４名家族×1.5ムー）であったが，07年に117ムー（7.8ha）から規模拡大を開始し，11年に現在の200ムーになった。借入経営権の契約は当初１年契約だったが，今は３年で，現在７年が経過したところである。

経営内容は，米麦の二毛作で，養豚（飼育）も併せて行っており（麦作は11月～翌５月），養豚は養豚企業から飼育を請け負っている。

労働力は,「本人＋父親（フル）」＋「妻＋母親（手伝い）」の合計2.5人であり，農薬，肥料は圃場一斉に施業する必要があるので，雇用労働を使う（数時間/ムー）。肥料，農薬施業は雇用労働力３人・１日で全て終えることができることから，季節的に２～３人を雇用し，労賃は250～300元（４～4.8千円）/ムーとなっている。養豚の入出庫も同様に雇用労働を用いている（数時間/回）。

地域の雇用労賃水準は，男子の夏の農薬散布で200元（3.2千円）/日，相場（普通）は150元（2.4千円）/日，それより負荷の少ない労働は120元（1.9千円）/日となっている。

化学肥料の使用は50％で，残りは豚の糞尿を醗酵させた有機肥料を使っており，年２回，麦作後，稲作後に施肥している。

農機に関しては，Ｂ氏はトラクター（取得時自己負担６万元，96万円），コンバイン（同10万元，160万円）を現物出資して，農業機械専業合作社の会員となっている（農業機械専業合作社の理事でもある）。取得時自己負担は総額の４～５割で，残りは政府補助となっている。

米の種子はｂ区による無償供給となっており，少し育苗し，芽が少し出たところで直播する方法を採っている。米の直播機は合作社による取得・所有となっており，直播は政府が推奨していて，補助がある。肥料，農薬は，農業専業合作社から購入しており，購入形態は年末払いの掛買いで，運転資金は不要である。

なお，当地の米の小売価格は，５～６元/kg（80～96円/kg）となっている。

ｂ　Ｂ氏の稲作収支動向

米は，自家消費1,500kg（２～３人の季節労働者食用分を含む）を除いて，政府買上ステーションで政府に販売する（政府の最低買上価格は３元（48円）/kg)。米の単収は600kg/ムー（精米420kg/ムー，同627kg/10a）なので，１ムー当たりの粗収益は1,800元（2.9万円），米生産費は家族労働費，地代抜きで865元（1.4万円，季節雇用労賃の上乗せ300元［4.8千円］がある）であり，地代支払前の稲作純利益（所得）は935元（1.5万円，所得率51％）となる（第４表)。

代掻き代金は60元（960円）/ムーだが，平坦化まで委託すると70元（1.1千円）/ムーとなる。自分で行う場合は農業機械合作社のトラクターを用いるので，代金コストは石油代の30元（480円）/ムーのみで済むため，今のところ全て自身で実施している。

収穫も同様に農機合作社のコンバインを使って自分で行うので，石油代20元（320円）/ムーで済む。雇用労働を使うと，刈取り稲を道路に乗せるまで入れて100元（1.6

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4表　大規模稲作農家（上海市B氏）の稲作収支
（1ムー当たり，2012年産）

（単位　元，%）

	稲作収支	粗収益対比	算出根拠等
粗収益	1,800	100.0	3元/kg×600kg/ムー（籾ベース）
物財費	565	31.4	
化学肥料	230	12.8	
農薬	200	11.1	180～200元/ムー
田植	5	0.3	農機合作社で石油代のみ
収穫	20	1.1	同上（雇用労賃では100元/ムー）
耕運（代掻き）	30	1.7	同上（雇用労賃では60～70元/ムー）
灌漑維持	80	4.4	
労働費	300	16.7	
家族労働費	…	…	
雇用労働費	300	16.7	季節労働2～3人，250～300元
生産費計	865	48.1	
地代	750	41.7	250kg/ムー→3元/kg×250kg=750元
地代算入生産費	1,615	89.7	
地代支払前純利益	935	51.9	
純利益（所得）	185	10.3	
財政補助	421	23.4	
補助後純利益	606	33.7	地代支払前で1,356元/ムー（=地代の1.8倍）

資料　第2表に同じ
（注）1　家族労働費が未捕捉・未算入のため「純利益」は「所得」となる。
　　2　上海B氏（200ムー=13.3ha）。

千円）/ムーかかる。B氏は，他人の圃場の収穫を請け負うこともある。

なお，全国平均（前掲第1表の「ジャポニカ」）の地代支払前稲作所得は1,000元であり，A氏のそれ（935元）は雇用労賃300元を賄うことから，全国平均を6.5%下回る。

注目すべきはA氏と同様，B氏が地代支払前稲作純利益（所得）935元の80%に相当する地代（粗収益の31%）の支払い能力（収益力）を有し，実際に規模拡大をしてきたことと，地方政府主導型の家庭農場で地代水準が定められていることもあって，貸し手の農業所得を補償する地代水準を実現していることであろう。

とはいえ，稲作純利益（所得）は，185元（2.9千円）/ムー，粗収益対比で10.3%と大きく見劣りし，稲作経営は政府からの補填421元（6.7千円）/ムー[(注10)]に依存している。

B氏の地代支払前稲作純利益（所得）935元の対地代倍率は1.2にとどまり，財政補填後の1,356元で1.8となる（A氏は各，1.6，1.8倍）。これでみると，家庭農場の稲作部門に求められる経営条件は，少なくとも2事例に関しては「1ムー当たりの財政補填後の地代支払前稲作純利益（所得）が地代の1.8倍以上となる収益力」ともいえよう。地代には地域差があることを考慮すると，一般化するには，「1ムー当たりの財政補填後の地代支払前稲作純利益（所得）が地域平均稲作純利益（所得）を大きく上回る収益力」というべきかもしれない（隣接する江蘇省のジャポニカ米平均稲作所得は1,091元。2012年，『全国農産品成本収益資料纂編2013』）。

（注10） 前記2（4）で述べた，米に対する「食糧栽培農家への直接補助」の上海における水準は80元（1,280円）/ムーなので，稲作全体では「80元＋421元＝501元」の補助があることとなり，前記4（1）bの樊（2013）が捕捉する財政補助498元に一致する。

c　B氏農場全体の収支動向

B氏農場全体の収支動向を見てみると，米の粗収益は36万元（1,800元/ムー×200ムー，576万円），稲作純利益（所得）は3.7万元（185元/ムー×200ムー，59万円），政府からの

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

補填はこれとは別に421元（6.7千円）/ムーあり（補填計8.4万元（421元/ムー×200ムー）＝135万円），補助金込みの稲作純利益（所得）は12.1万元（194万円）となる。

麦の粗収益は14万元（697元/ムー×200ムー，224万円），麦作純利益（所得）は150～200元（2.4～3.2千円）/ムーで3.5万元（175元［2.8千円］/ムー×200ムー＝56万円），養豚経営（請負飼育）の純利益は，年間３回転延べ1,446頭で９万元（144万円）あるため，米，補助金，麦，養豚経営の合計全体純利益は，基本労働力2.5人で24.6万元/年（米3.7万元＋補助金8.4万元＋麦3.5万元＋養豚９万元＝394万円，1,230元［２万円］/ムー・年，補助前で16.2万元［259万円］，810元［1.3万円］/ムー）に達する。

（注11） 以上４節は，基本的に筆者のＢ氏および上海市農業局，ｂ区農業委員会へのヒアリング（13年10月）および樊（2013）による。

5　２つの事例等からみた家庭農場の評価と課題

（1）　事例の特徴

以上に整理した中国の米生産概要と２つの事例から中国の大規模稲作経営・家庭農場を評価し，課題を抽出するのは無理があろうが，２つの事例は，広西省興安県のような内陸部等での自発的な規模拡大と，上海市ｂ区のような地方政府推進型の規模拡大に区分され，それらは異なる条件下で異なる道を歩むとも考えられる。

前者が自力更生型であるのに対して後者は補助金に依存している。またその一方で，前者は点的展開しか期待できないが，後者は一定の面的展開も期待される。

（2）　農地集積の条件と地代水準

いずれにせよ，離農者，農地貸出農家の雇用吸収等の生活保障がなければ農地集積は進まないだろう。したがって，家庭農場の成立は，他産業への就業機会の多寡に左右され，沿海部や大都市周辺部に限られるともいえる。しかし，広西省興安県では，高齢化も離農事由に上がっており，方正（2013），李・伊藤・青柳（2013）も高齢化を農地貸出事由にあげていることからすると，農地貸出は全国的に観察される事象といえ，前記３（2）ｂ末尾のとおり，全国の家庭農場面積は全請負経営地の13.4％を占めている。

こうしたなかでは，地代は離農者の生活保障の重要な一要素であると考えられる。２事例では地代水準は借り手にとっては過大だが，貸し手にとっても生命線を握る，下方硬直性のある水準であり，規模拡大に供される農地の地代はその農地の稲作純利益（所得）を下回ってはならないと考えられる（広西省で試算してみると，１農家当たりの農家収入は5,231元［8.4万円，中国農業部（2013）］なので，稲作純利益［所得］に相応する地代収入はその44％に相当することとなる）（注12）。

その点では２事例は，貸し手にとって相応（必要）な地代水準を規模の経済等によって稼得，実現しているが，大都市近郊のＢ氏農場では，200ムー（13.3ha）の稲作純利益（所得）は167元（2.7千円）/ムー，粗収

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

益対比で9.3％と大きく見劣りし，収益性の確保は政府からの補助金に依存している。

前記４（2）ｂ末尾のとおり，家庭農場の稲作部門に求められる経営条件は，少なくとも２事例に関しては「１ムー当たりの財政補填後の地代支払前稲作純利益（所得）が地代の1.8倍以上となる収益力」であり，より一般的には地代の地域差を考慮して，「１ムー当たりの財政補填後の地代支払前稲作純利益（所得）が地域平均稲作純利益（所得）を大きく上回る収益力」というべきであろう。家庭農場が支払う地代は本件事例で600～750元/ムーであり，東北地域では1,000元（1.6万円）/ムー以上，北京市周辺では2,000元（3.2万円）以上になることもある（13年10月８日付「人民中国web版」）。これに対し，東北３省（遼寧，吉林，黒竜江）の平均稲作所得は，各1,021元，998元，608元となっている（『全国農産品成本収益資料纂編2013』）。

（注12） 家庭農場が集積する農地は好条件のものと考えられ，地代をＡ氏の600元/ムーとすると，県平均経営耕地面積は3.8ムーなので，１農家当たりの地代は2,280元（600元/ムー×3.8ムー）となる。

（3） 行政・政府の関与と貸し手保護

さらに寳劔（2012）は，浙江省の農家事例調査において奉化市と徳清県を比較し，①徳清県の事例では地元政府の強い介入のもとで農地流動化が推進されており，それは流動化面積に占める「反租倒包（農地使用権を地元政府が一旦回収し，農業経営主体に一括して貸し出す）」形態が高い割合を示していることから読み取れるとしている。

農地賃貸契約と地代水準を比較すると，②徳清県の方が平均貸出面積も広く，地代も高く，貸出年数も長く，また借入農家世帯数割合が低いなかで，平均借入面積が圧倒的に広いことから，より限定された専業農家に農地が集約されていることが示唆されるとしている。さらに，徳清県の借入地代が貸出地代を大きく下回ることから，地方政府が借入農家に対して優遇価格で農地を提供していることが考えられ，また，農地貸出の多くが地方政府の強制力で行われているとする。そして，公共財としての農地の効率的な利用を促進し，総合的な農業開発を実現していくのか，中国の農業は大きな課題に直面しているとする。

食糧生産で自立できる農家である家庭農場は，中国の農業経営生産体制の進展の一翼を担うべきものと評価できよう。しかしながら，それが小規模・零細農家の犠牲のもとに実現されるものであるならば，本末転倒となろう。それは，自発型でも，地方政府主導型でも生じ得る事態と考えられる。上海市ｂ区の事例では，前記４（1）のとおり地方（区）政府によって基準が定められているが，今後，全国的な家庭農場の推進に当たっては貸し手農家の受取地代水準に関する縛り[注13]を設ける等，貸し手農家の保護策の強化も必要と考えられる。

（注13） 倪鏡（2013）は，江蘇省の農地株式合作社による農地集積の例において，省政府が「，…地代は設定金額が貸し手である農家の平年生産物販売収入を上回ることや毎年増額するなどの条件…」を課しているとしている。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(4)　地代負担と適正経営規模

また，家庭農場には農地貸出農家への適性な地代を稼得しうる経営が求められよう。家庭農場経営が，応分の地代負担によって，立地と規模によっては政府の補助金なしでは採算性がないとすると，地域に応じた適正規模の引上げも必要となろうし，逆に立地条件が絞られることにもなろう。

実際に，事例Ｂでは，前記４（1）のとおり，地域として，今後もさらに規模拡大傾向にあり，将来的には１戸当たり米麦だけなら300～400ムー（20～27ha）が必要と考えられており，この規模は補助金なしに豊かで持続的な経営が可能な規模として想定されている。

(5)　米販売力と政府最低買上価格制度

２事例の家庭農場が，そろって米を全て政府買上に委ねているのにも留意が必要である。興安県農業技術普及ステーションへのヒアリングでは，大規模農家は政府の最低買上価格制度がないと困るとしていた。大規模農家の政府買上依存要因は，当該産出米の市場価格が最低買上価格を下回っていることにあるものと考えられる。もっとも，上海ｂ区では，前記４（1）ａのとおり食糧生産量の７割以上は備蓄用として政府売却が求められている。

興安県では，一般的に品質の良いものはブローカーが買い取るとのことであり，大規模農家には産出米の品質向上努力も求められよう。いずれにしろ事例の大規模農家は政府買入に依存しており買上制度の存続が望まれるが，政府最低買上価格制度は直接支払制度に移行する方向にある（13年10月，China JCIヒアリング[注14]）ことにも留意が必要であり，移行に当たっては十分な支給水準が求められよう。

(注14) Shanghai JCIとも名乗る，上海に拠点を置く中国の食糧関連調査企業。

(6)　農地流通制度の整備

家庭農場の成立と持続可能な経営を担保するものとして，本稿で検討した経済的側面の他に，農地流動化制度の整備の問題がある。

11年から農地登記の制度化が進められており，12年からは農地の流動化と交易市場の設立を中央の政策として推進することとされているが，請負経営権転貸手続きの制度化は緒についたばかりであり，貸し手，借り手双方の権利保護のため，早期の全国的な整備が求められよう（農林水産省（2013）ほか）。

(7)　農業生産高度化・近代化における位置付け

中国共産党の中央農村指導グループ副組長である陳錫文氏は，一昨年の12年７月の段階では，今後の中国における経営類型の進むべき方向として，①従来の生産家族請負制の中で農民の協同組織化等で高度化，近代化していくか，②企業に参入させて農民は雇用労働者になるべきか議論があるとしていた（陳（2013））。しかし，13年の中央１号文書は，家庭農場等を取り上げる一方で，企業による農業生産については今後よ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

り厳格な参入規制と管理体制を強めることとされた（農林水産省（2013））。

「はじめに」にあるとおり，13年の中央１号文書は，農民を豊かにするために，家庭農場のほかに大規模専業経営農家，農民合作社への請負耕作権の移転（集約）も謳っており，種々な形で分散錯圃を解消しつつ大型農業経営体の育成を図ることとしている。

家庭農場は，前記の①従来の生産家族請負制の中で農民の協同組織化等で高度化，近代化していく道の他に，第３の道が開かれたともいえる。しかし，一方で農地流動化の条件が熟した沿海部や大都市周辺では地代が高く，家庭農場が十分な所得を得るには大きな財政補助や，より大規模な集積が必要となるなどの課題がある。

いずれにせよ，小規模・零細農家の高収益品目への作目転換（志向）(注15)を含めて，中国全体の稲作（食糧）生産構造の今後の動向が注目される。

(注15) 前記３（1）ａの広西省興安県でのヒアリングの他，同省臨桂県で竜頭企業・農民専業合作社による米から蜜柑への転作事例を実査した（13年10月）。

＜参考文献＞

・青柳斉ほか（2012）『中国コメ産業の構造と変化―ジャポニカ米市場の拡大』昭和堂
・梶井功（1973）『小企業農の存立条件』東京大学出版会
・河原昌一郎（2013）「平成24年度カントリーレポート：中国，タイ（第１章中国）」農林水産政策研究所，３月
・陳錫文（2013）「〈講演録〉中国農村政策と長期経済展望」『農林金融』２月号
・中国農業部（2012）『中国農業発展報告2012』中国農業出版社，中国語
・中国農業部（2013）『中国農業年鑑2012』中国農業出版社，中国語
・中国国家発展和改革委員会価格司（2013）『全国農産品成本収益資料纂編2013』中国統計出版社，中国語
・倪鏡（2012）「中国の米生産と消費動向について－急速な進展を見せる『ジャポニカ米化』」『JC総研研究レポート』７月
・倪鏡（2013）「中国における農地流動化の最新動向－江蘇省の農地株式合作社に着目して」『JC総研レポート』2012年秋，vol.23
・農林水産省（2011）「平成22年度海外農業情報調査分析・国際相互理解事業，海外農業情報調査分析（アジア）報告書」大臣官房国際部国際政策課（日本総合研究所），３月
・農林水産省（2012）「平成23年度海外農業情報調査分析事業（アジア）報告書」大臣官房国際部国際政策課（日本総合研究所），３月
・農林水産省（2013）「平成24年度海外農業情報調査分析事業（アジア），第１部 中国：第12次５カ年計画における農業・農村政策に見る今後の『三農政策』の展開方向」プロマーコンサルティング，３月
・樊雪志（2013）「六，糧食家庭農場」，李 経謀主編『中国糧食市場発展報告2013』中国財政経済出版社所収，中国語
・藤野信之（2009）「大規模稲作経営の実態と見えてくる課題」『農林金融』３月号
・寳劔久俊（2012）「中国の農地賃貸市場の形成とその課題」『アジ研ワールド・トレンド』No.197，２月
・方正（2013）「中国における大規模食糧生産経営存立のための農地供給層の形成条件－安徽省肥西県を事例として－」『農業市場研究』第22巻第２号，９月
・李英花・伊藤亮司・青柳斉（2013）「中国内陸部農村における農地流動化の特徴と展望－四川省眉山市S村の事例から－」『農林業問題研究』第49号，６月

（内容は2014年１月17日現在）

（ふじの　のぶゆき）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

談話室

米の減反政策見直しを考える

昨年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定され，「強い農林水産業」「美しく活力のある農山漁村」に向けた４本柱の一つとして「生産現場の強化」が位置づけられた。そこには，経営所得安定対策・米の生産調整の見直し，農地中間管理機構の活用による生産コストの削減等が明示された。

米の生産調整は，米価の安定のために主食用米の需要量の減少に応じて生産量を減らしてきたという意味で，「減反政策」といえる。その減反政策は，需給調整を通じた米価の安定効果が後述のように低下している一方，個々の生産者の創意工夫の発揮の著しい制約，零細な稲作構造の温存等によって水田農業の衰退を招いた点で，その功罪は罪の方が大きいといわざるを得ない。そうした危機的な認識に立てば，減反政策の廃止は極めてまっとうな選択といえよう。それではどのような状況になれば，減反廃止が行えるのか。それは，政府の指示ではなく，生産者の主体的な判断によって，需要の変化・価格の変動に機動的に対応し得る生産構造になっていることであろう。

今回の改革方向は，消費の減少している主食用米の生産を減らし，潜在的に450万トン以上の需要が見込まれる飼料用米等の生産を増やすことによって，主食用米の価格水準を維持することにしているから，減反政策の継続にほかならない。また，稲作の生産構造の改革も後述する理由から進まない可能性があり，５年後に減反廃止の前提条件が成立していないことを理由に減反廃止が困難とされるおそれがある。そのためか，「減反の強化につながり，米価の引上げが起こる」との意見もある。

こうした米価引上げの主張が成立するためには，米の需要に見合う生産が行われれば米価は必ず安定し，飼料用米等の需要が確実に見込まれ，飼料用米等が主食用米マーケットに横流れしないことが担保されることが前提となる。しかし，米価水準を決定するのは，米の需給というよりは消費者の購買力(賃金)，米と代替関係にある食料(パン，メン等)の価格等の動向であり，現下の経済状況では米価は引き続き下落傾向をたどると考えられる。仮に人為的に価格を吊り上げれば，需要がトレンド以上に減少し，過剰在庫が積みあがることになる。減反政策

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

は，期待されるほどの価格安定機能を発揮するものではもはやない。また，飼料用米のマクロの需要量が政府によって示されたとしても，そのことから個別のビジネスレベルの必要生産量は決められない。また，飼料用米は主食用米の品種でも補助金の対象とされているので，横流れのリスクは非常に高いといえよう。

したがって，主食用の米価は，上昇よりもむしろ下落，場合によっては暴落が起こるとみるべきではないか。そうした予想を背景に，今回の農地中間管理事業では小規模・零細な農家の自由意思による農地の貸し出しを前提とすることもあって，大規模農家等への農地集約化は思ったようには進まず，大規模農家等から米生産の離脱が起こり，稲作の総崩れも懸念される。

なぜこのようなことが懸念されるのか。稲作を担っている農家の大宗は，赤字でも稲作を継続しているのであり，今後とも短期的には価格変化に反応しない可能性があるからだ。

また，今回の改革では米の直接支払交付金の単価を半減し，その結果生じる余裕財源を日本型直接支払にシフトするので，結局は大規模農家に支払われていた交付金の一部が小規模・零細農家等へ移転することにもなりかねない。そのことに加え，2018年には直接支払交付金が廃止されることが決まっている以上，米の生産・販売を主とする農家等は，主食用米市場での顧客の確保に動くことになるのではなかろうか。つまり，大規模農家等を中心に，生き残りをかけた主食用米の増産が行われる可能性が大きいと考えるべきであろう。

では，どうすべきなのか。それは，価格変動に感応しない小規模農家の経営資源（農地等）が相対的に大規模な農家等にスムーズに移転し得るようなシステム（例えば必要な場合には強制的に利用権を設定）を構築し，米の生産者が経営資源を弾力的に組み替えられる経営能力の形成，離農者の定住を可能とする六次産業化の展開等必要な環境を整えることであり，そのためには一定の時間とコストがかかることを認識すべきである。併せて，そもそも市場メカニズムを効かせるにしても直接支払等のセーフティネットを用意することが必要になってくる。

要するに，今回の農政改革は，そうした政策体系になっているかどうかが問われているのである。

（食と農の政策アナリスト
農林水産政策研究所 前所長　武本俊彦・たけもと　としひこ**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

中国の農村信用社連合組織の構造と機能

──省農村信用社連合社を中心に──

研究員　王　雷軒（Wang Leixuan）

〔要　　旨〕

1　中国の農村金融において，農村信用社は歴史的に中心的な存在であり，現在進行中の農村信用社改革の深化によって組織自体の構造や経営状況に大きな変化が生じているものの，改組後の農村商業銀行や農村合作銀行も含め，一般の農家にとって引き続き最も重要な金融機関である。こうした農村信用社改革において，とりわけ，地域の農村信用社全体に対する管理などの機能を果たす省連合会の創設がキーポイントである。

2　省連合会は，省級政府の業務委託を受け，事実上，農村信用社の上級連合組織となった。省連合会が全国一斉に発足してから2013年で10年を経過するが，農村信用社連合組織の構造と機能についての研究は日本においては少なく，中国農村金融の先行きを展望するうえで，とくに省連合会の構造や機能を解明することが求められている。

3　農村信用社は省連合会の主導のもとに県連合会への法人統合，農村合作銀行，農村商業銀行への組織改組に取り組んでいる。これらの取組みを通じて，農村信用社組織は経営状況が改善され，また省連合会の業界管理機能・サービス提供機能を受けて地域最大の金融機関になっている。

4　しかし，省連合会は複合的な性格（二重性）をもっており，すでに再改革の対象にもなっている。省連合会の性格は曖昧であり，こうした状況が続くことにより，管理下の会員の自主的経営が侵食される可能性が高いとみられる。この意味で，省連合会の業界管理機能とサービス提供機能は分離される必要がある。

5　中国では農村信用社の「銀行化」が推進されており，協同組合金融機関の不在という状況に陥りつつある。銀行化の結果として生じる融資対象とはならない分野については，政策金融機関である農業発展銀行などとの業務分担の見直しによって，政策的支援のできる体制を構築することが必要となろう。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　農村信用社改革と農村信用社連合組織
（1）　農村信用社改革を振り返って
（2）　改革による農村信用社の変化
（3）　最近の農村信用社組織の構造
2　省農村信用社連合会の機能・構造上の特徴
（1）　組織をめぐる動向と特徴
（2）　機能動向と特徴
（3）　複合的な性格
3　省農村信用社連合会の事例
（1）　山東省連合会
（2）　陝西省連合会
（3）　江蘇省連合会
4　事例を通してみた農村信用社連合組織の先行き
（1）　商業銀行化する県連合会
（2）　省連合会の組織改革と将来展望
おわりに

はじめに

中国の農村信用社は，農村金融を担う金融機関である。1920年代に組織され，複雑な変遷を遂げてきたが，03年以降の農村金融改革では，中国政府は農村信用社改革の原則を提示することにとどめ，省級政府[注1]に独自の改革案を打ち出すことを認めた。また，農村信用社の監督管理についても，中央政府の金融当局が基本方針を定めるものの，具体的な指導や管理などの権限は省級政府に委ねることになった。

その結果，農村信用社の新たな連合組織として省農村信用社連合社（中国では「省連社」と称するが，本稿では「省連合会」という）が設立された。省連合会による指導や管理のもとで，多くの農村信用社は一般金融機関である農村商業銀行に改組されている。しかし現在においても農村商業銀行，農村合作銀行などの組織形態を含む農村信用社組織は，一般の農家にとって最も重要な金融機関である[注2]。

省連合会は省級政府に直接管理される一方，省内の農村信用社に対しては業務指導などを行い，事実上農村信用社の上級連合組織となった。しかし省連合会は農村信用社の発展に向けて積極的な役割を果たす一方，問題点も抱えている[注3]。13年は，省連合会が全国一斉に発足してから10年の節目となる年である。しかし，農村信用社連合組織についての研究は日本においては少なく[注4]中国農村金融の先行きをみるうえで，とりわけ省連合会の構造や機能を解明することが求められている。

本稿では，現地にみた省連合会の実態を踏まえながら，その構造や機能の特徴を明らかにしつつ，改革のゆくえを探ってみたい。

まず，近年の農村信用社改革の変遷を回顧し，農村信用社組織の構造を明らかにする。そのうえで省連合会に焦点を当て，当該組織の特徴と機能を考察し，省連合会の複合的な性格を検討する。そして筆者が調

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

査した３つの省連合会の実態を対比しつつ，今後の省連合会の組織改革を考えてみたい。

（注１） 中国の行政組織は中央政府，省級（自治区・直轄市），地級，県級，郷級に区画され，市には「省級市」，「地級市」，「県級市」がある。

（注２） 金融機関別の農村・農業・農家向けの融資状況については王雷軒（2013）参照。

（注３） 例えば，韓俊（2008）は省連合会の機能に対する否定的評価を行った。

（注４） ただし，中国国内では，類似的研究や議論は多く，例えば，郭家万編（2006），『中国農村金融』第328期』に掲載された内容が代表的な存在である。

１　農村信用社改革と農村信用社連合組織

（1）　農村信用社改革を振り返って

中国の農村信用社は，まず協同組合金融組織として1923年に河北省香河県で創設された。その後は横行する高利貸しを抑制し，農民に金融サービスを提供するため，各地に数多く設けられ，55年末には15.9万社存在した。その後，56年末には「各郷に１つの農村信用社」という原則にもとづいて整理・統合を進めた結果，10.3万社にまで減少した。(注5)

一方，58年には人民公社(注6)が組成され，農村信用社に対する指導や管理などの権限は人民公社に委ねるようになった。その結果，農村信用社は人民公社のもの（農家所有→農村集団所有）になり，他方で貯金が大量に流用されるなど，協同組合金融組織としての性格を失ってしまった。

文化大革命（1966～77年）の期間においては，農村信用社に対する管理などの権限は「貧下中農管理委員会」(注7)に委譲され，77年には農村信用社の営業拠点が当時の中国人民銀行の営業拠点に統合されるなど，中国人民銀行の末端組織になった（国所有）。なお，中国人民銀行が編集する『中国金融統計』（1952～87年）によると，78年末時点，農村信用社は6.1万社，従業員23万人，出資金4.7億元，預金残高166億元という状況であった。

70年代末に開始された改革開放以降の農村信用社改革は，その特徴から，以下の４つの期間に分けられる。(注8)

第１の79～84年において，農村信用社は中国農業銀行の末端組織になった。83，84年の「一号文件」(注9)では，農村信用社の協同組合金融組織への復帰を目指すという内容が提示された。しかし，中国農業銀行は農村信用社の業務管理を強化し，農村信用社の県連合社（中国では「県連社」と称するが，本稿では「県連合会」という）を立ち上げ，84年末には1,136県連合会（全国の６割程度）を設立した。中国農業銀行はこれらの県連合会を利用し，農村信用社に対する管理などの権限を強化した。結局，農村信用社の協同組合金融組織への復帰は失敗に終わった。

第２の85～95年において，中国農業銀行は農村信用社に対する管理などの権限を弱め，農村信用社は自主的経営ができるようになった。85年の「一号文件」では，農村信用社の自主的経営が示された後，86年に国務院が公布した「中華人民共和国銀行管理暫定条例」では，農村信用社に対する管理などの権限を中国人民銀行に委譲し，中国

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農業銀行が中国人民銀行の代理的な管理を行うと決定された。95年末には単独会計を行う農村信用社は50,219社（貯蓄所57,900，信用代理拠点257,367），県連合会は2,409（県連合会の営業拠点2,242）あった。ちなみに，同時点の農村信用社は，正規職員63.4万人，信用代理拠点の非正規職員27.7万人であった。

第３の96～02年において，農村信用社に対する管理などの権限は中国農業銀行から完全に取り上げられ，農村信用社は中国人民銀行の直接管理下に置かれた。この期間では，

①既存農村信用社の出資金に関する整理や清算を行い，農民のほか，個体工商戸（個人営業者），農村集団企業といった新組合員を集め，農村信用社の出資金の拡大を実施する。

②民主的管理体制を構築し，組合員代表大会，理事会，監事会の機能を発揮する。

③組合員への貸出を優先的に実施する。

④中国人民銀行は農村信用社に対する管理体制を新たに構築し，既存の農村信用社の県連合会を通じて農村信用社に対する業務管理・監督を実施する。

⑤市（地区）レベルの連合組織を逐次に設立することや省レベルの連合組織の設立実験を開始する。

⑥農村信用社は農家を対象とした小口金融も積極的に展開し，また農家の信用力を評価する信用データベースを構築する。

などの実施項目が採用され，農村信用社の協同組合金融組織への復帰を再び目指した。

しかしながら，中国農業銀行から切り離された農村信用社は，農村部の中心的な存在となったものの，その財産権が不明確のままで，経営状況が深刻な状況を呈していた。02年末には全国の農村信用社組織の債務超過額は5,000億元以上にのぼり，自己資本比率は△6.6％，不良債権比率も36.9％にまで達した。

第４の03年以降，中国政府は農村信用社に対し財産権の明確化やコーポレートガバナンスの強化を目的とする改革を実施した。03年６月には国務院は「農村信用社改革を深化させるための方案」を公布した。この方案の主たる内容として，

①江蘇省や陝西省など８省・直轄市を農村信用社改革の試験地域として指定し，そこで農村信用社改革を進める。

②農村信用社に対する管理などの権限を省級政府に委譲し，省連合会の設立などを通じて農村信用社管理体制の改革を実施する。

③農村信用社の立地条件や経営状況に応じて企業や個人が出資金を拠出できる銀行（農村商業銀行，農村合作銀行）の設立など組織形態の改革（財産権の明確化）を実施する。

④郷鎮レベルの農村信用社と県連合会を統合して１つの統一法人にする。

⑤農村信用社の債務超過を処理するため，財政部は財政補てんや法人税の減免，中国人民銀行は再融資や専用手形の発行による資金注入を行う。

などが挙げられる。(注10)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

03年以降の農村金融改革で特筆すべきことは，中国政府は農村信用社改革の原則(注11)を提示するにとどめ，省級政府に対し独自の改革案を打ち出すことを認めた点にある。

また，農村信用社の監督管理についても，金融当局（銀監会）が基本方針を定めるものの，具体的な指導などは省級政府に委ねることとした。この結果，各省では農村信用社の上級連合組織である省連合会が相次いで設立され，省級政府に直接管理される一方，省内の農村信用社に対し管理や業務指導などを行うようになった。

(注5) 郭家万編（2006）4～10頁。
(注6) 人民公社とは，農業集団化のための組織である。1958年に毛沢東主席の指導下，農村での行政と経済組織（合作社）が一体化されたものである。これにより，人民公社は農村住民の生産，消費，教育などを行うようになった。80年代初期に，農村改革の実施に伴って解体された。
(注7)「貧下中農管理委員会」とは，文化大革命中に設けられた人民公社の管理組織である。
(注8) 張暁山・李周編（2009）332～335頁。
(注9)「一号文件」とは，中国政府がその年の最も重要な政策課題を示すものである。
(注10) 張暁慧・朱煥啓・孫国峰（2012）参照。
(注11) 国務院は農村信用社改革の基本原則として，①市場経済の原則にもとづき，農村信用社の財産権を明確し，経営体制を健全化する点，②農業・農村・農民「三農」に対し金融サービスを提供する点などを提示した。

(2) 改革による農村信用社の変化

03年以降の改革，とりわけ省連合会設立後，農村信用社をめぐる状況は大幅に改善した。銀監会が公表した年報によると，農村信用社組織（農村商業銀行＋農村合作銀行＋農村信用社）の資産総額は02年末の2.2兆元から12年末の15.5兆元に増加し，銀行業全体の総資産に占める比率が9.2％から11.8％に上昇した（第１表）。

第1表　農村信用社組織全体の概況の変化

	02年末	12年末
法人数	35,540	2,411
資産（兆元）	2.2	15.5
負債（兆元）	2.7	14.5
出資金（億元）	625	4,939
自己資本比率（%）	△6.6	11.8
不良債権比率（%）	36.9	4.5
利潤（億元）	△58	1,593

資料　張宝成（2013）に基づき作成

なお，12年末時点の資産総額のうち，貸出金残高は7.8兆元であった。一方，同時点の負債総額は02年末の2.7兆元から14.5兆元（うち預金残高が12.1兆元）に増加しており，農村信用社全体は以前の債務超過の状況を脱出したことがうかがえる。

出資金も02年末の625億元から12年末の4,939億元に大幅に増加し，自己資本比率が△6.6％から11.8％へと大幅に改善した。「資格株」（資格出資）と「投資株(注12)」（投資出資）で構成される出資金のうち，投資出資は05年末の56.2％から12年末の97.6％へと大幅に上昇した。また，出資金全体に占める企業の比率は05年末の12.4％から12年末の45.1％へと上昇した。こうした動きから，農村信用社の農村商業銀行などへの改組に伴って，企業が農村信用社組織に積極的に投資している特徴が見てとれる。

また，02年末の不良債権額は5,147億元，貸出金残高に占める比率である不良債権比率は36.9％，その上簿外の計上されない不良債権額を加算すると，多くの農村信用社の不良債権比率は50％以上に達していた(注13)。しかし，最近における10年間の農村信用社

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

改革を通じて，12年末時点の農村信用社組織の不良債権額は3,540億元と減少し，不良債権比率も4.5％にまで低下した。

さらに，貸倒引当金カバー率（不良債権額の平均に対する倍率で高いほど健全）は02年末の3.3％から12年末の111％へと上昇した。また貸倒引当金が貸出金残高に占める比率も５％に達した。この水準は他の銀行より２％高い。これらの変化から，農村信用社組織の信用リスクは大幅に減少したと言えよう。

農村信用社組織全体の経営状況については，02年末の利潤（税引後）は58億元の赤字であったが，12年末には1,593億元の黒字へと大幅に改善した。

(注12) 郭家万編（2006）73頁によると，「資格株」は個人や企業法人が農村信用社の社員（メンバー）になるための出資である。「投資株」は資格株を購入した後，配当を得るための投資である。

(注13) 不良債権や貸倒引当金については，張宝成（2013）参照。

(3)　最近の農村信用社組織の構造

農村信用社組織の資産や経営などの状況は改善に向かっているが，これは省連合会の強力な指導のもとで，農村信用社組織の改組によるものが大きいと考えられる。組織の改組を進めてきた結果，農村信用社組織の構造は第１図の通りとなった。

農村信用社を農村商業銀行などの組織形態に変えるためには，まず，郷鎮レベルの農村信用社と県連合会の統合が必要である。この２つの法人を１つの法人にすることで，新たな県連合会が誕生するが，郷鎮レベルの農村信用社は新たな県連合会の支店となる（１つの法人として経営していくことから，中国で「統一法人」と呼ぶ）。中国人民銀行（2013）によると，11年末時点，法人統一を行わない地域の農村信用社は33社のみであり，県連合会はほぼ法人統一を実施した。

多くの県連合会は法人統一を経て，その後は農村商業銀行に改組されるようになった。農村商業銀行は名称の通り，商業ベースの経営となり，営業地域は農村に限定されないなど，業務についても一般の商業銀行と同様の扱いとなった。第２表に示されるように，農村商業銀行は08年末の22行から12年末の337行へと急増している。なお，

第1図　農村信用社組織構造の変遷

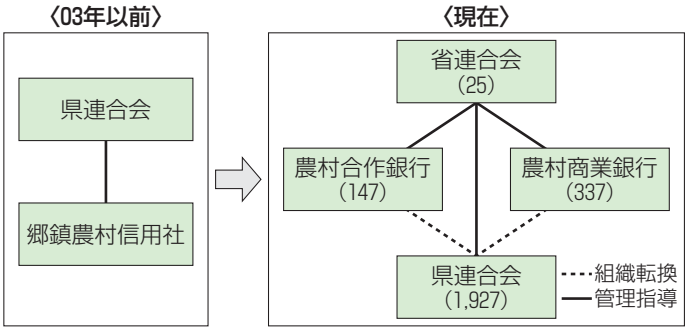

資料　筆者作成
（注）1　（ ）内は12年末の組織数である。
2　02年末時点，郷鎮農村信用社と県連合会の組織数は35,540であった。

第2表　農村信用社組織の組織形態別の法人数の推移

	08年末	09	10	11	12
農村商業銀行	22	43	85	212	337
県連合会（農村信用社を含む）	4,965	3,056	2,646	2,265	1,927
農村合作銀行	163	196	223	190	147
合計	5,150	3,295	2,954	2,667	2,411

資料　「中国銀行業監督管理委員会年報」各年版から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

12年末時点の営業拠点数は２万，役職員数は22万人である。

法人統一後の県連合会は，農村商業銀行への転換が不可能な場合，ひとまず農村合作銀行への転換を選択する。農村合作銀行とは，資本金2,000万元以上，かつ自己資本比率４％以上の条件を満たす農村信用社が転換できるもので，協同組合と株式会社の性格を合わせもつ金融機関である。農村合作銀行は増加し続けてきたが，10年末にピーク（223行）を迎えたが，農村商業銀行への改組により，12年末には147行へと減少した（同第２表）。なお，12年末時点，農村合作銀行の営業拠点数は0.5万，役職員数は5.6万人である。

以上のように，農村信用社組織が改組された結果，県連合会（農村信用社を含む）は08年末の4,965社から12年末現在で1,927社にまで減少した。それらの営業拠点数は５万，役職員数は50万人である。なお，農村信用社組織の合計法人数は12年末時点で2,411あり，営業拠点は7.7万，役職員数は78万人である。

農村信用社の組織改組について，省連合会による制度設計や積極的な推進がなければここまでできないと指摘されている。[注14] 後述するように，省連合会は農村信用社の組織改組だけではなく，金融商品の開発にも注力し，１つの組織として農村信用社の知名度の向上に貢献している。この結果，21省の農村信用社組織は省内最大の金融機関となっている。[注15]

（注14） 例えば，石田信隆（2008）38頁。

（注15） 姜麗明（2013）９頁参照。

2　省農村信用社連合会の機能・構造上の特徴

前述した通り，農村信用社に対する管理などの権限は，中国人民銀行から省級政府に移された。省級政府は省内の農村信用社に対する管理・指導・調整・サービスの提供という業務を省連合会に委託することにした。

以下では，省連合会の組織動向と果たす機能を検討し，その複合的な性格を明らかにする。

（1）　組織をめぐる動向と特徴

国務院は農村信用社の管理監督などの権限を省級政府に委譲する一方，省級政府に対して傘下の県連合会（農村信用社を含む），農村商業銀行，農村合作銀行の具体的業務や経営活動に関与しないよう要求した。また省級政府がもつ権限を地級政府，県政府，郷鎮政府に渡さず，さらに地級政府では連合会などの管理機構を設置しないことが明確に強調された。[注16]

これらの要求などにもとづき，北京，上海，天津，重慶の４つの直轄市で，市内の農村信用社を統合し，１つの法人として農村商業銀行を設立し，市内の農村信用社を農村商業銀行の支店とした。残りの26省・自治区では，省連合会，県連合会の２段階法人体制となっている（第３表）。

省連合会の設立条件として，登録資本金

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3表　中国各省の農村信用社連合会の設立

年	月日	省農村信用社連合会
2001	9.19	江蘇省農村信用社連合会
03	12.30	貴州省農村信用社連合会
04	4.18	浙江省農村信用社連合会
	5.20	吉林省農村信用社連合会
	5.26	江西省農村信用社連合会
	6. 6	山東省農村信用社連合会
	8.19	陝西省農村信用社連合会
	12. 7	寧夏回族自治区農村信用社連合会
	12.18	安徽省農村信用社連合会
05	2. 7	河南省農村信用社連合会
	3.28	雲南省農村信用社連合会
	5.26	湖南省農村信用社連合会
	6. 9	青海省農村信用社連合会
	6.28	四川省農村信用社連合会
	6.29	河北省農村信用社連合会
	7.20	遼寧省農村信用社連合会
	7.28	湖北省農村信用社連合会
	7.29	福建省農村信用社連合会
	8. 2	黒竜江省農村信用社連合会
	8. 8	広東省農村信用社連合会
	8.20	内モンゴル自治区農村信用社連合会
	8.24	山西省農村信用社連合会
	8.25	上海農村商業銀行
	9.15	北京農村商業銀行
	9.28	広西壮族自治区農村信用社連合会
	11.22	甘粛省農村信用社連合会
06	7.26	新疆ウイグル自治区農村信用社連合会
07	8.10	海南省農村信用社連合会
08	6.29	重慶農村商業銀行
10	6.30	天津農村商業銀行

資料　張宝成(2013)から筆者作成
(注) 1　チベット自治区では農村信用社がない。
　　 2　天津市は最初に農村合作銀行という組織形態を選択した。

が最低500万元（約8,000万円），金融専門知識をもつマネージャーの配置などがある。省連合会の設立にあたり，省内にある地級の農村信用社連合会，県連合会，農村商業銀行，農村合作銀行が会員になるためには，省連合会が発行した出資株を購入する必要がある。なお，１会員は省連合会の全体株数の10％まで購入することが可能である。県連合会などが購入した株は出資会員の間において売却・譲渡ができる。また配当をもらうことが可能である。

また，省連合会は銀監会（局）の審査・認可を受けて，管内で事務所（市レベルの支店ではない）を設置することができる。ただし，事務所は省連合会の出先ではあるが，独立法人ではないので，金融業務を展開してはならない。

省連合会の運営については，最高管理機構として「会員大会」（出資者大会）を設置する。この会員大会は理事会によって招集され，年に１回程度開催されるが，そこで省連合会の規定の制定・改正，農村信用社に関する業界管理規定の審査・認可，理事の報酬や理事会の報告に対する審査・認可，省連合会の年度予算・決算・配当，増資に対する審査・認可などを行う。なお，出資会員の２分の１以上の出席が会員大会の成立要件となっている。議決権については，１人１票制を採用しており，議案を決定する場合，半数以上の出席者の同意を得なければならない。

会員大会の執行機構として理事会が設置される。一般的に９～15名の理事で構成されるが，省連合会からの理事は理事人数全体の20％を超えてはならないと規定されている。理事も任期３年間となる。

なお，銀監会は08年に省連合会改革の試験地域として寧夏回族自治区を指定し，同年12月にこの省連合会を農村商業銀行（黄河農村商業銀行）に改組した。しかし，黄河農村商業銀行に改組したといっても，上海などの直轄市にある農村商業銀行と異なって，管理下の県連合会（もしくは農村商業銀行）の法人資格がそのままで，２段階の法人体制が継続されている。この自治区で農

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

村商業銀行に改組された後，農村商業銀行が管理下の19県連合会（農村商業銀行）に出資し，それぞれの筆頭株主となった（金融持株会社）。筆頭株主として各県連合会（農村商業銀行）に理事などの役員を派遣する。ただし，農村商業銀行になっても，前身の省連合会が果たしていた業界管理機能やサービス提供の機能を受け継いでいる。

（注16） 郭家万編（2006）11頁。

（2） 機能動向と特徴

前述したように，03年以前の農村信用社は経営破綻する寸前であった。当時の農村信用社が直面する課題には，財産権の不明問題のほか，決済手段の遅れ，職員の質の低下，金融商品の開発能力の低さも挙げられる。これらの問題を解決するため，省連合会は以下のような業界管理機能，会員へのサービス提供機能が求められている。[注17]

第１は，リスクの管理である。省連合会が設立後，救済できない24社の農村信用社の破綻処理を実施[注18]したほか，高リスクをもつとみられた農村信用社の統廃合も行った。さらに資金過不足を調整するセンターの設立を通じて，管理下の農村信用社に潜む信用リスクの顕在化を防止し，資金運用の効率を高めることなどが実施された。

第２は，地方政府との関係調整である。地方政府の強い関与を断ち切り，農村信用社の合法的経営権益を守る一方，地方政府に対し政策的支援も要請する。

第３は，定期的に農村信用社の役職員に対し講習会を行い，職員の質の向上を目指すことである。

第４は，県連合会などにマクロ経済動向や産業政策などの情報提供を行う一方で，統一した金融商品の開発や決済手段の完備に注力し，省内で通帳の一体化を実施するなど，農村信用社組織としてのブランドの確立に取り組むことである。

第５は，県連合会などの資金決済の業務を処理（もしくは代理）し，短期金融市場への参加を可能とすることである。

具体的には，省連合会は「金融商品」「人事システム」などのパッケージを開発するなど，農村信用社に多彩なメニューを提供している。また共同事務センターの整備やそのシステムの運営，合同ビジネスフェアの開催，ネットバンクの設立にも携わっている。

また，業界管理機能の発揮については，省連合会は業界管理規定にもとづいて県連合会などの健全な管理体制の構築を指導することができる。農村信用社の業務内容，経営状況，職員採用（理事，監事，役員の選出），福利厚生などに対する指導・審査を行うなどが挙げられる。

省連合会が誕生したこの10年間の歴史を振り返ると，県レベルの地方政府からの不当な貸出の強要を減少させ，県連合会への法人統合，サービス機能の発揮などを通じて，農村信用社の財産権の明確化や管理体制の強化，さらに経営の改善に大きく貢献してきたと評価できるであろう。

（注17） 業界管理，サービス提供機能については，宋文瑄 編（2006）100頁参照。

（注18） 例えば，12年７月に河北省粛寧県尚村農村

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

信用社は破綻した。

(3)　複合的な性格

省連合会は出資会員との競合を避けるために，預金・貸出の金融業務を行ってはならないが，県連合会などにサービスを提供するための資金運営センターや電子情報システムの整備を展開することができる。しかしながら，省連合会は，法人資格をもつ民間組織であると同時に，省級政府の業界管理委託機構でもある。この２つの性格をもつことによる弊害も呈し始めている。

具体的には，省連合会は県連合会などの人事権（理事長の指名権や職員の採用権など）を握っており，管理下の農村信用社の自主的な経営を侵食することが多いため，サービス提供機能より官営の行政管理型機関に変身してしまうという見方もある。(注19)

省連合会は実体として受託した業界管理機能を軽視し，自身の経営を重視しがちな傾向にあるとみられる。この意味で業界管理機構としての権限を，自身の利益の追求に利用することがあっても不思議ではない。省級政府は人的，ノウハウの不足から農村信用社組織に対する直接的な管理を行うことができないため，省連合会を創設したわけである。しかし，省連合会自身も改革の対象になっていると言えよう。

なお，金融当局である銀監会も農村信用社組織に対し監督機能を果たしているが，主に自己資本比率，不良債権の分類（５つの区分）と不良債権比率，貸倒引当金カバー率に対する管理・監督，支店開設の認可など（一般の金融機関に対する監督業務）を実施するにとどまっている。

(注19) 例えば，韓俊（2008）９頁，範迪軍（2011）122頁。

3　省農村信用社連合会の事例

筆者は13年４，７，11月に農村金融にかかわる調査を３回実施した。(注20) 以下では省連合会の実態を紹介しておこう。

(注20) ４月は山東省農村信用社連合会，某県連合会，７月は江蘇省農村信用社連合会，江南農村商業銀行，11月は中国の農業博覧会に参加するとともに，陝西省農村信用社連合会，楊凌農村商業銀行等をヒアリング・調査した。

(1)　山東省連合会

山東省農村信用社連合会は04年６月に設立され，農村商業銀行15行，農村合作銀行19行，県連合会113社を管轄している。省内の農村信用社組織全体は営業拠点数5,564，従業員6.2万人，預金残高10,509億元（約17兆円），貸出金残高7,204億元で，省内最大の金融機関となっている。省連合会の役職員は300人程度で，省連合会自体は預金と貸出の業務は行っていない。

省連合会は，マクロ経済の動向などの情報を発信するとともに，貸出規定，財務規定，リスクの管理規定を作成し，県連合会に配付することに積極的に取り組んでいる。さらに，県連合会などの管理職に対して，年に１～２回のトレーニングを実施している。また，省連合会の果たす大きな役割として，地方行政からの強い干渉を受ける県連合会が地方政府との不当な関係を断ち切

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ることに成功した。県連合会の理事長は省連合会の創設以来，地方政府からの恣意的な貸出要請がかなり減少したという。

県連合会の理事長や主任（経営者）の選出は選挙ではなく，省連合会によって任命される。主任以下の管理層が県連合会の理事長によって任命される。また1,000万元以下の貸出について，県連合会は裁量権を持てるが，1,000万～2,000万元は省連合会の市事務所に報告する義務がある。さらに，2,000万元以上の貸出については省連合会に審議してもらう必要があるという。

このような管理指導，サービス提供を受けて，以前赤字経営を続けていた県連合会は利益を計上するようになった。一方，省連合会は，各県連合会の決済システムなどの利用，管理規定の配付や経営上のコンサルティングなどに対して管理費を徴収しているが，県連合会の経営状況により赤字経営の場合，徴収しないケースもある。

現在，同省の農村信用社組織には農村商業銀行の数が少なく，県連合会が多数ある。今後，県レベルの農村信用社が１つの法人として維持されながらも，各県の経済発展の状況に応じて県連合会を農村商業銀行に改組するという方針が示されている。(注21)

今後，県連合会はどのような位置づけで他の金融機関と競争していくのかをある県の連合会の理事長に聞いたところ，農村商業銀行に転換してやっていきたいという。ちなみにこの県連合会には企業からの出資も多くある。県政府による出資はないが，同県財政預金の半分ぐらいを受け入れている。

（注21） この方針は宋文瑄（2009）９頁にも示されている。

(2)　陝西省連合会

陝西省農村信用社連合会は，04年８月に107社の県連合会の出資によって設立された。12年末には，同省農村信用社組織は，農村商業銀行５行，農村合作銀行８行，県連合会94社で構成されている（第４表）。筆者のヒアリングによると，13年９月末時点，同省農村信用社組織の預金残高は3,880億元，うち農家貯金74％，貸出金残高は2,390億元，うち渉農融資78％，組織全体の営業拠点は2,933，従業員は３万人であった。省連合会では，150名のスタッフ，10の部門，２つのセンター（資金運営センターと情報システムセンター）を有する。資金運営センターでは，各県連合会の資金過不足の調整や余裕金の運用を行っているという。

省連合会が設立後，以下のような取組みを実施した。06年は県連合会に対し法人統合を行った。07年は同省農村信用社組織全体の業務細則を制定し，10年は県連合会に対する管理機能を強化するための「県連合会の経営・管理に関する指導意見」も配付した。

第4表　調査地域における省連合会の会員数（2012年末）

（単位　行，社）

	山東省	陝西省	江蘇省
農村商業銀行	15	5	58
農村合作銀行	19	8	-
県連合会	113	94	4

資料　筆者のヒアリング内容から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

また，06年には農村信用社組織の一体化を図るための総合業務システムを導入し，分散していた農村信用社の業務データを省連合会で一括処理できるようになった。同年10月に「陝西信合富秦カード」という銀行カードも発売した。07年11月に全国農信銀決済システムに加盟し，他省の農村金融機関との資金取引も迅速にできるようになった。さらに12年にはモバイルバンキングやインターネットバンキングも開始し，利用者の利便性の向上が図られた。

さらに，これまで職員が多すぎる一部の県連合会に対し，省連合会は合理的な職員数を定めることにした。給与についても基本給，職位手当，業績給で構成される給与体系を制定したという。

また，省連合会は県連合会からの管理費や自身の経営収入によって運営されている。なお，省級政府からの委託業務にもかかわらず，財政的な補助は受けていない。また，省連合会は省内の農村信用社などを１つの法人に統一し，陝西省農村商業銀行（ほかの直轄市と同様）の設立を構想したが，国からの同意を得られなかったようである。省連合会では県連合会の農村商業銀行への改組を積極的に推進する方針である。

(3)　江蘇省連合会

江蘇省農村信用社連合会は01年９月に設立された中国最初の省連合会である。農村信用社改革の試験地域として省連合会の設立とともに，同省で経済が発展する地域である常熟，江陰，張家港で農村商業銀行を開業した。

省連合会が設立した後，まず03年まで省内の82社の県連合会と1,648社の郷鎮農村信用社を対象に県連合会への法人統合を実施した。その後は県連合会を統廃合したうえで農村商業銀行に改組し，12年末には同省農村信用社組織は62の法人となった。内訳をみると，農村商業銀行58行，県連合会４社がある（前掲第４表）。省連合会においてほとんどの農村信用社を農村商業銀行に改組した大きな理由として農村商業銀行の不良債権比率が相対的に低いことが挙げられる。(注22) なお，11年末時点，省内県連合会の不良債権比率は4.15％であり，農村商業銀行の1.43％，農村合作銀行の2.34％より高かった。

同省農村信用社組織全体の営業拠点は2,956,役職員数4.1万人，13年11月末時点では預金残高11,393億元，貸出金残高8,173億元となり，省内最大の金融機関となった。

この省連合会の組織構造は第２図に示されている。省連合会の最高意思決定機関は，出資金を出した農村商業銀行や県連合会によって組成される会員大会（総会に相当する）である。年に１回程度開催されるこの会員大会では，農村信用社組織の経営などに関する重大な方針を決定する。人事や報酬，経営管理，監督などの意思決定については，理事会で設けられる各委員会によって行われる。理事会の決定事項にもとづいて農村信用社組織に関する具体的な業界管理やサービス提供業務を行うのは主任室である。主任室下の各部門として弁公室，人

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2図　江蘇省農村信用社連合会の組織図

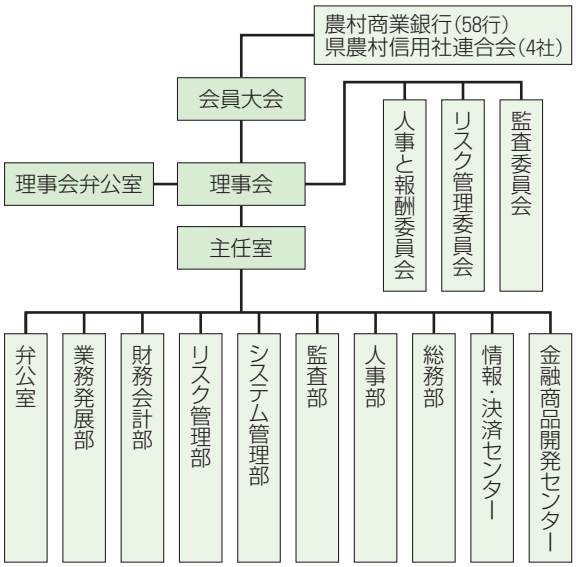

資料　同連合会のウェブサイト「組織架構」から筆者作成
(注)　( )内は12年末の組織数。

事部，総務部，業務発展部，財務会計部，リスク管理部，システム管理部，監査部，情報・決済センター，金融商品開発センターが設置されている。

(注22) 張兵 等（2012）29頁。

4　事例を通してみた農村信用社連合組織の先行き

(1)　商業銀行化する県連合会

前述した３つの事例調査から，省連合会は管理下の県連合会の財産権をより明確化するために，農村商業銀行に改組する動きが強まっていることがうかがえる。省内の経済発展の状況によって県連合会の組織改組の進捗は異なるが，江蘇省の多くの県域では，経済が発展しており，それぞれの県連合会が有する資金規模も大きく，ほかの金融機関に比較しても競争力や人材面などにおいて比較優位があり，農村商業銀行としても経営できる実力を有するため，他地域より，多くの県連合会が農村商業銀行に改組されたのである。

一方，山東省と陝西省では，県連合会が多く残されている。しかしながら，前述したように，この２つの省連合会も江蘇省連合会のように，県連合会の農村商業銀行化を推進する方針を示した。また，11年には，金融当局である銀監会は今後の５年間以内ですべての農村信用社を株式制商業銀行へ改組するという目標を立てている。

このような目標設定に対し様々な批判もある。(注23) 農村商業銀行に転換した後，前にみたように，企業からの出資が多く増加したため，農村・農業向けの融資が大幅に減少する離農化現象が強まると懸念されている。農村信用社の農村商業銀行への改組が進むに伴って，厳しい競争のなか，個別自己責任経営のもとで，小規模・零細な農家への貸出よりも大企業や政府プロジェクトへの貸出を選択する傾向がある。また，銀監会は金融機関としての農村商業銀行に対して効率性と健全性を求めており，農村商業銀行が「脱農化」しがちな要因の一つとなっている。

ただ，筆者が調査した農村商業銀行の融資状況からは，ほかの一般商業銀行に比べて，農村商業銀行の競争力は相対的に低く，営業顧客には大きな変化が現れず，依然としてほぼ県レベルの中小企業や大規模農家向けの融資を中心としていることが分かる。(注24) また，一部の地域（経済が発展する地域）に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

おいて農村商業銀行に改組した以降，ますます農家・農村を離れるようになってしまうケースもみられた。

(注23) 例えば，陳剣波（2013）14頁参照。

(注24) 例えば，筆者が訪問調査を実施した陝西省楊凌農村商業銀行では，依然農村・農業への融資が多く，農家や農民専業合作社向けの貸出が積極的に行われている。

(2) 省連合会の組織改革と将来展望

前述のように，農村信用社の経営などが大幅に改善されたことについて，省連合会の果たした機能は評価すべきである。とりわけ，経済発展が遅れた省においては，省連合会によって県連合会の法人統合，県政府との関係調整などにおいて無視できない役割を果たしてきた。

一方で，省連合会の複合的な性格から，管理下の農村信用社の自主的な経営を侵食することが多いため，サービス提供の機能より官営の行政管理機関に変身してしまうケースが散見される。今後，サービス提供という業務より自らの経営を優先する可能性は否定できない。このため，省連合会の複合的な性格を改め明確にすることが必要である。

省連合会の改革を考えるにあたっては，ドイツの協同組合の連合会の事例が参考になるとみられるため，ここで紹介しておこう。

ドイツの場合，連合組織を非事業組織と事業組織に分けており，BVR（ドイツフォルクスバンク・ライファイゼンバンク協会）という非事業組織は協同組合銀行グループの利益を代表し，グループ戦略を構築するとともにその実践を支え，さらに会員の経営問題への助言や役職員教育なども行っている。一方，事業組織であるDZ BANKとWGZ BANK（協同組合中央銀行）は，ローカルバンクである協同組合銀行に対しリスク管理やサービス提供などを行う中央銀行的機能を果たしている。(注25)

省連合会のゆくえについては，12年の全国金融工作会議（年間の金融政策や金融改革の課題などを示す会議）で，省連合会の改革をめぐり，同連合会の業界管理機能を弱め，そのサービス提供機能を強化するとの指針が示された。(注26) しかし，これは省級政府にとって省連合会改革の実行性や具体性に欠けている。省連合会改革の実施にあたり，ドイツの協同組合の連合会の事例を参考にし，省連合会の業界管理機能とサービス提供機能を分離する必要がある。具体的には，省連合会が展開するサービス提供機能など（中央銀行的機能）を受け継ぎ，事業組織であるDZ BANKとWGZ BANKのような独立した銀行に変身させるとともに，省連合会の業界管理機能を引き受けるBVRのような非事業組織に改組することが現実的であろう。

(注25) 斉藤・重頭（2010）第10章参照。

(注26) 中国人民銀行農村金融服務研究小組（2013）93頁参照。

おわりに

現在の農村信用社組織は省連合会の主導で県連合会への法人統合，農村合作銀行（これも最終的に農村商業銀行に転換している），

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農村商業銀行への組織改組に取り組んでいる。これらの取組みを通じて，農村信用社組織の経営状況が以前より改善されたことは確かである。

また，省連合会の業界管理機能・サービス提供機能を受けて地域によっては最も規模の大きい金融機関にもなっている。このような実績から，省連合会がなければ，農村信用社の今日の姿はないと言っても過言ではない。

今後も省連合会は，管理下の県連合会の農村商業銀行化を推進していくとみられるが，三農（農村・農業・農民）への金融サービスを十分に提供できるかという視点から考えてみると，省連合会による農村信用社の組織改組に伴って，三農からさらにかけ離れる（脱農化）との懸念もある。

一方，本稿でみてきたように，省連合会は複合的な性格をもっており，すでに改革の対象になっている状況にある。この連合会の性格が曖昧な状況を続けるならば，管理下の会員の自主的経営を侵食する可能性が高いとみられる。この意味では省連合会の業界管理機能とサービス提供機能を分離することが必要である。

今後の中国の農村金融体制をいかに構築するかについては，農業経営体の変化も考慮する必要があろう。中国の農村部では，農家による出稼ぎが多くみられるだけではなく，農村に残る農業従事者の高齢化も進んでいる。農業従事者の高齢化や不足を背景に，農民専業合作社や企業も活発な農業生産活動を行っており，人を雇いながら大規模経営を始めつつある。とりわけ，畜産業においては庭先での飼養から大規模経営，野菜や果実，水産物でも専門化と大規模化が進み始めている。このような農業経営体の構造変化に応じて，一般商業銀行が対応可能の部分もあるため，県連合会が農村商業銀行（一般商業銀行）になっても過度な懸念は不要であろう。

このように，中国は農村信用社の「銀行化」が推し進められており，協同組合金融機関の不在という状況に陥りつつある。こうしたなかで，現在，中国の農村部に多くの「農民資金互助社」（協同組合組織的性格をもつ信用組合）という新たな組織が出現しているため，その発展や育成などに注目したい。また，農村信用社の銀行化を目標とするため，その融資対象とはならない分野については，政策金融機関である中国農業発展銀行などとの業務分担の見直しによって，政策的支援ができる体制を構築することが必要となろう。

＜参考文献＞

・石田信隆（2008）「現地にみる中国農村金融改革とその課題」『農林金融』８月号
・王雷軒（2013）「最近の中国における農村金融の現状と特徴」『農林金融』２月号
・郭家万編（2006）『中国農村合作金融』中国金融出版社
・韓俊・羅丹・程郁（2007）『中国農村金融調査』上海遠東出版社
・韓俊（2008）「中国農村信用社改革の評価と農村金融改革の課題」『農林金融』８月号
・姜麗明（2013）「農村信用社深化改革十年成効与経験」『中国農村金融』第328期
・斉藤由理子・重頭ユカリ（2010）『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社
・謝平・徐忠（2013）『新世紀以来 農村金融改革研究』中国金融出版社

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

・宋文瑄編（2006）『農村合作金融監管知識読本』山東大学出版社
・宋文瑄編（2009）『農村合作金融発展探索』山東人民出版社
・中国人民銀行農村金融服務研究小組（2013）『中国農村金融服務報告2012』中国金融出版社
・張暁山・李周編（2009）『新中国農村60年的発展与変遷』人民出版社
・張宝成（2013）「温故知新 再創輝煌－在農村信用社深化改革十周年座談会上的講話」『中国農村金融』第328期
・張兵等（2012）『江蘇農村金融発展報告2012』科学出版社
・張暁慧・朱煥啓・孫国峰（2012）『農村信用社改革試点 資金支持政策的実践与思考』中国金融出版社
・陳剣波（2013）「当前農村信用社改革面臨的主要問題及展望」『中国農村金融』第328期
・範迪軍（2011）『家庭承包制視角下農戸合作金融制度研究』中国財政経済出版社
・劉錫良等（2006）『中国転換期　農村金融体系研究』中国金融出版社

（おう　らいけん）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

本棚

高橋信正　編著

『「農」の付加価値を高める 六次産業化の実践』

2010年12月に公布された六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は，13年11月末時点で1,690件に達し，六次産業化は所得拡大を図る農業者だけでなく，地域活性化を期待する地域や自治体等においても大きな関心が持たれている。また，日本政策金融公庫の平成24年度「農業の６次産業化等に関する調査」によると，六次産業化に取り組んでいる平均年数は8.3年で08年の農商工等連携促進法施行以降に取り組んだところが多いが，90年以前から産地直送などの六次産業化に取り組んでいるところも多い。全体としてはまだ取組みから日の浅い六次産業化が，政府の期待するように農業の成長産業化，地域社会の活性化につながっていくために，六次産業化に成功した先達者・先進地の事例は多くの貴重なヒントを与えてくれるであろう。

六次産業化の先進事例集は農林水産省のHPにも掲載されているが，本書の特色としては，かなり地域差の大きい六次産業化の取組みについて，北は関東から北陸・近畿・中国・四国，南は九州まで，各地域で活躍する農業および六次産業化に関する研究者25名が執筆を担当し，以下の５項目を執筆ポイントとしている点である。

①他の事例集にない執筆者なりの新しい視点を出す，②事例の形態は立地する各地域の特徴に制約されることがあるのでその関連性を出す，③各作目からのアプローチを出す，④単なる事例紹介だけでなくそのモデル化のノウハウも入れる，⑤必要に応じ農業外の業者に連携を訴えるようなノウハウを書く。

そして，本書の７つのパート，25章で構成され，パートⅠが六次産業化の入門編，パートⅡ～Ⅶが実践編で，パートⅠ「六次産業化の分類・施策・支援・ファンド」，パートⅡ「一品目で多角化をめざす」，パートⅢ「地域コミュニティの大切さは変わらない」，パートⅣ「流通チャネルを活かす組織は伸びる」，パートⅤ「地産地消、直売所、棚田、女性起業で交流を深める」，パートⅥ「農業協同組合の六次産業化への挑戦は」，パートⅦ「六次産業化が向かう姿」となっている。

実践編は，品目別の多角化の方法，地域農業全体での六次産業化の方法，多様な流通チャネルの活用方法，推進のキーワード，農協の関わり方など六次産業化のタイプ，取組みの視点別にわかりやすく解説され，各執筆者の農業および農村の六次産業化の実現への深い思いが伝わる内容となっている。

なお，編者が本書の趣旨は，「下請けの農業からの脱却を提唱し，日本の農業に元気をあたえ，これまで他の産業の主体者に帰属していた付加価値を彼らから奪取することを高らかに謳う本だ」という点にはいささか違和感がある。餅は餅屋，農業者は生産に専念すべきという意見もあるなかで，上記の日本政策金融公庫の調査で，六次産業化を進める上で不足しているのは「営業・販路確保」の人材・ノウハウが１位であることからも，六次産業化の本質は，農業者と加工・流通業者が敵対するのではなく，相互の価値を理解しWIN－WINの関係になり，地域内なり国内での持続可能なフードサプライチェーンを構築することであろう。

――筑波書房　2013年12月

定価2,625円（税込）　271頁――

（編集情報室長　堀内芳彦・ほりうち よしひこ**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

給食受託企業の地場産野菜の調達行動

主任研究員　尾高恵美

〔要　　旨〕

1　学校給食，病院給食，事業所給食等の給食施設においてシェアが拡大しつつある給食受託企業では，地場産食材使用の取組みは限定的とみられる。そこで本稿では，地場産野菜を実際に使用している給食受託企業の取引実態を分析し，給食受託企業が地場産野菜の使用を拡大するための要点を整理する。

2　給食施設で使用する食材については，近年，食育基本法の制定を契機として，地場産食材の使用が促進されている。05年に制定された食育基本法では，国および地方公共団体は，農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用の促進を行うことを明記している。

3　野菜についてみれば、既存の流通チャネルでは地場産野菜を安定的に調達することが難しいため，給食施設が地場産野菜を調達するには，新たに取引関係を構築し，流通システムを作る必要がある。自治体直営の学校給食の場合には，行政による手厚い支援により地元生産者等との取引関係を構築し，流通システムについても関係者が負担を分担して対応している場合が少なくない。

4　一方，事例として取り上げた給食受託企業では，地場産野菜を安定的に調達するために独自に取引関係を構築している。Ａ社では，仲卸業者というコーディネータを介した生産者との契約取引により調達の安定性を高めている。また，Ｂ社では，出資している事業者協同組合が農業生産法人と合弁組織を設立することにより，地場産野菜の取引の継続性を高めている。さらにＥ社では，農業参入により，地域の生産者の後継者不足が顕在化するなかで地場産野菜を長期的に確保することを目指している。いずれのケースでも，地域のつながりであるネットワークを生かして取引関係を構築している。

5　取り上げた給食受託企業の事例は，地場産農産物の使用にかかる取引関係構築の課題を克服するためには，ネットワークの構築に資する生産者と実需者の関係づくりの場やコーディネータの存在が重要であることを示している。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　給食施設における地場産食材使用促進策
（1）　食育基本法と学校給食法における地場産食材の位置づけ
（2）　地方自治体による給食施設での地場産食材使用の推進策
2　学校給食における地場産農産物の使用状況
3　給食施設における一般的な野菜の調達チャネル
（1）　給食施設における地場産以外の野菜の調達先
（2）　卸売市場ルートの強みと弱み
（3）　自治体直営の学校給食施設での取組み
4　給食受託企業による地場産野菜調達の事例
（1）　契約取引による野菜調達の事例
（2）　合弁組織を介した調達の事例
（3）　農業参入による調達の事例
5　事例にみる給食受託企業の地場産野菜の調達行動
（1）　地場産農産物の位置づけ
（2）　取引関係構築のプロセス
（3）　流通システムの効率化
おわりに

はじめに

学校給食，病院給食，事業所給食（社員食堂と弁当給食）等の給食施設で使用する食材については，近年，食育基本法の制定を契機として地場産食材の使用が推進されている。

野菜の調達についてみると，既存の流通チャネルでは地場産野菜を安定的に調達することは難しい。そのため，自治体が直営する学校給食の場合には，行政からの手厚い支援を受けて，安定的に調達するための取引関係を新たに構築した事例が多数報告されている。

一方，シェアが拡大しつつある給食受託企業（注1）の場合，一般的には，自治体からの手厚い支援を受けられるわけではなく，地場産食材使用の取組みは限られている。

それでは，地場産農産物を使用している給食受託企業では，どのように取引関係を構築しているのだろうか。本稿では，地場産野菜を使用している給食受託企業の取引実態を分析し，給食受託企業が地場産野菜の使用を拡大するための要点を整理する。

なお，「地場産」の範囲については，各地の取組みや調査によってさまざまな定義があるため，本稿ではとくに限定しない。

（注1）文部科学省「学校給食実施状況等調査」によると，10年において学校給食の業務を外部に委託した小中学校の割合（学校数ベース）は，物資購入管理で8.7%，調理で31.9%である。また，病院や保健施設の給食業務の外部委託は86年に解禁されており，厚生労働省（2013b）と日本メディカル給食協会（2013）により算出すると，12年において病院給食を外部委託している割合は，施設数ベースで42.6%，病床数ベースで38.9%となっている。また，産労総合研究所（2009）によると，社員食堂を保有する事業所のうちその運営を外部に委託している割合（子会社等による準委託は除く）は75.2%を占めている。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1　給食施設における地場産食材使用促進策

本節では，給食施設での地場産農産物の使用の取組みに少なからず影響を与えたと考えられる食育基本法と学校給食法，および地方自治体による給食施設での地場産食材使用推進策について概観する。

(1)　食育基本法と学校給食法における地場産食材の位置づけ

食育基本法は05年に制定された。そのなかで，国および地方公共団体は「農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進」（第二十三条）を行うことを明記している。

食育基本法に基づく食育推進基本計画では，学校給食における都道府県産食材の使用割合について目標を設定しており，06年策定の第１次計画では，04年度において21.2%の都道府県産食材の割合を10年度までに30%以上に引き上げることを目標とした。(注2)

また，同計画では，地場産食材を食育の「生きた教材」と位置づけている。さらに，08年に改正された学校給食法においては，栄養教諭(注3)は「学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする」とし，栄養教諭は指導に当たり，当該学校が「所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行」うことを定めている（第十条）。

（注２）10年度の実績は25.0%と未達だったため，第２次計画では15年度まで目標達成期限を延長した。また，都市部の学校において目標の達成が困難であるため，国産割合80%以上という目標を追加することが検討されている。

（注３）栄養教諭は，05年に制定された栄養教諭制度に基づいて，食に関する指導の推進に中核的な役割を担うことを目的に配置されている。

(2)　地方自治体による給食施設での地場産食材使用の推進策

食育基本法や，地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（通称：六次産業化・地産地消法）に基づいて，多くの地方自治体では，学校，病院や事業所での給食における地場産食材の使用促進を含む食育推進計画を策定している。

例えば，福井県では「ふくいの食育・地産地消推進計画」を策定し，そのなかで「病院等の公の施設や社員食堂等の新たな分野への県産食材の供給を拡大するため，給食メニュー作成者への生産情報の提供や農産物の生産・供給グループ育成などを実施」することを明記している。

また，地場産食材の消費を促進するために，協力する給食施設の認証を行っている自治体もある。例えば，岩手県では「岩手県地産地消推進要綱」を策定し，学校以外の給食施設について「いわて地産地消給食実施事業所認定」事業を実施している。(注4)

13年９月３日時点の認定施設は70施設であり（給食の運営を外部に委託している施設も含む），内訳は，病院，高齢者福祉施設や事業所給食（社員食堂）が多い（岩手県農林水産部流通課（2013a））。岩手県が県内で実施

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

した調査によると，12年度において，県立・公立病院および社会福祉施設を除く認定施設での県産農林水産物の使用割合（重量ベース）は50.7％であり，回答のあった514施設合計の41.4％を9.3ポイント上回っている。

食育基本法や学校給食法において地場産食材を教材として位置づけたことや，地方自治体による地場産食材使用推進策は，給食施設における地場産食材の使用の意識を高めることにつながったと考えられる。

（注４） 中村（2012）によると，京都府でも府産を使用した病院や高齢者福祉施設を認証する制度を実施している。

2　学校給食における地場産農産物の使用状況

本節では，データが公表されている学校給食に注目して，地場産食材の使用状況について概観する。

学校給食における県産食材の使用割合について文部科学省の調査によると，05年の食育基本法制定後，徐々に上昇し，09年度には26.1％となったが，その後は伸び悩み，12年度は25.1％にとどまっている（第１図）。

また，学校給食の地場産農産物の仕入先について農林水産省が実施した調査をみると，流通業者としては地場産以外の食材も仕入れているとみられる学校給食会(注5)や一般小売店の割合が高く，産地の仕入先としては農協や農家が多くあげられている（第２図）。

後述するように，学校給食における地場産農産物の使用の取組みでは，行政が生産者との取引関係や流通システムの構築を支援することによって，調理場が地場産農産物を農協や農家から調達する事例が多く報

第１図　学校給食における県産食材の使用割合の推移（食材数ベース）

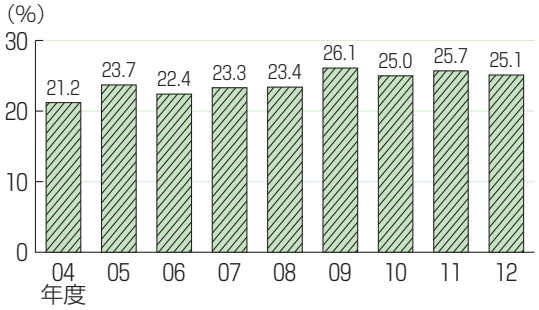

資料　文部科学省「学校給食における地場産物の活用状況」から作成
（注）１　本調査の対象は，完全給食を実施する公立の小学校，中学校及び中等教育学校前期課程，夜間定時制高等学校のうち，単独調理場方式の学校については50校に1校の割合で，共同調理場方式の学校については50場に1場の割合で，各都道府県教育委員会が選定した学校（調理場）。12年度調査は458校（調理場）。
２　本調査における使用割合とは，6月と11月の各5日間に学校給食の献立に使用した食品のうち，当該都道府県で生産，収穫，水揚げされた食材の割合。

第2図　地場農産物の仕入先（2004年，学校数ベース，複数回答）

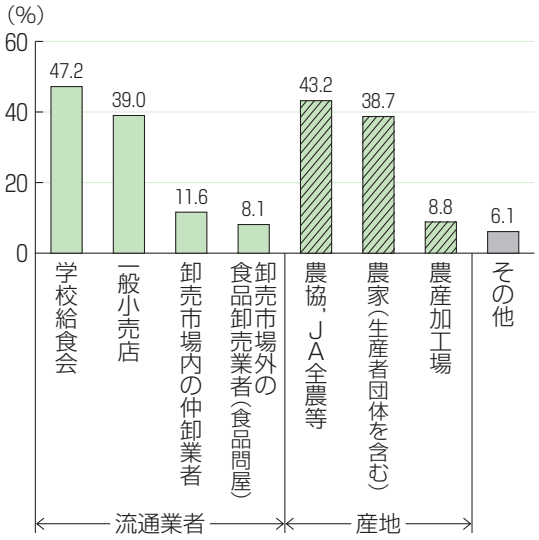

資料　農林水産省（2005）「平成16年度農産物地産地消等実態調査結果」から作成
（注）　本調査の対象は，完全給食を行っている公立の小・中学校のうち単独調理方式の学校及び公立の共同調理場。調査客体数は1,672校（調理場），うち回収数は1,636校（調理場）。また，本調査における地場産物の範囲は，学校（単独調理場）の場合は，当該学校の所在市町村又は同一都道府県内の隣接する市町村で栽培された農産物。共同調理場の場合は，当該共同調理場及び調理した給食を配送している学校が所在する市町村で栽培された農産物。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

告されている。農協や農家といった回答は，そのような直接取引を表しているとみられる。

（注５）学校給食会とは，各都道府県に設置され，各都道府県内の給食実施校に米，パンや加工食品等の学校給食物資を供給している。

3　給食施設における一般的な野菜の調達チャネル

本節では，給食施設における野菜の流通チャネルについて整理する。

(1)　給食施設における地場産以外の野菜の調達先

農林水産省の調査によると，病院給食や事業所給食の野菜の仕入先（金額ベース）について，「スーパー・小売店」「卸売市場」「食材卸問屋」の割合が高く，直接の仕入先であるスーパーや小売店も，卸売市場から調達している場合が多いとみられる（注6）（第３図）。

学校給食でも，聞き取り調査によると，地場産以外の野菜の場合には小売業者が卸売市場から仕入れた野菜を使用している場合が多い。

第3図　病院給食と事業所給食における野菜の仕入先の内訳（1993年，金額ベース）

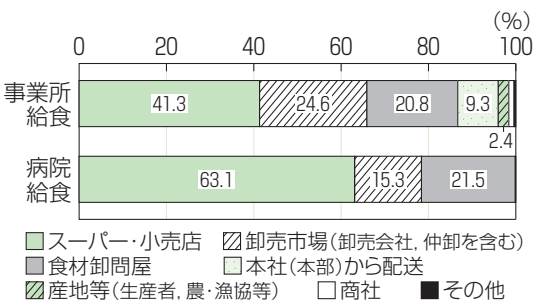

資料　農林水産省（1994）から作成

ここから，給食施設において，産地を特定しない場合には卸売市場ルートを使用した野菜の調達が大部分を占めていると考えられる。

（注６）農林水産省（1994）の調査対象年度は93年度と古い。当時に比べて，野菜の輸入量は93年の149万トンから10年には250万トンに増加した（農畜産業振興機構「ベジ探」）。卸売市場経由率が低い輸入冷凍野菜等の増加により，卸売市場経由率は93年の84.5%から10年に73.0%へと低下したものの大半を占めており，卸売市場は依然として野菜流通の要の役割を担っている（農林水産省（2013b））。このことと病院や事業所給食の受託企業への聞き取り調査結果を合わせて考えると，病院給食や事業所給食で使用する野菜においても冷凍品を中心に輸入野菜の使用は増えたが，生鮮野菜については卸売市場と小売業を経由した仕入れが大宗を占めていると考えて差し支えないように思われる。

(2)　卸売市場ルートの強みと弱み

ここでは，給食施設の食材調達からみた卸売市場ルートの強みと弱みについて，中央卸売市場と地方卸売市場に分けてみてみたい。（注7）

農林水産省（2013）によると，10年において，輸入品を含む野菜の総流通量の73.0%が卸売市場を経由し，中央卸売市場の経由量は卸売市場経由量の63.2%を占めている。つまり，全国57か所の中央卸売市場が野菜の総流通量の46.1%を取り扱っていることになる。

中央卸売市場による広域流通の強みは，量的にも質的にも需給調整が容易であり，そのため価格が比較的安定していることにある（藤島（1992））。しかし，中央卸売市場は３大都市圏や県庁所在地など都市部に立地しているため，地場産野菜の取扱量は限

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

られている。

一方，全国559か所にある地方卸売市場では，中央卸売市場に比べて地場産野菜の取扱いは多いものの，地場産野菜の主な出荷者は，共同販売に参加していない個選の生産者である。個選の生産者はスポット取引が多く，地方卸売市場では入荷量の変動が大きい（山田ほか（1980））。

つまり，中央卸売市場では調達の安定性は高いものの，産地を地場産に限定することは難しく，地方卸売市場では地場産野菜を取り扱っているもののスポット取引が多く，調達の安定性は低い。

地場産野菜を安定的に調達するには，従来型の卸売市場取引では限界があるため，市場外取引を含めた契約等による取引が有力な選択肢になる。しかし，その実現には，新たに取引関係を築いた上で，発注や精算処理，配送等を行う流通システムが必要になる。

（注７）中央卸売市場とは，都道府県や人口20万人以上の市等が農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場である。一方，地方卸売市場とは，中央卸売市場以外で，一定規模以上の卸売場の面積で，都道府県知事の許可を受けて開設される卸売市場である。

（3） 自治体直営の学校給食施設での取組み

病院給食や事業所給食が地場産を含む国内産野菜の仕入れにあたり重視していることとして，「必要量の安定確保」が回答割合の上位にあげられている（農林水産省（1994））。また，学校給食において，栄養士（栄養教諭）が地場産農産物を使用していない最も大きな理由として「連携できる組織がないこと」をあげている（農畜産業振興機構（2005））。給食施設にとって，地場産野菜の使用を始める上で，安定的に調達するための取引関係の構築は大きな課題となっているといえる。

自治体直営の学校給食の場合には，地元生産者等との取引関係の構築を行政が支援している事例が多い。例えば，岩手県矢巾町では，町と地元農協が食材の一括納入に関する覚書を取り交わしたことが地産地消給食の大きな契機となり，また，群馬県高崎市（旧吉井町）の事例では，農政課の業務経験のある給食センター長が生産者組織との間をコーディネートして地場産野菜の使用が始まった。

行政による支援について具体的にみるために，富山県砺波市の学校給食の事例を紹介する（尾高（2006））。

取引開始のきっかけは，子どもたちが食べる給食に安全な野菜を提供したいという生産者の想いを富山県の農業普及センターが給食センターにつないだことである。

給食センターと生産者の相互の要望を調整するために，年に３回，栄養教諭，生産者代表，農業普及センター，農協が参加して話し合いを行う場を設けている。同市は稲作地帯にあり，生産者は野菜を出荷する経験が浅く，当初は出荷物の規格や品質に問題があったが，農業普及センターの栽培指導に加えて，給食センターが規格表を作成し，等階級ごとに価格差をつけて規格遵守のインセンティブを設けることで改善した。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

また，生産者と子どもたちが給食を一緒に食べる交流会を行っているが，これは，生産者の出荷意欲を高めることにつながっている。

流通システムについては，生産者グループの中に係を配置して，給食センターからの受注と個々の生産者への割当て，および給食センターへの配送に対応している。価格は卸売価格を基準とし，商流において農協を経由することで，農協が給食センターへの請求と個々の生産者への精算処理を行う仕組みとした。

このように，自治体直営の学校給食の場合には，調理場と生産者との取引関係の構築に行政からの手厚い支援がある。加えて，自治体との取引の場合には，代金回収リスクがゼロに等しいことも取組みを進展させる要因となっていると思われる。

4　給食受託企業による地場産野菜調達の事例

民間の給食受託企業の場合には，上述した自治体直営の学校給食の場合のように，行政からの手厚い支援を期待することは難しいだろう。

それでは，地場産野菜を使用している給食受託企業では，どこに利点を見いだし，どのように取引関係を構築し，流通システムを作っているのだろうか。聞き取り調査に基づいて３社の給食受託企業の事例を報告する。

(1)　契約取引による野菜調達の事例

a　Ａ社の概要

はじめに，大手給食受託企業Ａ社の名古屋本部における契約取引による県産野菜調達について取り上げる。

Ａ社は，事業所，学校，病院の給食受託事業を全国で展開しているほか，レストランやカフェを直営している。

b　Ａ社給食施設の食材調達方法

Ａ社の給食受託事業の特徴は，セントラルキッチン方式ではなく，利用者の嗜好に合わせて各給食施設で調理することである。自治体が食材購入業務を行っている学校給食以外について，基本的には，各給食施設がメニューを作成し，本部作成の食材リストの中から食材を発注している。

給食受託事業として，今回注目する名古屋本部は，愛知県，岐阜県，静岡県，長野県の４県を管轄している。

名古屋本部の給食施設においては，地場産農産物を使用すると利用者の評価が高く，使用したメニューの販売食数が伸びる傾向がある。

そこで名古屋本部では，卸売市場ルートで仕入れる野菜と肉類を，給食施設が地場産食材を選択できるように，管轄している愛知県，岐阜県，静岡県，長野県の食材をこれら４県以外で生産された食材と区別して提供を始めた。

さらに野菜についてはメニュー作成の参考になるように，管轄県ごとに品目別の出荷時期のカレンダーを作成し，給食施設に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

配付している。

c　県内生産者との契約による県産野菜の調達

(a)　取組みの経緯と流通システム

名古屋本部では，異常気象による野菜価格上昇への備えとして，上記卸売市場ルートの県産野菜調達に加えて，13年から生産者との契約取引による県産野菜の調達を始めた。契約している生産者はキャベツ生産を主体とする１戸の農家であり，従来から取引関係のある地元の名古屋市中央卸売市場の仲卸業者から紹介を受けた。

契約農家との取引にかかる受発注や代金決済は同じ仲卸業者を介しており，契約農家から名古屋本部の配送センターへの物流は，仲卸業者の既存の配送ルートを活用している(注8)（第４図）。流通コストを削減するために，キャベツの運搬にはＡ社のプラスチック・コンテナを使用している。

(b)　契約農家との契約方法

13年に契約した品目はキャベツとネギであり，いずれも名古屋本部管轄の給食施設で使用量が多い品目である。

第4図　契約取引に関する商流と物流

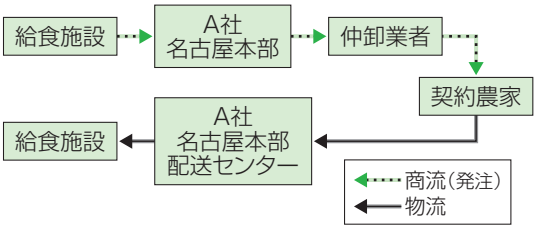

資料　A社名古屋本部への聞き取り調査から作成

キャベツの契約取引は，規格外品を，期間中毎日一定数量を一定価格で取引する数量契約である。一方，ネギについては，選別なしで全量をＡ社が買い取る面積契約とした。それまでキャベツ生産を主体としており，ネギの出荷経験のない農家に依頼したという経緯から，また，名古屋本部の１日当たりネギの使用量の１％未満とわずかであるため，天候変動等によって収量が増減するリスクはA社が負う面積契約にした。

前述したように契約した等階級は，キャベツは規格外品，ネギは規格外品を含む全量である。給食事業では野菜を調理して提供するため，使用できる規格の幅は広く，卸売市場ルートでは流通していないサイズや外観でも使用できる。このため，２つの品目の契約価格は，卸売市場から調達する正規品の価格より低くＡ社にとってもメリットがあり，一方，生産者にとっても，規格外品の商品化を含めて，納得できる価格に設定することができた。

県産食材の使用は競合他社との差別化の観点からも有利であるため，名古屋本部では農家との契約栽培を愛知県以外でも展開したいと考えている。

(注８) 04年の卸売市場法改正により，仲卸業者は，卸売業者を介さずに産地から直接仕入れることが条件付きで可能となった。

(2)　合弁組織を介した調達の事例

a　Ｂ社の概要

次に，合弁組織を通じて地場産野菜を調達しているＢ社の事例を紹介する。

Ｂ社は，岩手県盛岡市に本社があり，岩

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

手県を中心に，宮城県と青森県でも給食受託事業を展開している。12年度における受託先数は41施設で，幼稚園，中学校，病院，企業や公的機関の食堂等である。大手給食受託企業との差別化を意識して，地元食材の積極的な使用を理念に掲げている。

Ｂ社が給食受託事業で使用している野菜の直接の仕入先はＣ事業者協同組合である。

Ｃ事業者協同組合は，Ｂ社を含む外食業者，小売業者，流通業者，農協関連団体といった異業種の10組織を組合員としている。Ｂ社が主導して95年に設立され，野菜のカット加工と米の炊飯を事業とし，それに伴う流通機能も担っている。設立目的は，地場産農産物を共同仕入することである。個々の実需者の使用量は少なく，最小の取引単位を満たせなかったため，実需者の注文を集約することにより地場産農産物の取引単位を拡大する必要があった。

Ｃ事業者協同組合は，Ｄ合同会社，Ｃ事業者協同組合の組合員である地元農協子会社が運営する直売所，地元農協の販売部門，および地元の盛岡市中央卸売市場から仕入れている。

以下では，Ｂ社が，Ｄ合同会社を介して県内の農業生産法人等から地場産野菜を調達する仕組みに注目する。

b　給食受託企業と生産者との関係性構築

Ｃ事業者協同組合の仕入先であるＤ合同会社は，「学校給食のカレーライスは100％県産品！」を合言葉に，地産地消の推進を目的にして10年に設立された。当初は任意組織だったが，活動の継続性を高めるために12年に合同会社に変更した。

Ｄ合同会社の社員は，農業生産法人５法人，Ｃ事業者協同組合，食品加工事業者，Ｄ合同会社の常勤役員である（第５図）。産地リレーによって県産の調達期間を長くするために，Ｄ合同会社社員の農業生産法人の圃場は，岩手県北部から南部まで分散している。

Ｄ合同会社設立のきっかけは，産学官連携組織のいわて未来づくり機構の作業部会での活動である(注9)。Ｂ社の社長や，Ｄ合同会社の社員である農業生産法人は作業部会のメンバーとして，08年から３年間，一次産品の高機能化をテーマとして，共に調査や検討を行った。

（注９）いわて未来づくり機構とは，地域の自立と活性化のために，産業界，学術界，自治体が智慧と行動力を結集する場として設立された。一次産品の高機能化をテーマとする作業部会以外に，東日本大震災からの復興に関する作業部会や，人材育成に関する作業部会がある。

第5図　B社，C事業者協同組合，D合同会社の出資関係

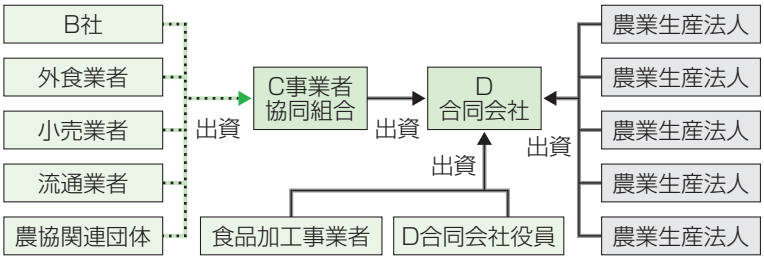

資料　B社およびC事業者協同組合への聞き取り調査から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

c　取引方法

Ｃ事業者協同組合は，Ｄ合同会社から，バレイショやニンジンなど給食事業での使用頻度が高い品目を調達している。Ｄ合同会社に参加している農業生産法人の経営規模は大きいため，地場産農産物の仕入の安定性は高い。

Ｄ合同会社では，農業生産法人とＣ事業者協同組合との値決めについて，基本的には，卸売価格の過去３年間の平均を用いて，１年間は同一価格で設定しているが，天候変動等により卸売価格が著しく変動した場合には，都度協議するとしている。年間同一価格としている理由は，Ｂ社等の実需者との間で年間同一価格の契約をしているＣ事業者協同組合が価格変動リスクを負うことを回避するためである。

第6図　農業生産法人との取引に関する商流と物流

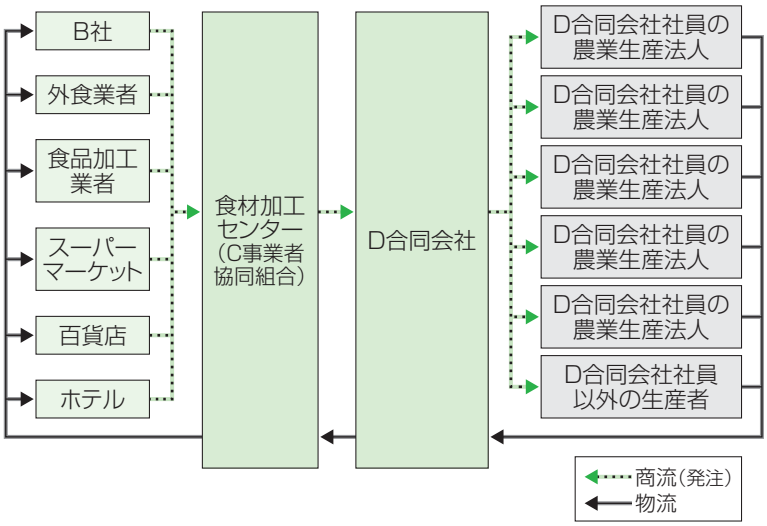

資料　B社およびC事業者協同組合への聞き取り調査から作成

d　流通システム

商流については，Ｃ事業者協同組合は，実需者の注文を集約して，Ｄ合同会社に発注し，Ｄ合同会社が社員である各農業生産法人や社員以外の生産者に割り振っている（第６図）。

一方，物流については，農業生産法人等からの出荷物は，一旦，Ｄ合同会社で集荷してからＣ事業者協同組合の加工センターに配送している。

さらに，バレイショやニンジンといった使用頻度の高い土物類等を貯蔵して出荷期間を長期化するために，各農業生産法人が冷蔵保管している。

e　効果

Ｄ合同会社は，合言葉にあるように地産地消を理念として設立された。合弁組織を設立して地場産野菜を流通させる仕組みは，Ｂ社の地場産野菜調達の継続性を高めていると考えられる。

Ｂ社向けを含むＣ事業者協同組合で使用する野菜に占める県産の割合（金額ベース）は，Ｄ合同会社との取引以前は16～17％で伸び悩んでいたが，合同会社の設立により35％に高まった。

(3)　農業参入による調達の事例

a　Ｅ社の概要

次に，農業に参入することにより，一部の品目の生産を内製化して地場産野菜を調達している給食受託企業Ｅ社の事例を紹介

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

する。

Ｅ社の本社は新潟県新潟市にあり，新潟市内の中学校や幼稚園の給食と，事業所や公的施設の食堂を受託している。給食受託事業のほかに，子会社のＦ社では仕出しと高齢者向けに配食サービス事業を営み，別の子会社のＧ社で野菜生産と食品流通（小売とＥ社グループへの卸売）を行うなど，食品関連事業を多角的に展開している。

b　Ｅ社の地場産農産物使用方針

Ｅ社は，地域への貢献を意識して「地産地消や食育で新潟を元気に」をビジョンに掲げている。このビジョンに基づいて，Ｅ社は子会社を含めて地場産農産物の使用を積極的に進めている。

Ｅ社で使用している地場産（市内産）野菜は，子会社で生産するとともに，市内の取引農家や地元農協から調達している。仕入の優先順位は，①子会社農場，②市内の取引農家や地元農協，③新潟市中央卸売市場，④仲卸業者と定めて，地場産を優先的に仕入れている。以下では子会社農場に注目して地場産野菜の取引の仕組みを述べる。

c　農業生産内製化による地場産野菜調達

Ｅ社の子会社のＧ社は，Ｅ社グループの流通部門として07年11月に設立され，09年10月に農業に参入した。参入のきっかけは，Ｇ社が取引している農家から農地の貸与と農業参入について打診を受けたことである。

それまで地元農家から地場産野菜を調達していたが，需給調整に苦労していたため，調達の安定性を高める必要があると判断した。生産部門を内製化することにより，短期的には，日々の需給調整を効率的に行い，長期的には，地元農家の後継者不足が顕在化するなかで，将来にわたって地場産野菜を安定的に確保することが目的である。

12年末のＧ社の経営耕地面積は２haである。この中には，５年以上耕作放棄されていた農地を耕作できるようにＥ社が整備した農地も含まれている。そこで，給食事業における使用頻度が高く，また既存の取引農家と重複しない，バレイショ，ダイコン，長ネギ等の品目を栽培している。

農作業や栽培計画は，Ｇ社社員３名が中心となって行っている。作業に従事している社員３名はそれまで農業の経験はなく，地元の農協や農家から栽培技術の指導を受けている。栽培経験が浅いために収穫物は規格外品が少なくないが，給食では野菜を調理して提供するので外観は関係なく，幅広い規格を使用している。

d　農業生産内製化による地場産野菜調達の効果

Ｅ社の給食事業で使用している野菜に占める新潟県産の割合（食材数ベース）は，平均して５割程度ではないか，とのことである。

ちなみに，Ｅ社受託分を含む12年度における新潟市のスクールランチ(注10)の平均では，使用した野菜に占める新潟県産の割合（食材数ベース）は34.7％である（新潟市（2013））。

（注９） 新潟市中学校スクールランチウェブサイト

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

によると，スクールランチとは，文部科学省の学校給食摂取基準と学校給食衛生管理基準に基づいた完全給食で，生徒は複数のメニューから選択して事前予約し，調理は民間の給食受託企業に委託し，食事はランチルームで会食するというもの。生徒は家庭からの持参弁当とスクールランチを選択できる。

e　流通機能の統合

E社で使用する食材の流通は子会社のG社が担っている。G社の流通部門は，E社等から受注して，社内の農業部門や取引農家等に発注したり，新潟市中央卸売市場から仕入れて，G社の配送センターで調理施設ごとに仕分けし指定時間に配送している（第７図）。

E社グループの流通機能を統合することによって，発注や精算の処理，および配送業務を効率化している。

第7図　地場産野菜調達にかかる商流と物流

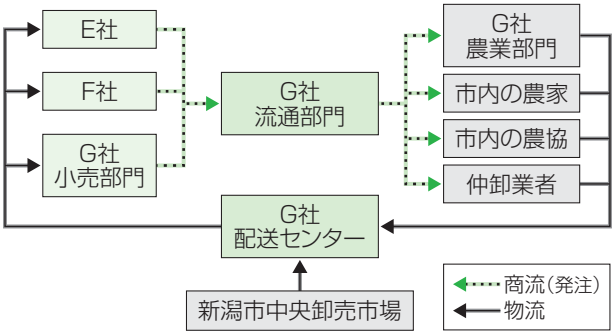

資料　E社への聞き取り調査から作成

5　事例にみる給食受託企業の地場産野菜の調達行動

本節では，上述した３事例に基づいて，給食受託企業による地場産農産物の位置づけ，その調達に必要な取引関係構築プロセス，流通システム効率化の工夫について整理する（第８図）。

第8図　事例の給食受託企業の概要と取引内容

		A社　名古屋本部	B社	E社
本社(本部)所在地		愛知県名古屋市	岩手県盛岡市	新潟県新潟市
営業区域		愛知県，岐阜県，静岡県，長野県	岩手県，宮城県，青森県	新潟県新潟市
受託している施設		事業所，病院，福祉施設，保育所，学校	事業所，病院，福祉施設，幼稚園，学校，公的施設	学校，事業所，病院，福祉施設，保育所，公的施設
地場産食材の位置付け		競合他社との差別化 野菜価格上昇への備え	大手企業との差別化（地元食材の積極的な使用を理念）	地域貢献（E社のビジョン）
事例で取り上げた取引内容	地場産野菜の主な取引先	県内仲卸業者を介して県内生産者と取引	加入している事業者協同組合を通じて，県内の農業生産法人	子会社の農場
	取引関係構築	従来から取引関係のある仲卸業者からの提案	県内の産官学連携組織の活動をきっかけに，協同組合と農業生産法人が合弁組織を設立	地元農家からの依頼
	取引形態	規格外品の数量契約，面積契約	農業生産法人の過去の出荷実績に基づいて発注	－
	使用している地場産野菜の規格	規格外品含む	品目により，A品Lサイズ～B品Lサイズ	規格外品含む
	流通の効率化	仲卸業者経由	出荷者側と実需者側がそれぞれ組織を作り，ハブ化	子会社の流通部門に機能を統合

資料　第4図に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(1)　地場産農産物の位置づけ

いずれの給食受託企業においても，提供する給食で地場産農産物を使用することを経営理念や経営戦略のなかに位置づけている。

Ｅ社は地産地消を会社のビジョンとし，Ａ社名古屋本部やＢ社では，地場産食材を差別化の材料として位置づけている。

(2)　取引関係構築のプロセス

前述したように，中央卸売市場で流通している野菜は広域流通によるものが中心となっており，一方，地方卸売市場ではスポット取引が多いために調達の安定性は低い。また，卸売市場で流通している野菜は正規品が大宗を占めている。そこで，地場産野菜を調達するために，３事例とも独自に取引関係を構築している。

Ａ社では，契約取引により，調達の確実性を高めている。生産者と直接ではなく，取引関係のある仲卸業者というコーディネータを介して契約している。

また，Ｂ社では新たな組織を設立して対応している。Ｂ社が他の実需者と共同で設立した事業者協同組合が県内の農業生産法人と合弁組織を設立し，その合弁組織から野菜を調達している。合弁組織の設立は，県内の産学官連携組織での活動が契機となっている。

一般的に，農産物の直接取引において，売り手である農業者と買い手である実需者の利害はさまざまな点で対立する。なかでも大きな課題である値決めについては，ルールを定めて対立を回避して取引の継続性を高めている。

さらに，Ｅ社のケースでは，新潟市内で子会社が農業に参入した。Ｅ社役員（Ｇ社役員を兼務）と地元の農家との関係性が農業参入のきっかけとなった。地元の農協や農家から営農技術の指導を受けたり，農地と農機を借り受けるなど地域のネットワークを活用し，農業参入にかかる費用を低減させている。自ら野菜を生産することにより，使用頻度の高い品目を調達できるようになったこと，生産側と調達側が生育状況を共有化できるため，需給調整が容易になり，地場産野菜の使用割合の向上につながったと考えられる。

いずれの事例でも新たに取引関係を構築する際に，地域のつながりであるネットワークを活用している。これは，川下のニーズに対応しやすい地域流通の強みの源泉になっていると思われる。

(3)　流通システムの効率化

卸売市場外で取引する場合には，流通システムについても費用がかさまないようにする工夫が必要になる。

Ａ社の場合は，コーディネータである仲卸業者の既存のルートを活用して，生産者からの集荷と，実需者までの配送を行うことにより，配送費を抑えている。

Ｂ社の場合は，Ｄ合同会社が出荷側で農業生産法人等の窓口となり，Ｃ事業者協同組合が調達側で実需者の共同仕入の組織となっている。Ｄ合同会社とＣ事業者協同組

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

合が川上と川下でそれぞれハブ機能を果たすことにより，商流と物流を効率化している。

Ｅ社の場合は，Ｅ社グループ各社の受発注や配送といった食材調達機能をＧ社に集約している。

おわりに

本稿では，給食受託企業による地場産野菜の調達行動について報告した。

食育基本法等の影響により，給食受託企業の経営理念や経営戦略においても，地場産食材の位置づけは高まったと思われる。しかし，野菜についてみれば，既存の流通チャネルでは地場産を調達することは容易ではない。そこで，事例で紹介した給食受託企業では，独自に取引関係を構築していた。地域のネットワークや，仲卸業者というコーディネータの存在がその実現に貢献している。ここから，給食受託企業が地場産農産物の使用にかかる取引関係構築の課題を克服するには，ネットワークの構築に資する生産者と実需者の関係づくりの場やコーディネータの存在が重要であることを示している。

＜参考文献＞

・岩手県農林水産部流通課（2013a）「いわて地産地消給食実施事業所　認定一覧」岩手県ウェブサイト（13年12月27日アクセス）
・岩手県農林水産部流通課（2013b）「平成24年度　本県の食材給食事業の利用状況について」岩手県ウェブサイト（13年12月27日アクセス）
・尾高恵美（2006）「学校給食への地場産野菜供給に関する調査」『総研レポート』11月
・小林茂典（2012）「野菜の用途別需要の動向を対応課題」12年３月６日開催研究成果報告会資料
・厚生労働省（2013）「平成24年医療施設（動態）調査」
・産労総合研究所（2009）『労務事情』No.1160，３月15日号
・食の安全・安心財団（2013）「外食産業市場規模推移」食の安全・安心財団ウェブサイト（13年12月27日アクセス）
・都市農山漁村交流活性化機構（2013）『地産地消による給食事業の最前線』
・内藤重之・佐藤信編著（2010）『学校給食における地産地消と食育効果』筑波書房
・中村貴子（2012）「いただきます。地元産プラン」都市農山漁村交流活性化機構『食と農を基軸とした，地産地消のまちづくり』144～146頁
・新潟市（2013）「スクールランチ地場産農林水産物の年間使用割合」新潟市中学校スクールランチウェブサイト（13年12月27日アクセス）
・日本メディカル給食協会（2013）「受託先別内訳」日本メディカル給食協会ウェブサイト（13年12月27日アクセス）
・農畜産業振興機構（2005）「学校給食における地産地消に関するアンケート調査結果」
・農林水産省（1994）『平成６年外食産業原材料需要構造調査報告』
・農林水産省（2005）「平成16年度農産物地産地消等実態調査結果」
・農林水産省（2013a）「食料需給表」
・農林水産省（2013b）「卸売市場データ集（平成24年版）」
・藤島廣二（1992）「地域流通システムの基本的形成方法」藤島廣二・山本勝成編『小規模野菜産地のための地域流通システム』農林水産省中国農業試験場，19～37頁
・藤島廣二・小林茂典（2008）『業務・加工用野菜－売れる品質・規格と産地事例－』農山漁村文化協会
・文部科学省（2013）「学校給食における地場産物の活用状況」（13年12月27日アクセス）
・山田浩子・野見山敏雄（2012）「学校給食への地場野菜供給の支援に関する一考察」『日本農業経済学会論文集』114～121頁
・山田勝・村井広明・田中多賀男（1980）「野菜の地場流通における地方卸売市場の役割」『愛知県農業総合試験場研究報告』193～200頁

（おだか　めぐみ）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2013

A4版　約193頁
頒 価　2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12　TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2013年12月

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(71)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(71)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(71)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(72)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(72)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(72)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(74)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(74)
9. 金融機関別預貯金残高　……(75)
10. 金融機関別貸出金残高　……(76)

〈特別掲載（2013年９月末数値）〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 ……(77)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高 ……(78)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 ……(79)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高 ……(80)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7745
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2008. 11	**36,042,672**	**5,090,090**	**15,669,915**	**1,827,609**	**35,167,198**	**9,303,955**	**10,503,915**	**56,802,677**
2009. 11	**38,565,312**	**5,503,856**	**21,904,191**	**1,329,660**	**43,097,192**	**12,051,042**	**9,495,465**	**65,973,359**
2010. 11	**40,034,625**	**5,499,987**	**23,304,300**	**1,123,222**	**45,266,855**	**13,518,066**	**8,930,769**	**68,838,912**
2011. 11	**41,979,401**	**5,203,853**	**20,999,009**	**1,367,271**	**43,628,195**	**15,021,693**	**8,165,104**	**68,182,263**
2012. 11	**44,167,084**	**4,780,366**	**24,236,154**	**225,743**	**47,392,547**	**16,248,478**	**9,316,836**	**73,183,604**
2013. 6	48,233,381	4,452,715	26,939,152	6,971,777	48,994,489	16,170,604	7,488,378	79,625,248
7	48,481,109	4,400,580	25,075,963	5,751,829	49,019,727	16,317,917	6,868,179	77,957,652
8	48,273,510	4,361,479	25,103,111	7,315,751	48,281,427	15,816,774	6,324,148	77,738,100
9	48,495,114	4,307,322	27,300,066	6,146,625	49,899,693	16,477,210	7,578,974	80,102,502
10	48,709,144	4,258,663	25,458,037	6,591,823	49,259,923	16,485,051	6,089,047	78,425,844
11	49,166,005	4,220,598	26,457,673	5,694,199	51,159,836	16,574,253	6,415,988	79,844,276

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2013年11月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	40,886,108	-	488,123	643	145,879	-	41,520,753
水産団体	1,348,343	-	96,652	11	10,760	-	1,455,765
森林団体	1,740	-	5,911	18	104	-	7,774
その他会員	3,233	-	2,917	-	-	-	6,150
会員計	42,239,424	-	593,603	672	156,743	-	42,990,443
会員以外の者計	226,519	61,583	319,782	84,740	5,463,064	19,875	6,175,563
合計	**42,465,943**	**61,583**	**913,385**	**85,413**	**5,619,807**	**19,875**	**49,166,005**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　263,197百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2013年11月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	52,637	84,403	133,221	-	270,260
	開拓団体	8	13	-	-	21
	水産団体	9,076	4,972	6,400	-	20,448
	森林団体	1,748	6,325	1,796	23	9,891
	その他会員	256	639	20	-	915
	会員小計	63,724	96,352	141,436	23	301,535
	その他系統団体等小計	55,966	20,522	74,832	-	151,321
	計	119,690	116,874	216,268	23	452,856
関連産業		2,359,776	49,283	1,007,787	3,560	3,420,407
その他		12,571,884	4,827	124,280	1	12,700,991
合計		**15,051,350**	**170,984**	**1,348,335**	**3,584**	**16,574,254**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2013. 6	7,180,675	41,052,706	48,233,381	-	4,452,715
7	7,129,358	41,351,751	48,481,109	1,000	4,400,580
8	6,625,260	41,648,250	48,273,510	-	4,361,479
9	6,491,820	42,003,294	48,495,114	-	4,307,322
10	6,478,667	42,230,477	48,709,144	500	4,258,663
11	6,684,851	42,481,154	49,166,005	-	4,220,598
2012. 11	6,084,618	38,082,466	44,167,084	2,000	4,780,366

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2013. 6	61,273	6,910,504	48,994,489	13,069,811	139	-	157,487
7	87,077	5,664,751	49,019,727	13,298,005	137	-	153,762
8	58,179	7,257,572	48,281,427	13,363,715	109	-	154,773
9	87,484	6,059,141	49,899,693	13,385,111	75	-	164,140
10	67,321	6,524,501	49,259,923	13,240,168	3,116	-	170,716
11	67,531	5,626,668	51,159,836	13,380,825	110	-	170,984
2012. 11	97,337	128,406	47,392,547	16,521,185	37,757	-	162,574

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2013. 6	56,579,834	54,961,358	1,066,866	949,496	1,803,486
7	55,246,237	53,715,798	1,011,350	947,177	1,740,476
8	55,532,544	54,021,362	1,014,965	947,178	1,744,105
9	55,272,427	53,977,321	1,038,574	947,177	1,744,962
10	55,556,665	54,184,018	1,103,955	947,177	1,744,963
11	55,657,310	54,312,455	1,093,619	947,177	1,744,961
2012. 11	55,256,994	53,822,284	997,029	913,106	1,792,291

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2013. 5	28,311,634	61,566,557	89,878,191	587,868	410,492
6	28,747,570	62,481,447	91,229,017	565,404	390,206
7	28,103,902	63,046,778	91,150,680	585,192	410,930
8	28,505,845	63,089,423	91,595,268	551,112	376,114
9	28,355,008	62,793,911	91,148,919	553,542	376,895
10	29,091,050	62,438,617	91,529,667	557,865	379,927
2012. 10	28,197,226	61,595,692	89,792,918	577,317	401,018

（注）1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
633,972	5,120,270	3,425,909	17,759,001	79,625,248
654,262	4,920,510	3,425,909	16,074,282	77,957,652
612,991	4,921,191	3,425,909	16,143,020	77,738,100
621,955	4,639,776	3,425,909	18,612,426	80,102,502
598,370	4,664,208	3,425,909	16,769,050	78,425,844
871,648	4,697,519	3,425,909	17,462,597	79,844,276
561,298	6,240,824	3,425,909	14,006,123	73,183,604

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
14,699,520	1,308,742	4,854	16,170,604	524,642	6,963,597	79,625,248
14,867,358	1,293,471	3,324	16,317,917	529,810	6,338,233	77,957,652
14,399,094	1,258,983	3,923	15,816,774	529,835	5,794,204	77,738,100
14,981,992	1,327,780	3,298	16,477,210	520,923	7,057,976	80,102,502
14,978,994	1,331,984	3,356	16,485,051	520,000	5,565,932	78,425,844
15,051,350	1,348,335	3,583	16,574,253	520,000	5,895,878	79,844,276
14,691,727	1,390,044	4,130	16,248,478	1,620,000	7,659,079	73,183,604

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
60,923	35,245,212	35,169,138	2,000	449,135	17,140,765	6,812,817	1,558,407
64,055	33,764,596	33,684,613	2,000	453,963	17,112,530	6,765,160	1,529,289
58,598	34,005,603	33,930,371	-	455,176	17,140,634	6,812,020	1,523,926
59,504	34,098,425	34,002,413	-	436,187	17,042,887	6,800,786	1,553,048
57,319	34,182,640	34,103,622	13,000	433,765	17,142,631	6,907,287	1,543,422
62,337	34,425,204	34,352,862	15,000	440,620	17,141,167	6,872,198	1,541,938
63,208	33,703,324	33,621,055	2,000	421,516	17,095,310	6,908,851	1,465,219

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		報告組合数
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
385,036	62,684,541	62,420,640	4,828,965	1,853,065	23,131,655	206,556	706
396,389	63,956,238	63,697,457	4,842,826	1,871,009	23,133,587	206,288	706
415,355	64,036,024	63,778,179	4,756,401	1,848,406	23,191,000	206,176	706
407,443	64,369,785	64,106,456	4,718,729	1,815,045	23,196,194	206,235	706
394,477	64,166,232	63,887,814	4,626,003	1,763,426	23,098,818	206,351	706
392,634	64,531,263	64,266,820	4,549,960	1,720,235	23,077,441	208,439	706
386,934	62,342,032	62,108,554	4,813,446	1,724,496	23,227,610	220,616	712

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2013．8	2,132,609	1,468,587	10,033	55,694	14,781	1,491,552	1,472,554	119,711	554,260
9	2,135,375	1,456,205	10,033	55,694	13,977	1,497,500	1,478,353	118,557	550,381
10	2,194,567	1,520,645	10,032	55,792	14,179	1,561,129	1,542,273	115,628	549,816
11	2,192,685	1,520,091	10,032	55,793	14,527	1,564,429	1,545,832	114,748	544,850
2012．11	2,135,567	1,463,504	8,790	56,620	13,852	1,453,492	1,433,443	141,768	563,208

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2013．6	884,413	522,602	130,308	101,239	118,487	6,590	840,443	829,084	1,736	219,859	12,146	137
7	878,555	519,149	131,693	101,474	120,263	7,154	835,239	824,370	1,736	220,071	12,195	137
8	879,564	516,522	131,791	101,973	120,233	6,947	837,280	825,919	1,336	220,160	12,169	136
9	897,100	521,935	131,537	100,993	120,023	6,748	863,206	851,172	1,336	219,704	12,147	135
2012．9	879,708	521,541	139,321	107,190	121,929	7,093	832,492	821,298	2,049	215,656	13,207	144

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2010. 3**	**844,772**	**511,870**	**2,633,256**	**2,072,150**	**567,701**	**1,173,807**	**167,336**
	2011. 3	**858,182**	**526,362**	**2,742,676**	**2,124,424**	**576,041**	**1,197,465**	**172,138**
	2012. 3	**881,963**	**533,670**	**2,758,508**	**2,207,560**	**596,704**	**1,225,885**	**177,766**
	2012. 11	897,595	552,570	2,726,473	2,199,114	588,631	1,243,587	181,684
	12	908,534	561,352	2,740,965	2,230,610	598,672	1,260,120	183,921
	2013. 1	901,794	555,691	2,742,754	2,213,746	590,574	1,247,839	182,793
	2	903,049	557,112	2,753,907	2,226,139	593,299	1,253,060	183,466
	3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678
	4	900,563	558,742	2,844,244	2,279,933	600,395	1,262,871	184,239
	5	898,782	555,128	2,872,017	2,272,525	597,813	1,257,519	183,571
	6	912,290	565,798	2,856,093	2,305,310	606,945	1,273,931	185,841
	7	911,507	552,462	2,820,634	2,280,308	602,013	1,268,197	185,266
	8	915,953	555,325	2,801,076	2,291,522	605,240	1,273,901	186,258
	9	911,489	552,724	2,858,995	2,298,025	608,561	1,278,023	187,002
	10	915,297	555,567	2,817,089	2,279,349	605,292	1,276,569	186,651
	11	P 916,158	556,573	2,837,682	2,295,494	608,061	1,276,149	P 186,565
前年同月比増減率	**2010. 3**	**1.4**	**0.6**	**2.2**	**3.5**	**1.2**	**1.7**	**2.3**
	2011. 3	**1.6**	**2.8**	**4.2**	**2.5**	**1.5**	**2.0**	**2.9**
	2012. 3	**2.8**	**1.4**	**0.6**	**3.9**	**3.6**	**2.4**	**3.3**
	2012. 11	1.9	3.3	1.2	2.6	0.8	1.7	2.9
	12	2.0	3.6	2.5	2.9	1.1	1.9	3.0
	2013. 1	1.9	3.2	2.2	3.0	0.8	1.7	2.8
	2	1.8	3.3	2.7	3.3	0.9	1.8	2.8
	3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8
	4	1.6	3.3	4.4	3.2	0.5	1.7	2.6
	5	1.7	2.9	4.4	3.8	1.2	1.8	2.6
	6	1.7	2.7	4.7	4.1	1.3	2.1	2.6
	7	1.8	0.1	4.0	4.3	1.5	2.2	2.6
	8	2.0	0.6	4.1	4.6	2.0	2.3	2.7
	9	1.8	0.7	4.3	3.9	2.4	2.2	2.4
	10	1.9	0.6	4.1	3.9	2.9	2.4	2.6
	11	P 2.1	0.7	4.1	4.4	3.3	2.6	P 2.7

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2010. 3**	**226,784**	**55,916**	**1,797,912**	**1,544,708**	**433,144**	**641,575**	**94,025**
	2011. 3	**223,241**	**53,591**	**1,741,986**	**1,571,010**	**436,880**	**637,551**	**94,151**
	2012. 3	**219,823**	**53,451**	**1,741,033**	**1,613,079**	**444,428**	**637,888**	**94,761**
	2012. 11	216,309	54,437	1,709,154	1,625,372	436,678	629,303	94,591
	12	215,420	54,340	1,731,394	1,646,428	443,315	634,878	95,313
	2013. 1	214,859	54,136	1,728,171	1,639,450	438,635	628,116	94,846
	2	214,891	53,803	1,744,485	1,641,040	438,615	627,599	94,863
	3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,710	448,507	636,876	95,740
	4	214,079	52,936	1,746,675	1,645,861	441,060	628,896	94,759
	5	215,303	52,650	1,742,604	1,653,076	441,074	628,729	94,923
	6	215,366	52,544	1,767,866	1,659,257	443,787	631,591	95,149
	7	215,797	52,359	1,769,637	1,661,962	442,831	630,823	95,291
	8	215,826	52,881	1,771,607	1,668,866	443,293	632,872	95,460
	9	214,815	52,478	1,785,374	1,681,134	449,209	636,974	96,105
	10	214,558	53,639	1,768,498	1,675,044	445,206	634,327	95,990
	11	P 214,841	53,303	1,781,751	1,684,963	447,319	636,914	P 96,303
前年同月比増減率	**2010. 3**	**1.4**	**△0.9**	**△5.3**	**0.0**	**0.0**	**△1.1**	**△0.1**
	2011. 3	**△1.6**	**△4.2**	**△3.1**	**1.7**	**0.9**	**△0.6**	**0.1**
	2012. 3	**△1.5**	**△0.3**	**△0.1**	**2.7**	**1.7**	**0.1**	**0.6**
	2012. 11	△2.1	1.8	0.2	3.2	0.6	△0.3	0.7
	12	△2.0	1.2	0.1	3.3	0.7	△0.5	0.6
	2013. 1	△2.1	0.8	1.0	3.3	0.7	△0.5	0.6
	2	△2.0	0.9	1.3	3.3	0.7	△0.6	0.5
	3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0
	4	△2.0	△0.1	1.5	2.9	0.5	△0.4	0.8
	5	△1.5	△0.7	2.1	3.5	0.9	0.1	1.1
	6	△1.4	△0.2	2.9	3.3	0.7	0.2	1.2
	7	△1.3	△0.9	3.5	3.5	0.8	0.4	1.4
	8	△1.2	0.8	4.6	3.5	1.0	0.7	1.5
	9	△1.3	△1.7	3.8	2.8	1.7	0.3	1.2
	10	△1.0	△2.4	3.6	3.2	2.1	0.9	1.6
	11	P △0.7	△2.1	4.2	3.7	2.4	1.2	P 1.8

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2013年9月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,414,456	94,829	1,363,242	1,352,352	709,346	499,694
岩手	751,988	19,464	516,718	516,571	158,255	151,738
茨城	1,260,627	25,381	699,531	699,099	414,481	192,033
埼玉	2,798,737	111,612	1,943,926	1,942,433	691,447	236,764
東京	2,292,691	66,458	1,315,580	1,314,537	866,296	195,853
神奈川	3,767,625	95,596	2,559,911	2,559,403	1,166,382	332,922
山梨	438,795	15,673	337,199	336,419	39,223	74,381
長野	2,385,436	42,810	1,120,157	1,119,942	971,836	340,876
新潟	1,445,494	36,296	781,337	781,334	498,297	217,445
石川	797,875	17,468	480,162	477,135	207,462	134,611
福井	609,714	17,023	363,590	363,148	206,886	75,686
岐阜	2,171,739	70,118	1,522,041	1,516,977	526,922	196,999
静岡	3,323,002	111,303	2,000,918	2,000,721	1,084,874	362,960
愛知	5,820,874	154,403	3,130,138	3,130,130	2,153,620	609,261
三重	1,641,125	39,125	1,008,974	1,007,110	474,570	196,157
滋賀	1,068,963	24,697	895,993	844,846	235,591	74,262
京都	977,960	32,681	703,698	703,411	229,449	75,247
大阪	3,763,733	105,415	2,695,500	2,685,476	982,874	660,932
兵庫	4,242,817	119,524	2,239,771	2,239,344	1,457,122	962,841
和歌山	1,198,814	47,829	780,880	780,861	294,903	134,404
鳥取	320,122	7,933	212,013	211,099	93,624	22,814
島根	626,472	16,313	454,738	454,579	154,317	34,978
広島	1,844,267	80,200	1,243,076	1,242,752	591,979	72,956
山口	890,105	35,542	594,886	594,844	216,066	101,900
徳島	667,916	32,546	428,876	428,734	231,407	22,267
香川	1,461,726	23,095	714,082	713,879	726,493	47,893
愛媛	1,273,816	43,011	862,434	862,145	364,562	92,153
高知	742,540	19,871	416,975	416,971	207,052	88,598
福岡	1,685,654	25,094	1,040,267	1,039,805	521,625	175,070
佐賀	638,503	28,133	392,475	392,175	139,300	122,415
大分	445,042	15,600	279,953	279,836	124,177	56,305
宮崎	524,898	17,664	298,277	298,207	142,739	101,928
鹿児島	978,901	29,911	701,107	696,138	159,710	136,443
合計	**55,272,427**	**1,622,618**	**34,098,425**	**34,002,413**	**17,042,887**	**6,800,786**
一連合会当たり平均	1,674,922	49,170	1,033,286	1,030,376	516,451	206,084

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外
（奈良，沖縄は県農協，それ以外は農林中金へ統合）。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2013年9月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告組合数
（北海道）	(3,122,721)	(175,819)	(2,232,525)	(2,219,719)	(15,562)	(965,664)	(110)
青森	483,083	6,566	275,004	273,976	5,173	152,950	10
岩手	1,028,277	17,176	721,494	713,695	60,041	239,486	9
宮城	1,241,598	19,946	819,680	816,261	89,132	339,147	14
秋田	761,499	7,157	430,962	428,425	35,730	219,261	15
山形	935,608	9,143	535,284	527,721	48,448	305,261	17
福島	1,633,438	19,472	1,204,345	1,202,400	81,233	352,132	17
（東北計）	(6,083,503)	(79,460)	(3,986,769)	(3,962,478)	(319,757)	(1,608,237)	(82)
茨城	1,598,156	19,300	1,195,519	1,185,328	83,057	317,598	26
栃木	1,556,340	11,850	1,090,447	1,086,798	124,188	322,272	10
群馬	1,423,072	5,256	1,061,390	1,058,435	54,864	277,516	15
（北関東計）	(4,577,568)	(36,406)	(3,347,356)	(3,330,561)	(262,109)	(917,386)	(51)
埼玉	3,938,610	5,461	2,675,767	2,675,535	247,682	1,106,417	21
千葉	2,427,503	11,067	1,510,956	1,509,846	170,107	737,325	21
東京	3,457,008	2,801	2,276,964	2,260,023	124,760	1,207,453	15
神奈川	5,849,541	2,039	3,714,330	3,701,186	404,550	1,934,565	14
（南関東計）	(15,672,662)	(21,368)	(10,178,017)	(10,146,590)	(947,099)	(4,985,760)	(71)
山梨	640,527	2,115	418,834	415,237	39,467	170,694	11
長野	2,905,386	11,571	2,138,044	2,129,127	52,223	748,194	20
（東山計）	(3,545,913)	(13,686)	(2,556,878)	(2,544,364)	(91,690)	(918,888)	(31)
新潟	2,151,588	22,062	1,392,645	1,391,555	183,874	598,720	26
富山	1,306,152	3,040	965,590	964,719	82,767	231,728	17
石川	1,135,538	2,115	761,425	755,160	57,602	358,651	17
福井	842,507	1,530	585,170	585,116	41,828	209,723	12
（北陸計）	(5,435,785)	(28,747)	(3,704,830)	(3,696,550)	(366,071)	(1,398,822)	(72)
岐阜	2,899,577	2,095	2,115,859	2,114,433	207,234	635,524	7
静岡	4,816,655	15,318	3,271,084	3,261,519	326,076	1,337,157	18
愛知	7,471,234	20,166	5,718,166	5,713,444	446,855	1,661,393	20
三重	2,181,911	4,010	1,577,783	1,562,481	182,125	439,025	12
（東海計）	(17,369,377)	(41,589)	(12,682,892)	(12,651,877)	(1,162,290)	(4,073,099)	(57)
滋賀	1,435,644	3,426	1,044,908	1,043,913	127,395	279,152	16
京都	1,228,798	3,327	941,766	936,248	79,258	227,132	5
大阪	4,436,132	23,848	3,532,239	3,489,509	167,279	787,251	14
兵庫	5,142,514	7,556	3,907,030	3,905,991	122,489	1,189,843	14
奈良	1,317,103	2,697	948,568	918,334	95,828	274,909	1
和歌山	1,510,764	2,590	1,120,217	1,119,295	80,458	265,673	10
（近畿計）	(15,070,955)	(43,444)	(11,494,728)	(11,413,290)	(672,707)	(3,023,960)	(60)
鳥取	488,099	7,834	307,940	303,222	32,373	119,564	3
島根	913,334	8,991	555,458	554,030	47,010	302,214	11
（山陰計）	(1,401,433)	(16,825)	(863,398)	(857,252)	(79,383)	(421,778)	(14)
岡山	1,696,651	13,052	1,148,491	1,145,693	76,930	463,715	9
広島	2,520,830	3,460	1,817,234	1,817,111	58,277	626,540	13
山口	1,221,139	1,966	868,268	860,782	73,088	274,173	12
（山陽計）	(5,438,620)	(18,478)	(3,833,993)	(3,823,586)	(208,295)	(1,364,428)	(34)
徳島	806,397	1,885	648,192	645,417	22,202	120,331	16
香川	1,600,468	2,874	1,451,154	1,450,710	0	162,848	1
愛媛	1,679,384	2,868	1,253,492	1,253,196	89,958	310,653	12
高知	872,654	2,713	667,552	664,867	48,802	156,424	15
（四国計）	(4,958,903)	(10,340)	(4,020,390)	(4,014,190)	(160,962)	(750,256)	(44)
福岡	2,607,037	5,771	1,670,848	1,660,801	82,529	900,601	20
佐賀	855,778	12,351	545,405	544,362	45,943	228,944	4
長崎	644,567	4,142	419,355	416,150	12,070	177,590	7
熊本	955,552	10,170	530,722	522,920	74,512	301,674	14
大分	647,982	7,831	411,775	410,547	24,407	199,351	6
（北九州計）	(5,710,916)	(40,265)	(3,578,105)	(3,554,780)	(239,461)	(1,808,160)	(51)
宮崎	735,843	15,538	460,506	458,378	41,059	223,324	13
鹿児島	1,250,871	8,377	822,887	819,972	3,565	370,417	15
（南九州計）	(1,986,714)	(23,915)	(1,283,393)	(1,278,350)	(44,624)	(593,741)	(28)
（沖縄）	(773,849)	(3,200)	(402,958)	(394,227)	(55,993)	(268,639)	(1)
合計	**91,148,919**	**553,542**	**64,166,232**	**63,887,814**	**4,626,003**	**23,098,818**	**706**
一組合当たり平均（単位千円）	129,106,118	784,054	90,887,014	90,492,654	6,552,412	32,717,873	-

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2013年9月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金
北海道	577,358	8,840	420,100	419,698	127,498
青森	52,422	1,767	28,286	27,013	11,154
岩手	152,745	3,029	122,857	121,934	32,857
福島	19,994	877	17,442	17,215	2,346
茨城	22,333	688	17,190	16,825	4,546
千葉	64,367	2,313	46,432	43,726	10,812
東京	6,429	143	4,912	4,908	785
神奈川	14,997	2,170	11,897	11,583	4,038
新潟	26,471	874	20,067	19,847	3,154
富山	32,435	567	27,659	27,195	3,723
石川	42,420	1,190	32,135	31,822	7,308
福井	42,157	997	27,904	26,989	10,762
静岡	103,205	6,826	73,926	73,704	31,102
愛知	79,216	2,134	57,959	55,660	13,709
三重	85,489	3,428	53,427	53,182	33,310
京都	43,152	666	19,180	18,949	21,546
兵庫	66,999	1,736	40,362	38,644	22,467
和歌山	41,492	1,014	31,111	30,443	6,039
鳥取	23,085	806	17,145	16,704	5,807
広島	70,168	903	38,807	38,523	24,478
徳島	29,869	499	26,671	26,311	2,680
香川	51,215	3,221	42,495	42,461	9,451
愛媛	77,273	1,504	45,022	44,103	32,073
高知	34,447	1,917	20,871	19,959	13,285
福岡	42,284	659	34,556	34,077	5,050
佐賀	96,621	1,222	65,967	65,846	27,735
長崎	113,515	1,726	82,278	82,189	25,623
宮崎	34,008	1,001	24,291	24,127	10,956
鹿児島	66,420	2,480	32,637	30,955	35,927
沖縄	22,789	497	13,914	13,761	10,160
合計	**2,135,375**	**55,694**	**1,497,500**	**1,478,353**	**550,381**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2013年9月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	払込済出資金	預け金	うち系統預け金	信用貸出金	報告組合数
北海道	493,663	99,618	82,503	525,499	522,104	122,585	70
青森	7,462	250	492	6,894	6,822	942	1
宮城	97,384	490	10,809	76,175	75,228	26,222	1
山形	5,079	0	715	4,270	4,100	559	1
福島	9,348	1,568	1,085	11,915	10,587	43	2
静岡	17,514	398	388	14,265	11,988	4,105	1
愛知	6,846	294	455	6,670	6,326	253	1
島根	39,391	321	3,253	29,248	29,032	6,842	1
山口	58,697	77	5,473	38,164	37,449	17,023	1
香川	2,381	961	137	2,144	2,117	1,090	1
愛媛	8,850	1,845	976	9,480	9,445	2,116	3
長崎	90,646	18,378	7,547	92,378	91,766	17,400	38
熊本	6,498	405	740	5,075	4,036	1,482	1
大分	25,453	0	1,979	15,496	14,883	7,743	1
宮崎	27,888	6,932	3,471	25,533	25,289	11,299	12
合計	**897,100**	**131,537**	**120,023**	**863,206**	**851,172**	**219,704**	**135**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では，全中・全漁連・全森連と連携し，東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を，過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために，ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年３月に開設しました。

東日本大震災は，過去の大災害と比べ，①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと，②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ，広範囲に被害をもたらしていること，に際立った特徴があります。それゆえ，阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても，さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり，それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また，福島原発事故による被害の複雑性は，復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ，本ホームページにおいて，地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより，その記録を将来に残すと同時に，情報の共有化を図ることで，復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2014年１月20日現在、掲載情報タイトル1,210件　［関係する掲載データ1,932件］）

●農中総研では，農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている，東日本大震災に関する情報を受け付けております。
　冊子の保存期限の到来，ホームページの更改や公開データ保存容量等，何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら，ご相談ください。

URL : http://www.quake-coop-japan.org/

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014年2月号第67巻第2号〈通巻816号〉2月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791
URL : http://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所
農林中金ファシリティーズ株式会社／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定　価
400円（税込み）1年分4,800円（送料共）

印刷所
永井印刷工業株式会社